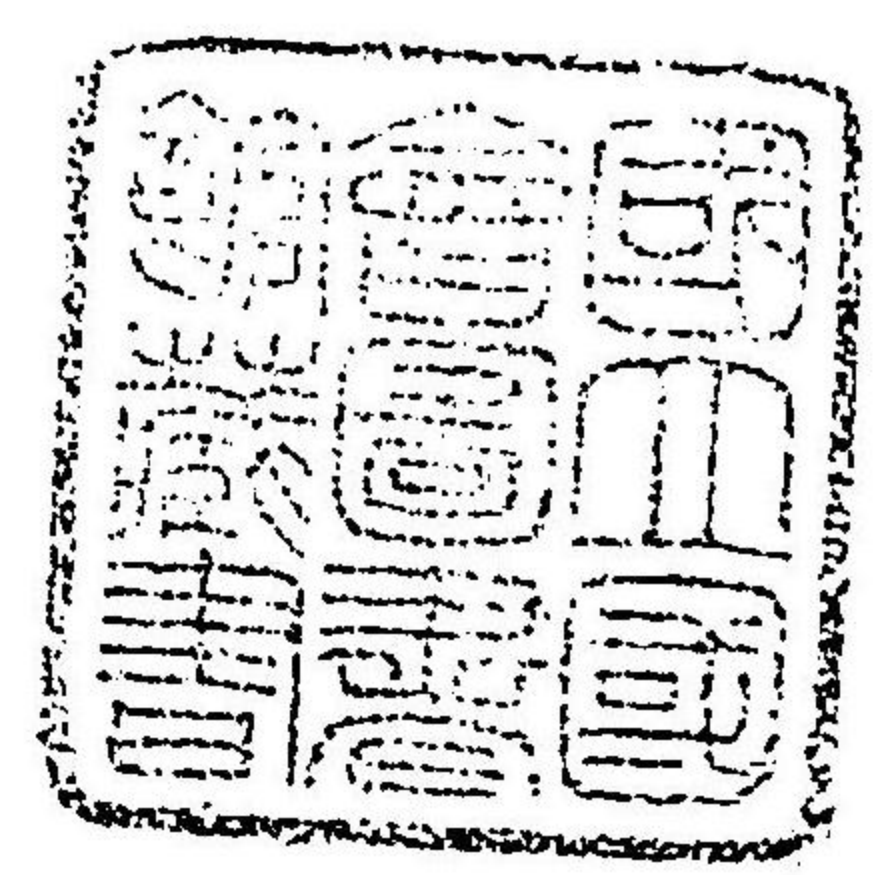


鷹洲 織田完之君序
稷山 飯村 粹君著

佐藤信淵翁傳

東京 敬業社

289.1
S2848IX



219152

贈正五位左藤信淵之肖像



贈正五位佐藤信淵先生畫像贊

赤氣衝空仁者祥、夙修經國濟民方、
混同秘策弘皇道、農政本論提大綱、
地救五患皆實用、草需六部悉精詳、
雲霄萬古傳家學、天鍵即開無盡藏、

織田完之謹題

佐藤信淵翁傳序

開萬古之活眼。據天地之經緯。察宇內之形勢。救四海之困窮。是謂之經濟大道術。其研覈精究。亘五世而大成者。爲佐藤信淵翁也。夫翁家學。實爲本朝經濟學根元。今舉翁卓見遠識。爰示二三。文政六年。既有改江戶奠東京。改大阪爲西京。置三臺六府。分民職爲八科之論。或有航海貿易之說。或有戰艦火技之辨。其著書數十部。就中。立富國強兵之長策。壯本朝征外國之雄畧。專提其大綱者。曰宇內混同秘策。其於教義。曰鎔造化育論。曰天柱記。其於經綸。曰經濟提要。曰垂統秘錄。曰復古法概言。曰經濟問答秘記。曰責難錄。曰經濟要錄。其於農政。曰農政本論。曰農政教戒六箇條。曰田畷年中行事。其於農業。曰草木六部耕種法。曰培養秘錄。曰土性辨。曰氣候審驗錄。其於開墾。曰開國要論。曰種樹園法。曰種樹秘要。曰致富小記。曰內洋經緯記。其於治水。曰隄防溝洫志。其於水產。曰漁村維持法。其於鑛山。曰山相秘錄。曰坑場法律。其於管商。曰物價餘論簽書。其於外國事。曰西洋列國史畧。其於經

國。曰薩藩經緯記。曰日向經緯記。曰紀藩經緯記。曰鳥羽領經緯記。其於兵馬。曰一隊轉戰法。曰三銃用法論。曰水陸戰法錄。曰兵法一家言。曰禦悔儲言。曰東西火攻辨。曰硝石製造辨。其他尙多。夫讀此等書。則經營國土。濟救人民之要領。有思過半者矣。抑翁家學。傳統於余家者。有緣而然也。翁嫡昇庵信昭沒。其所養曰米太郎。米太郎爲藥商。不遑修學。舉翁遺稿遺物。懇囑余修翁家學。爾來余家有翁靈牌畫像系圖刀劍印章等類也。今茲八月。秋田人飯村生來見余曰。吾夙慕翁爲人。深信其家學。故欲修之傳。稿本已成。願得見翁遺書。余欣然出示。於是乎。生從事繙閱。亘十餘日而卒業。因請余序。余義不可辭。謹序之。

明治二十六年九月五日

鷹洲外史 織田完之撰

自序

余嘗て專修學校に在りて經濟學を修むるや、其講する所のもの、多くは泰西の說にして、其讀む所のもの、多くは泰西の書なり。蓋し經濟を一科の學問と定めたるは泰西人に始まるか如しと雖、決して然らず。我國前哲往々論著する所あり、唯其一斑を見て全豹を窺ふものなきを惜むのみ、是に於て慨然日本經濟史を編するの志あり。既にして自ら謂らく、是れ大事業にして一朝一夕の能くすへきにあらず、因りて先づ我國經濟史上の人物に就て、其學說を講究し、更に其時代を觀察するに若くはなしと、乃ち經濟上の大家を求めて熊澤蕃山、新井白石等十數名を得たり。中に就き其學說の最も信すべく、人物の最も慕ふべき者は我縣佐藤信淵翁なり、豈翁か該博の學識、雄大の經綸、絶世の卓見、畢生の本領を叙し、以て佐藤家々學を宣揚せざる可けんや。於是乎

二
今を距ること四年前、即明治廿二年十月、其著書に就て大に之を講究せんと欲すれども、遺著散逸して世に傳らず、唯坊間に行はるゝ者は僅かに廿餘部にして多は農書なり、是翁を以て我國農學の鼻祖たることを知る者あるも、大經濟家たるを知る者寥寥として稀なる所以なる乎。爾來自ら東西に奔走し、南北に遊歴して、遺老有識の士を叩き、斷簡片紙と雖も、翁の手に成る者は、務めて之を蒐集して、殆んど八十餘部に及ぶ、其間隨讀隨録して、遂に卷を成すに至れり。義兄玄山之を觀て、頻りに上梓して世に公にせんことを勸む、因りて謏劣を顧みず、更に翁か經歷性行の概要と、其父祖四世の事蹟とを加へて、剖厥に付し、以て廣く同好の士と、欽賞を共にす。讀む者感激奮起以て、大に爲すことあらば、則ち此小冊子、未だ必ずしも聖世の治に小補なくんばあらすと云ふ。

抑翁の家學たるや、極て博し故に世間或は翁を以て理財家と稱し、或は農學者の鼻祖と唱へ、或は皇學者と呼び、或は蘭學者と云ひ、或は醫者、或は通儒、或は砲術家、或は海防論者、或は鑛學家、或は政治家と云ふと雖も、要するに翁か一世の本領は、經國濟民の偉業を大成するにあるを以て、稱して我國大經濟家となすは蓋し其當を得るものとす。

終りに臨んで尙一言せん、余此傳を著はすに當り、東嶽坂本君の盡力を蒙れる者多し、其他織田鷹洲、吾妻醒軒、狩野旭峯、町田幾堂、後藤忘言、小杉玄山、小原洞穴、佐藤不息等の諸君賛襄幹旋の勞を執れり、因て茲に謹んで之を謝す。

於明治廿六年九月八日靜修堂樓上

稷山生識

凡例

一本書時代に因りて各章の區別を立つると雖も、是れ讀者の便に供するのみ、第一章中に、翁が父祖四世の經歷を叙せしは、是れ翁か家學の淵源を知らしめんか爲めなり、又第三章著作時代に於て、翁か家學の大要を論せしも、翁か晩年に於ける著書に就て其説を擧げしものあり。

一佐藤家々學の大要を論するに當りては、私見を狭まさらんことを務めたりと雖も、往々和漢洋の學理を擧げて之を敷衍せしものあり、然れども決して其意を枉げず其義を害せず。唯佐藤家々學の何物たるを知らしむるにあるのみ。

一翁か遺著三百部八千卷ありと傳ふれども、散逸して世に存する者は甚た少なし、著書此傳を草するに當りて、佐藤家の遺著を、引用せし者は殆んど八十部に餘れり、然れども是れ其著書の四分一に過ぎず且つ寒村の僻邑、參考の書に乏しきを以て甚た遺憾に堪へざる所あり、此等の點は他日を期して充分に訂正を加ふ可し、讀者高教を垂れよ。

一翁の肖像、坊間にある者數種なれども其容貌多少異なれり、上に掲げるは翁の舊知己宇和島藩主伊達宗城公の鑒定を得たるものにして、信するに足るものなり、是れ織田完之氏の襲藏に係るものなり

一本書附録中、佐藤家傳書目録を掲げて、讀者に便にす。

明治廿六年九月上旬

著者識

二

佐藤信淵翁傳目次

緒言.....	一頁
第一章 小壯時代及父祖四世の經歷.....	五頁
第二章 遊歷時代.....	二十三頁
第三章 著作時代(佐藤家々學).....	四十六頁
第一節 創業.....	五十頁
第二節 開物.....	五十五頁
第三節 融通.....	七十一頁
第四節 富國.....	八十五頁
第五節 垂統.....	百五頁
第四章 老年時代.....	百卅五頁
附録.....	二百三頁
一、逸事奇聞.....	
二、佐藤家傳書目録.....	

一

佐藤信淵翁傳

飯村粹著

我國元和偃武以來、徳川氏、封建の制度を大成して、門閥の階級を嚴にし、天下の大權を掌握し、三百諸侯に號令して、年毎に參勤交代せしめ、亦其妻孥を江戸に留めて、以て自立の計を爲すの違なからしめ、或は儒教を奨め、或は文學を勵して、粗豪慥悍の性を矯除し、鬪争殺伐を好むの習慣を制せり、而して積年の久しきに至り、一般の風俗漸く浮華驕奢の弊に陥り、諸侯の子孫に至りては、禮容閑雅の貴公子と變し、風流優美の執袴子と化し、士氣蕩然として一掃するに至れり、是故に縱令英邁俊傑の士、下流より出づるも、容易に其驥足鷹翼を伸ふるの餘地あるとなし。蓋し家康の偉略、秀忠の謹慎、加ふるに家光の英明を以て、國家太平の基礎を固ふし、天下の民をして東洋の別乾坤に高枕安臥、以て三百年の長夢を結ぶの時運を開けり、家綱其後を繼ぐや、慶安の變ありと雖も、名臣尙存して輔佐の任に當り、天下亦動搖するに至らずして止む、綱吉羸弱の質を以て、専ら儒學を崇み、新に釋典の禮を興して文學を奨勵せしと雖も、奢侈の風漸く長して、遊惰の弊益々盛に、惡貨行はれて物價騰貴し、財政日に益々窘蹙を極め、權臣柄を弄して、

收斂を是れ務め、以て庶民を凌虐するに至れり、家宣大に弊政を改革せんと欲すれども果さず、家繼其私意を恣にして、政令頗る紊れ、天下の事日に將さに非ならんとす、此の時に當り大に奢侈を戒めて、質素の風を養ひ、忠諫の士を擧げて、直言を求め、盛に實業を奨励して、國利を計り、文武の道を講して士氣を鼓舞せし者は、實に中興の宗、吉宗是なり。然れども家重家治の時に至りて、國政又た亂れ、家齊立つに及んで吉宗の遺法を守り、弊政を改め、一時小康を致せしと雖も、眞に外觀の美のみ。其實は徳川幕府の衰滅既に此時に胚胎せり、何となれば徳川氏の施政たるや、人に因り時に従ひて、一盛一衰なきにあらずと雖も、之を大觀するときは天下皆文弱浮華の弊風に靡き、奢侈怯懦の濁流に沈み、忠君愛國の士氣蕩然一掃し去りて、財政日に益々窘蹙を極め、因循姑息唯一時の彌縫策を以て、狂瀾を既倒に挽回せんとするもの、如し、故に一時外觀の美を裝ひ、文物典章の盛を以てするも、其根源の既に枯涸せるを奈せん、然り而して外は則ち泰西の鐵艦怒濤激浪を驅て東洋の沿岸を衝き、魯鷲英獅各々窺窺の念を恣にし、吞噬の慾を逞ふせんとす。此内外多難多事なるの時に遭遇し、學者は、小天地に踟躕して頭を古書堆裡に沈め、徒らに蠶魚と伍を同ふし、詩歌の末技に耽り、華美優麗の文章を弄し、或は程朱の糟粕に朶頤し、或は陸王の冷飯に垂涎し、相互に旗幟を立て、辨難を試むるも、多くは心法の僻説に偏し、

性理の空論に陥れり。元より其説や幽遠深妙にして、其論や高尚浩大なるを以て、却て國家の盛衰等は之を言ふを屑とも爲さざるに至る、是れ其心に存養する所と、其身に操行する所と、天地雲泥の差を生せるを以て、口に聖經賢傳を唱ふれども、其行ひ柔腸軟骨の文人たるを免れず、其頭を擧げ、臂を揮ふて、一飽の外に出る者甚だ稀なり、焉んぞ能く宇内の大勢を看破して經世濟民の事業を企圖する者あらんや。

此時代に遭遇して之を能くせし者は、翁を措いて其れ誰ぞや。然り而して翁か高祖父信利歎庵は、今より殆んど三百年前に於て、夙に心を經濟の學術に潜め、深く格物致知の工夫を凝らし、慨然農は天下の大本なりと絶叫し、以て立國の基礎を定め、身自ら之を實驗に徴して、大に農業上の發達を計れり、爾來曾祖父信榮元庵、祖父信景不昧軒、父信季玄明窩皆能く父祖の遺志を繼ぎ、各々自家獨得の新見を吐露して、啻に農政學上に嶄新の卓論を立てしのみならず、開物製煉の業より、鑛山拓地軍備防海等の事に至るまで、一々之を精究して、以て家學の羽翼となし、而して大に經世濟民の偉業器略を劃策せり。翁父祖四世傳統の家學を繼ぐに及んで、該博の識、千古の卓見を以て、深く皇道の淵源を極め、遠く三代聖經の精粹を探り、加ふるに泰西の學理を咀嚼して、天地鑄造の神理を明にし、造化無盡藏の秘蘊を開發して、之を實地に徴し、之を學理に考へ、

以て富國強兵の大策を立て、愛國の士氣を鼓舞して、軍備の擴張を計り、經濟の原理を論じ、農政の本原を説き、通商貿易の大利を陳べて、財政の衰頹を挽回し、以て四海の窮困を救ひ、一步を進めて内治の大改革を唱へ、冷棒一打以て封建制度の中堅を衝破し去て、天下統一の施政を立て、遂に歐米諸國の機變を洞察して、以て宇内を混同し、万邦を囊括するの大雄圖を劃せる者は、宇宙間獨り佐藤信淵翁の在るのみ、翁は實に經世濟民家たるの本領を有するものなり、世の經世濟民の事業を企圖せんとするもの、豈此翁を知らざる可けんや。

第一章 少壯時代及父祖の經歷

翁姓は藤原、氏は佐藤、名は信淵、字は元海、椿園と號し、又融齋或は松庵の號あり、通稱を百祐と云ふ、明和六年六月十五日を以て、出羽國雄勝郡西馬音内郷郡山村に生る、此夜赤氣天を貫く、家人以て瑞祥となすと云ふ、父名は信季、玄明窩と號す、母は蒲生氏。

其先は佐藤嗣信に出づ、嗣信五世の後裔、中興の祖式信、土佐と稱す、雄勝床舞村大戸澤の城主たり、世々小野寺遠江守義道に仕ふ、其孫信慶に至り、最上出羽守の爲めに其城を陥られ、次て亦其領地を失ふ。九世信利(高祖父)歎庵と號す、天正元年五月を以て床舞村に生る、其家を繼ぐや、始めて醫を業となす、後ち慨然として曰く、「農は天下の大本なり、我國古來瑞穂國と稱し、農を以て國を立ること、茲に殆んど二千有餘年、然れども中古以來戰亂鬪争の世となりて、亦農事を顧みるの違なく、田野荒蕪、山林敗頹するに至れり、若し此の如くにして、一朝凶作飢饉に遇はば、百万の生靈空しく餓死せんのみ、今の時に於て之か救濟の策を講ずる者は我を措て其れ誰そや」と遂に刀圭を抛ちて、心を經濟の學に潜め、意を農業の術に用ふ、年長するに及び、單身笈を負ふて諸國

を遊歴し、到る所老圃老農を訪ひ、又高名大家の門を叩きて、精究多年學術大に進み、卓然として新得の説を立てり。彼の天文地理の理を究め、國土經緯の地圖を製造して、農政學上にか必要を論せる如かきは、實に我國暗黒なる農學界に、一點の明星を放てるものなり。信利元祿十五年四月病を以て雄勝郡貝澤村に卒す。

其子信榮(曾祖父)元庵と號す、慶長元年三月を以て、雄勝郡西馬音内村に生る。父の遺業を繼ぎて經濟の學術を修め、諸國を遊歴して到る所、其學術を施さるはなし。彼の會津藩祖保科正之君の始めて封を會津に移さるや、信榮を召して富國安民の大計を諮詢す、信榮乃ち其領内を巡視して、氣候を審驗し、土性を辨別し、亦其人情風俗等を觀察して、大に弊政の改革すへきことを述べ、殖産興業の急務なるを説きて一書を上る、君公其言を用ひて大に經劃する所あり、就中漆園法律二卷を著はして、漆樹の培養を審にし、漆園開發の秘訣を示して之を獻せしか、君公其法を用ひ、直ちに百姓に令して、「漆樹百本を植ゆる者には、賞金として金一兩二分を賜ふ」と於是乎里民競ふて、之か種樹培養に従事し、後ち果して大に蕃殖し、遂に之を以て財政を挽回するに至れり、今に至る迄會津より漆液、蠟及漆器等を出すこと天下に冠たるは、信榮の經劃に依ると雖も、亦君公の遺徳を敬せざる可けんや。實に草莽の野夫を擧げて以て、弊政を改革せるか如きは、聰明英達之士

にあらずんば焉んそ之を能くせんや。

亦彼の都下百万の生靈を安せしむる多摩川の清流をして、暴漲枯渴の憂なからしめ、若し一朝水勢の横溢するときは、直ちに之を六郷川に放決して、其度を失はしめず、一支の平流日夜滾々として都下を潤澤し、以て人生最要の飲料を供するの經劃を爲せし者は夫れ信榮にあらずや。實に治水の術明かならざるは、實に運輸の便否、農業上の盛衰に關するのみならず、國家の利害、民命の消長に係るや大なり、是れ信榮か治水の理を講じて、隄防溝洫に力を盡せる所以なり。

亦嘗て秋田藩の老臣梅津大夫の命を奉し、藩政の機密に參して、大に政績を顯はし、後ち諸國の形勢を論して、度數表五卷を大夫に獻す、大夫大に之を嘉し、佐竹侯に奏し祿三百石を給して、奉仕せんことを勸むれども辭して仕へず、大夫賞するに銀製廣卷の長刀一口、及黄金作の藥籠一個を賜ふと云ふ。

信榮の功績尙はより大なる者あり、何そや、曰く氣候審驗録の著是なり、世間農事を講ずる者、氣候の寒暖は、作物の豊否に大關係あることを知ると雖も、其理を推究し其術を明にし、以て之を農事に應用する者に至りては絶へてあることなし、信榮夙に天文地理の理を極めて、氣候の寒暖を審驗し、之を實地に施して其術を誤らず、之を學理に徴して其理に悖らず、是れ實に農事上に於ける

のみならず、亦學術界に氣候の眞理を開發せるの功大なりと謂つ可し。

正徳三年六月、病に罹りて命將に絶へんとす、其子信景を召して曰く、「我家は元と采地ありし者なり、慶長五年祖父信幸、直江山城に欺かれ、天命に逆ひ天罰を蒙りて流落せり、且つ我れ佐竹左衛門に忌避せられ、今恨を吞んで死するも皆其餘罰なり、汝能く心を盡くして國家に功勞を致し、以て祖先の天に逆ふたる責罰を贖へよ」と言終りて卒す。

其子信景（祖父）不昧軒と號す、寛文十三年五月を以て西馬音内村に生る、資性穎敏材力人に絶し好んで群書を讀む、其父祖の遺業を繼ぐに及んで、慨然として曰く、「今まや天下奢侈の風に陥りて國用給せず、加之飢饉荐りに起り、遂に餓殍あるに至れり、我家世々醫を業となす、醫は元と仁術と雖も其技小なり、豈廣く萬民を濟ふに足らんや」と諸國を遊歴して益々經國濟民の學術を修め、耕種拓地の法、百工製煉の方に至るまで講せざるなし、殊に土性の理を明にし、又土質を辨別すること審にして、土性辨の一書を著はせるか如きは、實に農學上に大裨益を與へたるものなり。信景實に農政上に自家獨得の新見を現はせしのみならず、亦財政の衰頽を挽回せんと欲するの志を有し万貨統括の大計を策して之を執政に上る、然れども用られずして止む。又力を開作事業に盡し、元祿年間蝦夷に航行し、自ら開作に従事すること殆んど三年餘、而して大に好結果を得たるを以て、

蝦夷開拓策を領主に獻して罪を蒙り、獄裡に苦しめらるること月餘、然れども始終其説を改めず、遂に放逐せらるゝに至れり、我國蝦夷開拓を主唱せる者は、實に信景を以て祖となす。

信景又鑛山事業に従すること多年、彼の元祿年中に於て出羽松岡の金鑛を開き、寶永年間足尾の錫山を開き、豊後竹田の錫山を開きたるは享保年間なり、如此積年の實驗を以て、山相の理を究め、一旦煥然として悟得する所あり、當時世の抗夫等か、鑛山學の詳かならざるを機とし、稍もすれば種々の虚誕放言を以て豪家を欺き、千金を賭して開鑛の事業に従事せしめ、遂に其産を破らしむる者多きを憂ひ、金銀銅鐵等を含蓄する山相を精密に論し、之を實驗に徴し、之を學理に考へて、山相秘録なるものを著はせり、是れ實に鑛山家か無上の珍寶として深秘する所なり、世間未だ鑛山學なるものあるを知らざるの時に於て、多年實驗の工夫を凝らし、學理の淵源を探りて、歴々徴すべき科學的の組織を立てしは、實に信景の功なり。今より之を見れば其説く所、信すべからざるものなきにあらずと雖も、是れ白玉の微瑕なり、何んぞ之を全廢することを得んや、彼の出羽、奥州、伊豫、但馬、石見、佐渡等に於て、鑛山學を唱ふる者は皆信景の門人なりと云ふ、實に信景は我國鑛山家の泰斗なりと云ふも豈誣言ならんや。

惜哉、享保十七年八月、門人の請に依り、秋田阿仁銅山に至り、其礪石の良否を驗するに當り、忽

然爆聲あり、其響き巨煩を發するか如し、暫くにして山岳震動火焰噴出し、遂に其火焰に觸れて卒す。嗚呼天此英才を假さず、不幸短命にして其身を終れり、若し信景をして壽長からしめば、豈啻に農鑛開拓等の偉業のみならんや、亦必ず赫然卓抜の新見を立て、一世を聳動せしものあらん、噫。其子信季(父)玄明窩と號す、享保九年十一月、西馬音内村に生る、父祖の遺業を繼ぐに及んで、自ら謂らく、「我國四面環らすに海を以てし、而して土地豊饒、氣候温和にして風俗醇良、實に万邦に秀逸せる天府なり、然り而して陸産の業に於ては、父祖以來皆力を極めて造化の無盡藏を開き、天地の濫與を闡發して略々其大經を盡せり、然れども海産の事業に至りては、世間未だ其説を見ず」と奮然起ちて諸國を遊歴すること殆んど四十餘年、其間水産發達の法を講ずるのみならず、又農政培養の術を精究す。常に眼を宇内の大勢に注ぎ、到る所の沿岸諸州に於て、漁獵の業を教へ、或は漁村維持法を講じて、皆實蹟あり。當時凶作年に連り、殊に不獵の地多く、伊豆の如きは五百有餘戸の村内に於て、餓死する者二千餘人の多きに及び、甚しきは一家の老若男女枕を列ねて餓死する者あるを見て、悵然として曰く「凶作不獵の時に當りて、先づ餓死する者は漁民なり、豈之を濟ふの法を講せざる可けんや」と夫れ漁村は、田畑少なく人数極めて多く、而して其性たるや疎懶にして、大漁の時は其心忽ち高慢奢侈の弊に流れ、美食を縱啖し美酒を痛飲し、以て一時の快を貪り、

目前の樂みを求め、今日あるを知りて明日あるを知らざる者比々皆然り、故に金錢を浪費すること甚たしくして、絶へて節儉貯蓄の念なく、又た遠慮心なきを以て、不獵の災危に遇ふときは、其身を處する能はずして空しく飢餓に迫るに至る、豈歎すへきの至ならずや、故に豫め不獵飢饉等の災危に備ふるの制度を立て、衣食を足らすの方法を設けて、漁村維持の道を講究せざる可らず、是れ啻に漁民の飢寒を濟ふのみならず、實に經濟上忽にす可からざるの大事なり、故に能く漁村を富贖し、貨物を産出せば、彼我交易の路を通し、以て國益を計らざる可らず、於是乎日本全國の各海港場に、交易館設立の必要なるを述へて、通商貿易の大利を論せり、卓見の士にあらずんば焉んぞ能く茲に至らんや。今其交易館の必要を論ずるの條に曰く

交易館を立て遍く買人に命じて、融通の政を助け、自國の物産を以て、他國の諸品と交易するの業を熟練せしめ、諸國物價の貴賤輕重を計り、有箸相通し昂低相傳して、天下の貨物を輻輳し、以て互市交易の利潤を收めば、國家の隆盛を永續することを得べし、是れ一日も交易館のなからざるべからざる所以なり、然れども蠻夷の諸國は、皆狡猾にして利を貪るの念甚た厚し、然るに我國太平の久しく、士民皆偷安に慣れ、上下奢侈に耽りて、亦武備なきを窺ひ、彼れ通商交易を名として、一朝不測の災害を起すことなきを保すべからず、是れ豈注意せざる可けんや。

又常に海防に注目し、沿岸の諸州を周歴して夷人の動靜を見彼、我を窺察するを憂ひ、亦彼の侮る可からざるを察し、大に軍備の必要なるを説けり、彼の海防論者の巨擘として、世に知られたる林子平の其門より出てたるも豈宜ならずや。

嘗て奥州泉之城主本多彈正忠壽公に召されて、經濟の大道を講し、天地鎔造の眞理を説くや、公乃ち天恩の辱なきに感泣し、俄に席を改めて上坐に直し、師父の禮を以て厚く尊敬を加ふ、爾來其教を奉して、恭儉の二徳を修め、質素儉約を守りて封内を富實せしめんと欲す、一藩其行ふ所を見て皆發狂の所爲となすこと殆んど四五年、既にして國富み家給し、物産四方に興り風俗大に改まり、且つ貯蓄の金員一千餘兩に及ひたるを以て、藩内の諸士を會し、盛に酒宴を設け、自ら千金を分與し且つ戒めて曰く、汝等恭儉二徳を修めずして貧窮に陥る者わらば、重罪を以て罰すべし、其期に臨んで悔ゆること勿れ」と滿坐皆肅然として唯感涙に咽ふの聲を聞くのみ。嗚呼公は永く太平奢侈の間に生長し、能く信季の教に従ひ其徳を修め其功を積りて國政を改革せり、彼の賢明なる白河侯の閣老となるに及んで、共に國事を議し、大を國政を一新せるか如きは、實に稀世の人豪に非ずや。

天明元年春蝦夷に遊ふや、一子信淵年甫めて十三にして之に陪従す、大海の波濤を凌ぎ、山岳の絶を險険へ、瘴烟蠻雨の裡に起臥し、寒風白雪の時に際會し、風餐露宿備さに難艱辛苦を嘗むると、

殆んど歳餘の久しきを經れども、毫も屈撓せず、父子相携へて普ねく東蝦夷より、西蝦夷、樺太等を周歴して、其風俗人情を觀察するに、鄙野陋劣殆んど禽獸に異ならず、而して土地荒蕪せりと雖ども開拓すべからざるに非らず、故に信景か試みし開拓法を土人に教へし、又耕種培養法を授く。偶々露人の竊かに貨物を掠奪するを見て、憤然として怒り、直ちに歸りて、蝦夷開拓策を執政に上る、時に物議紛々是非利害を辨晰する者なく、却て無稽の虚談となして其罪を鳴らし、將さに捕丁を使はして之を捕へんとす。是より先き秋田藩政の改革意見を上りて、奢侈を禁し、節儉を修め、農事を勵まし、漁業を盛にし、文武の道を講して、富國強兵の大計を陳ぶること既に三回に及ぶ、然れども之を用ふること能はずして、却て之を惡むこと甚たし、然るに今亦開拓策を上るや、忽ち之を罪せんとす、是れ何等の暴狀ぞや、時に重臣小野岡氏其賢を知り、密に使を遣し之に告げて曰く、「汝狂暴なる權臣の猜忌に觸れ、今宵將に汝を捕へんとす、汝急に身を遠國に避けよ」と信季之をき聞天を仰て獨り歎して曰く、「嗚呼小子共に謀るに足らず」と阿兄を迎へて別盃を傾く、酒酣にして慷慨悲憤自ら禁する能はず、詩を賦して懷を述ぶ。

時維れ八月既望の夜天明に月清く、秋風衣を襲ふて霜氣身に迫り、遠寺の鐘聲幽かに三更を報するを聞き、往事を追想して俯仰感慨に堪へず、將に一子を携へて家を出てんとす、祖母潸然双涙を拭

ふて之を留め、一領の襯衣（振衣千仞岡、濯足萬里流の二句を縫ふ）を出し、之を愛孫信淵に與へて曰く「是れ汝か祖父信景か、諸國遊歴の時常に之を着せり、今之を汝に與ふ、汝必ず父祖の遺志を繼ぎ、能く勉め、能く慎みて其業を怠ること勿れ、實に汝か父は時に遇はず、世に容れられずして屢々嫌忌を蒙り、窮厄交々一身に叢れり、然れども是れ天運の定まる所なり、嗚呼燕雀焉んぞ鴻鵠の志を知らんや、信利（高祖父）信榮（曾祖父）、信景（祖父）皆志業を果さず、空しく英名を鬼籍に載す、顯幽域を異にし、人鬼情を同ふせずと雖も、靈魂死せずと聞く、父祖の靈必ず冥々の裡にあらん、吾亦之に従はんのみ」と一首の歌を詠す、曰く、

沈むとも心は清き月影に

うつる姿は千歳經るまで

と而して悄然奥に入る、忽ち潑然たる聲を聞く、信季之を怪み急に其處に至れば、老母既に身を深井に投す、直に之を擧ぐれども氣息既に絶へ、百方醫療を盡せども遂に蘇せず、信季喟然歎して曰く「人情誰か父母妻子を愛せざるものあらんや、然るに今既に事茲に迫りて老母自死す、徒らに荏苒して俗史に拘繫せられんよりは、寧ろ自刃せん」と衣を脱して刀を抜く、阿兄大に驚き、急に其刀を奪ひ、懇ろに之を諭す、信淵亦泣て父を諫め、漸く之を止む。忽ち門外人聲ありて、相指呼す

るものゝ如し、信季急に一子信淵を提げ、身を躍らして脱れ去る。

是より共に奥羽諸州を周歴せんと欲す、新庄の銀山に至りて其鑛石を檢し、鳥海、羽黒、月山の諸山を跋渉して、庄内、最上、山形、米澤等の風土人情を視察し、會津に至り、飯豊磐梯等の諸山に上りて、金石草木を探り、猪苗代の湖水を廻りて、火玉峠を踰へ、那須高原に出て、土人に椎茸を作るの法を教へ、那須金山に至りて其鑛石を檢し、遂に黒髪山を始め、日光諸地の山谷を扱渉して、各地の産物を探究し、父祖の門人猿橋氏の邸に留まりて、經濟の學を講し、貧民救助の法を授け、且つ培養耕種の術を教ふるに百有餘日。

當時到る所天明の大飢饉に際し、郷里蕭條として、流散の飢民道路に滿ち、愁嗟の聲四方に聞ゆ、而して餓死する者亦其數を知らず、信季深く之を慨歎し、自ら其目撃する所の慘狀を寫し、之を信淵に與へ且誠めて曰く「汝經濟の學術を講究して、百万の蒼生を救ふ可し、汝若し我が家學を以て、國君に見ゆることあらば、此圖を示して其仁心を感發せしめよ、國君此圖を見は、必ず怵惕隱惻の情を生ずべし、何となれば君は未だ生れざるの前より、既に上天の命する所にして、實に万民の父母なり、即ち天に代りて萬民を撫育すべきものなり、故に國君は萬民の餓死するを見は、焉んぞ隱惻の情に堪ゆ可けんや、若し萬民の餓死するを見て、尙恬然として内に隱惻を心を起さざる者

は、是れ實に放心の甚しき者にして、恐らくは暴虐無道の君ならん、汝早く其身を遠けて我が家學を汚すこと勿れ」と感歎に之を諭す、信淵亦深く之に服す。

後ち信季、其門人の請に依り足尾銅山に至りて、銅より銀を搾取するの法を授け、亦仁田本村の錫山を開かんと欲す、日夜門人と共に之を試験し、亦開鑛の經營に従事す、偶々鑛毒に感して痢疾を憂ひ病ひ日に厚し、信季其起つ可からざるを前知し、信淵を召して曰く「我家經濟の學を講し、農政の術を精究すること、我に至りて四世殆んど二百餘年に及べり、汝亦祖先の志を繼て家學を大成せよ。夫れ農事は、天意を奉り地方を盡くして、万物を豊饒にし、以て万民を救濟するの大業なり、故に先づ天地の經緯を測り、山河の形勢を觀て地圖を製し、氣候の寒暖を審かに驗し、土性の剛柔を明かに辨して、國土の經營に従事すべし、信利（高祖父）の國土經緯論、信榮（曾祖父）の氣候審驗錄、信景（祖父）の土性辨の三書は各其理を詳にせり、實に是れ國家を經濟するの至寶なり、今之を汝に授く、汝家學を修練するに此三書を祖述憲章し、沈潜反覆して造化の神理を精究するときは、他に求むることなしと雖も、當に餘師あるべし。然れども亦治水の理を知らざれば、未だ全きを得たるものにあらず、是れ予が若年の時より、此理を究め、或は洪水の横溢して田園廬舎の烏有となり、或は旱魃の爲めに万民の忠害を遺さんことを畏れ、甲州武田家傳來の水利精要を根

本とし、其他種々水防土工の諸法を枝葉となし、間々又己れが新得の諸件を追加して、堤防瀆血志を著はせり、故に能く此法を用ひて力を濫濫に竭さば、水難旱魃の災害を防ぐことを得、此書も亦汝に授く。且亦汝に口授すへき秘訣あり、汝能く之を記せよ、抑々農事を勉強して、作物を豊熟せしむるには、當に耕肥の精細を盡すのみならず、培養の術も懇到を極むるにあらざれば、作物を豊饒にして天地の化育を贊くる能はず、彼の新地を開墾し、熟田を培養するにも皆傳來の良法あり、而して其新地を開墾するには、繞化と疎鑿との二方あり、其耕肥には精碎、軟膨、維持、壓鎮の四術あり、而して亦四時の耕務中耕耘等には、種々懇到なる抑揚の差別あり、之を土性を轉換するの法と名く、又寒氣を傷む者を作るには、寒向避冷迎温閉藏の四術ありて、寒氣を畏るゝ草木をして冷氣の害を免れ、能く其成熟の功を成し、且つ霜威に凍りて凋瘵するの憂なからしむ、之を氣候を變通するの術と云ふ。又糞草を配劑するの料は、皆一個毎に製造の良傳あり、之を熟知せざれば未だ家學の堂室に至らざるものなり、實に糞草の配合法は、農政の學に於て尤も大切なる奧儀なり觀よ硝煙硫黃桐炭の三物を個々別々に火中に投するも、其燃ゆるや火勢微々たり、然れども此三物を混和して、火を投するときは、天拆け地崩るか如き極烈の火勢を發す、糞草を配合するの秘法も又之と同しく、能く調劑して之を草木の培養に用ふるときは、神變不可思議の妙功を奏するものな

り、故に何如なる窮髮不毛の土地と雖も、糞草配合の妙を盡して之を用ふるときは、作物豊饒す可からざるの理なし、且水氣寒冷にして、稻種不熟の地或は、氣候陰厲にして作物凋衰の時と雖も、其功を奏して飢寒の大患を免るゝことを得べし、汝此培養の秘訣を記臆して、農政の學を精究し、經濟の術を講明して、天下の發生を救濟するを以て本旨とせよ、是れ我れ汝に望む所の宿志なり、嗚呼男兒世に用ひらるゝことなくんば、須らく獨りを善くす可し、窮達は天にあり、汝窮達に因りて心を動かすこと勿れ」と少時にして亦起て曰く「我今没すと雖も汝必ず故郷に歸ること勿れ、故郷に歸らば草木と共に朽ち果て、永く父祖の瘞勵刻苦せし家學を廢絶するに至らん、希くは江戸に出て、博學高識の師に就き、各其學術を推究して、父祖數世の宿志を繼ぎ以て家學を大成せよ」と、後ち胸然眠るがごとく、遂に足尾銅山の一族亭に卒せり。時維天明四年八月三日、年を亨くること六十有一信淵時に年僅に十六、悲哀慟哭して曰く「鳥の將さに死せんとするや其聲哀し、人の將に死せんとするや其言善し、と曾子の言は是れ我が先大人の謂ひか、我れ謹んで其教を守り、以て我家學を大成すべし」と慨然詩を賦して懷を述ぶ、嗚呼信淵年尙幼なりと雖も、父祖四世の家學の傳統を受く、豈之を大成するに新機抽を以てせざる可けんや。

後ち遺命を奉し、單身笈を買ふて江戸に遊び、本草學の泰斗槐園宇田川玄隨の門に入りて蘭學を修

め、盤水大槻玄澤に就きて、其蘊奥を極め、亦佩弦齋井上潜に従て經濟を學ひ、木村泰藏山村昌永等と交り、天文、地理、動植物の學より、曆算測量の術に至るまで精究せざるはなし、父翁の高弟林子平に至りては、其交り甚だ厚く、屢々相往來して時事を談し、議論防邊の事に及へば、慷慨悲憤往々徹夜に及ぶことありと云ふ。信淵常に經國濟民を以て自任す、彼の詩文の末枝に耽りて、鑲金彫玉を事とし、訓詁音釋に拘泥して、格物致知の工夫を爲す能はざる腐儒俗生を罵り、以て道學の蠹魚と呼び、聖經の罪人と稱へて之を擯斥す、自ら謂へらく「天下の實學を修めて、天下の實用を爲さずんば、何に依りて天下に立つことを得んや、况んや亦天下を立たしむるに於ておや」と發然時流に卓絶して、瘞勵刻苦、千挫不屈万難不撓の勇氣は、常に常人の堪ゆる能はざる艱難を忍ひ、晷を以て夜に繼ぎ、精究勉學すること數年、學術大に進み、嶄然頭角を顯はせり、其同輩と共に事理を論するや、其說嶄新奇抜にして人の意表に出て、而して亦考證精確、鑿々として其肯綮を得、能く人をして己れに服せしむ、若し一たひ激すれば舌端風を生し廻駭渚を拂ひて、卓勵の猛氣縦横の論鋒實に當る可らず、故に同輩常其論鋒を避けて、敢て敵せざるに至れり。然れども其師玄隨深く之を愛し、醇々として教へて倦まず、而して眷顧亦頗る厚し、依て漸く窮を免るゝことを得たり。玄隨嘗て某侯に語りて曰く、「我が門人に信淵なる者あり、是れ實に當世得難き非凡の士に

して、後ち必ず大業を成さん」と師の深く其望みを屬するや此の如し、何んぞ醒醒たる阿世浮萍の徒と同一視す可けんや。

信淵平生其師を隨か能く繼母に事へて怠らず、甘旨の奉、定省の勤甚だ慎むを見て、轉々懷郷の情に堪へず、一詩を壁に書して其志を述べ、袂然江戸を辭し去りて故郷に歸る。偶々庭園の藤花爛熳として松樹に蟠まり、紫雲翠綠を罩めて高く空際に靨き、其美景實に言ふ可らず、信淵掌を拍て之を稱賛す、母靜かに賦めて曰く「此藤は嘗て祖先の此地に植へしものなり、然れども未だ嘗て花を開かず、郷人皆之を佐藤の痴藤ばかとうと呼へり、後ち信景（祖父）に至り種々工夫を凝らして之を培養すること殆んど三年果して數百朶の美花を開き、殊に其梗長く五尺有餘に及び、爾來今に至るまで近隣無雙の名花として稱せらるゝに至れり、汝亦幼にして狂狷なるを以て郷人皆汝を佐藤の狂漢ばかまと稱して之を擯斥せり、汝能く勤め能く慎みて大業を成し、以てこの藤花に耻ぢる勿れ」と諭戒甚だ勉む、信淵此語を聞き其花に對して頗る慚色あり、慨然として期するに大成の二字を以てす、爾來孝養怠らず日夜慈母に事へて、一家團樂の和樂を極む。

信淵天資英邁剛毅にして偉略あり、狀貌魁崖にして長眉鳳眼、手を垂るれば膝を過ぐ、而して掌中紅色なり、故に家人之を呼んで紅掌君と云ふ、好んで酒を飲み、常に市中に行て或は放歌し、或は

人を罵りて傍ら人無きか如し、郷人之を佐藤の狂兒と稱して擯斥すれども毫も顧みず、嘗て父に従ひて山野に菌蕈を狩る、歸るに及んで悉く其得る所を投棄す、父之を怒れば平然として曰く「僅少の野菌亦何の用をか爲さん」と既にして山中日暮れ、路に深林を過ぐ、時に大狼出て、雙眼電の如く、爪を怒らし牙を鳴らして來り迫る、信淵忽ち腰刀を揮ふて之を斃す、大に呼んで曰く「我れ狼を斃る」と面色快然たり、父常に其粗豪にして鬪争殺伐を好むを愛ひ、僧となして之れを矯めんと欲し、寺僧某に託す、然れども朝夕佛事を修めず、寺僧屢々之れを怒れば、「我れ豈碌々として虚談の僧徒たらんや」と遂に机上の經典を抛ち、竊に逃れて七高山の絶頂に至り、食を斷ちて神に祈る。寺僧之れを知らず、唯其逃れ去るを以て、之を家人に報す、家人大に恠み、普く人を遣して之を搜索すれども、絶へて其踪跡を知る者なし、後ち旬日を経て一樵夫あり、來り告ぐるに幼兒は七高山の靈山にあるを以てす、父乃ち結束して七高山に到り、羊腸を經、崎嶇を過きて漸く其巔に達す、忽ち讀書朗々の聲を聞く、竊かに之を社後より窺へば、則ち百祐なり、父大に驚き且つ喜び急に出て、汝何故に此處に來るやと問ふに、誓つて僧徒たらざるを以て答ふ、既にして日暮れ、睡魔頓に生ず、乃ち百祐を抱て社殿に眠る、白髮蒼顔の異人あり、來り告げて曰く「此兒は是れ凡人にあらず宜しく教ふ可し」と夢醒めて之を奇とし、遂に携へて家に歸り、爾來志操愈々堅く學業益々

勵む、年甫めて十三父に従ひて蝦夷に遊ひ、奥羽諸州を周歴して見聞益廣く、遺命を奉して江戸に遊學するや精究多年、學業略成りて故郷に歸り、慈母の膝下に侍して山海の大恩を報せんとす、亦人生の樂事にあらずや。夫れ驥は槽檻の間に伏すと雖も足能く千里、鵠は則ち翅を垂るれば志九宵の上にあり、信淵豈昔日の吳下阿蒙ならんや。

嵯峨たる鳥海山は、巍然雲表に聳へ、千古の白雪を戴きて西南に位し、蒼蔚蒼然たる七高の靈山は、嶄然として群峯連嶂の間に特立し、万古の翠冠を被りて西北にあり、洋々たる貢川其麓を横流し、音川の急流岩を衝き、岸を嘯み、奔瀉横逸の勢を爲して相會し、盤渦汨淵碎けて玉となり、躍りて龍と爲り、激する奔馬の如く、怒かる猛虎の如し、其の波瀾浪濤の奇觀、山岳峯巒の偉狀を呈するの所は、實に是れ翁か故郷の光景なりとす、信淵此好山水の間に起臥し、靜かに經國濟民の大策を劃して、胸中臥龍を蟠まらしめ、一朝風雪に際會して、宇内を鞭撻し、乾坤を一新するの時機を待てり、嗚呼山水靈淑の氣、豈此一大偉丈夫を空ふる者ならんや。

第二章 遊歷時代

天下の大節を立つる者は、天下の大事を辨する者なり、天下の大事を辨する者は、天下の大勢を察する者なり、天下の大勢を察する者にあらずんば、焉んぞ能く經世濟民の偉業を成すを得んや、我國寛文の頃に至りて、内外多事にして既に天下の大勢一變すべきの徵候を呈せり、卓見の士にあらずんば焉んぞ之を知らんや。

信淵時勢に感ずる所あり、江戸に出て、京橋に卜居し、慈母を迎へて醫を業となす、外科に長し殊に癩病を醫するの妙を得、醫術大に行はれ、家計益々富めり、彼の西洋藥物考を著はして、醫者社會を驚せしは實に此時なり。然れども翁豈醫を以て世に立つものならんや。

寛政の始め、師玄隨の薦めに因り、作州津山侯に見ゆ、侯賢明にして時務に通し、深く時勢の委靡を慨きて、諮ふに富國の策を以てす、翁乃ち其領内を巡視して、氣候の寒暖土性の剛柔より、風俗人情に至るまで精密に之を觀察し、後ち弊政改革記二卷を著はして、大に弊政を改革し、以て新政を施さる可からざる所以を論し、更に奢侈を誡め、節儉の風を養ひ、殖産興業の道を説き、富國

安民の大計を述べて之を献す、是れ翁が著書の始なりとす、侯大に之を嘉し、後ち其言を用ひて、弊政を改革するや、風俗漸く醇良にして、万民各殖産興業の道を勵み、一藩の施政大に改まれり。其後加納遠州侯に召さる、時に其領邑上總國宮に於て邑宰の失政より百姓の一揆起らんとす、翁乃ち命せられて之を鎮撫するや、其所置甚た宜しきを得、恩威並ひ行はれて、其巨魁五十餘人皆白縛して罪を請ふに至れり、亦東海岸の漁夫等漸く懦弱放蕩の弊風に陥り、漁業日に衰微して、窮民日に多きを加ふるとを憂ひ、親しく漁村維持の良法を教へ、以て漁村を富贖するの策を講せり、其他經劃する所多し、然れども權臣の猜忌に觸れ、稍もすれば不測の禍に陥らんことを察して辭し去れり。

後ち慈母に事へて孝養甚た厚し、慈母偶ま病に罹るや、百方醫療を盡くし、日夜寢食を忘れて、看護を謁せども、遂に其効なく空しく黃泉の客となれり、時維れ寛政十年四月なり、信淵大に悲み愁傷措く能はず顔色憔悴して形骸骨立するに至れり、然れども亦父祖の宿志を墜さんことを恐れ、單身獨歩廣く日本全州を周遊して、天下の形勢を觀察し、普く耆老有識の士を訪ふて、經濟の學術を明かし又時事を談し間々憂憤寢食を安せざるに至ることありと云ふ、而して亦到る所我が家業を擴張し、以て國利民福の大計を施せり。

今其二三を擧れば、嘗て鎮西に遊ひし時、偶ま筑後川の激流、奔波横溢して田野に汎濫し、農夫は耕作の術を施す能はず、商家も運輸の便を缺き、漁夫亦舟楫の利を失ひて、上下大に苦めり、有馬侯深く之を憂ひ、年々工夫を凝らし良法を求めて堤防を築き、以て水難を防げども其功なし、苦心焦慮の際に當り、信淵乃ち水難堤防の法を講し、家傳の八ッ頭牛の製法を教へて之を施さしむ、後ち采して横溢汎濫の憂ひなく上下以て安することを得たり。又久留米藩播磨大夫の爲めに農政の本源を講し、培養耕種の術を教ふ、後ち大夫其言を用ひ、躬ら田疇に出て、日々之を試みて、農業を勵まし百姓を撫育せしより、教化大に行はれ、土地富有、風俗醇良にして、天災屢々到り凶作年を連ね、且つ洪水都城を侵亂せるか如き大難に遇ふも、一藩飢渴に苦むの民あることなし。亦長州侯夙に開作の志を有し、三田尻の海邊を新田となさんと欲し、海表に長堤を築きて、潮水の侵入を塞くと雖も、大風一たび起れば忽ち破れ、百方工夫を凝らし良法を求むれども之を得ず、信淵乃ち家傳の開作法を講し、勢子石を置くの法を教へて之を施さしむ、後ち果して其功を奏し、大風起り怒潮來りて堤坡を侵すの憂ひなく、自由に其地を開作することを得、初めは之を鹽燒濱となして土地を固め、漸く新田と爲して、開作耕種の法を施せしか、次第に豐熟して米穀を産すること、殆んど十八万石餘の新田と作り、亦鹽を燒き出すことも非常に廣大にして、天下三田尻鹽の大名を博する

に至れり。亦尾張の學館に遊ひて開作の業を講し、喜多郡及宮より、佐谷川邊迄を開作すへき事を説きしに、某欣然其教を奉して之に従事し、後ち果して成功あり、今に至る迄其惠を蒙り、千金の家を爲せる者多し。亦大坂の豪家鴻池善右衛門をして、三万石餘の新田を阿州に開作せしめ、以て千金の富を致さしむ、是れ祠を建て、信淵を祭祀する所以なる歟。

後ち江戸に歸るに及んで關東裏海の大開作を經劃せり、内洋經緯記に曰く

熟々東都の時勢を觀察するに、天下の人心皆幕府の御仁德を仰き慕ふか故に、東都の戸口彌増に蕃衍して、四方の近郊に密接し、實に市中田舎の境を知らざるに至れり、故に今や關東諸州より出る所の米穀を以て都下の人民半年の食料に足らず、鹽も亦然り。故に若し海上に事ある時は、西國奥州等より米穀鹽等を運送せざるべからず、運送一二年も滯るときは、人民忽ち騷擾して何如なる大變を生せんも量る可らず、况んや亦近來魯西亞、英吉利西等の西戎大船に駕して、頻りに我か近海に出沒せり、若し此等の賊徒侵犯の念を含み、其戰艦を以て東都運送の荷物を掠奪することあらば、都下忽ち鼎沸せん、實に是れ恐懼すへきの甚しき者なり。若夫れ此の如きの慮ありと雖ども、都下の人民をして安全たらしめんと欲せば、關東諸州の米穀海鹽を以て、都下人民の食料に餘裕あらしむるの外、他術あるとなし、術とは何そや、曰く關東裏海の大開作是なり。

而して其方法は先つ大洋より推し來る荒浪激波を軟和して、内洋に打入るの水勢を斷つゝ其法を設け、而して一二年を経るときは、砂石自ら集來りて乾潟となるべし、乃ち是れ予か家傳來の奇術なる勢子石を用ひ、且又石垣を築きて、此勢子石の裏面を推塞し、而して其内の乾潟をは先つ鹽漏場と爲し、漸次に之を埋めて、新田を興すの基礎を爲すにあり。蓋し勢子石の法たる一度之を築けば、假令何如なる暴漲起きると雖も、絶て其石垣を崩すと能はず、長州侯其領内の周防三田尻を埋めて巨大の新田を開拓せられしも此法を用ひられしに依る、元來三田尻は裏海なれども波濤頗る暴く、潮水も亦從て深かりしか、此法を用ひしを以て遂に膏腴なる陸地となれり、况んや關東裏海の如きは、潮水漸く南に退き自然に埋るへき地勢なるに於てや、故に若し此開拓に従事することあらば、其成功意外に速なること論を待たざるなり。

抑も此開作事業は翁が祖父信景の先きに着眼せる所のものして、信景關東諸州の山海、水陸の形勢及地理の厚薄より、土性の剛柔、氣候の寒暖等に至る迄、精密に之を探究し、既に寶永年間、潮水盈縮の増減を測量して、關東裏海の周圍に盈縮する所の潮水は、往々南に退くことを發見し「今より七八百年を経ば、相州猿島より、以北は、悉く乾燥して陸地となり、僅かに二三條の大河を遺さんのみ」と何んそ其言の奇なるや、然れども寶永年間に於ては、乾潟の地僅かに二三十町に過ぎざ

りしか、文政年間に至り、既に百二十餘年を経て、之を徵するに、乾瀉の地殆んど百四餘町に及べり。信景豈徒らに奇言を吐きて、時人を驚かすものならんや。今より之を觀れば潮水南退の説は、實驗の徵する所、學理の證する所にして、確乎動すべからざる定説となれり、信景既に二百年前學理の未だ進歩せざるの時に於て、早く此理を推究し以て開作の事業に應用せんと欲す、何んそ其觀察の周到なるや、眼を開拓事業に注ぐ者豈三省せざる可けんや。

信景尤も力を開拓の事業に盡せり、今を去ること殆んど二百年前元祿十年二月に於て、同社中の者數輩と共に、農具及穀物の種子等を携へ、嚴寒を犯し白雪を蹈み、山谷を跋渉し波濤を凌駕して松前に至り、更にアツクシに着し、進んでアカン山の麓なるセオナム地方に赴き、試みに種々の作物を種植し、且つ其南方なるトクノリ地方は、稍々温暖なるを以て、小笹笠原、薊蕪柴棘等を伐り拂ひ、乾して以て焼化の法を行ひ、或は芝を伐り草を刈り、轉覆犁抄して新畑となし、或は濕地沮洳等の水利宜しき所を撰ひ、疎鑿の法を施して開作を爲し、或は沼潑池水等に客土を入れて水田と爲し、斬穀を焼き、魚内を捕りて肥料に用ひ、或は土性を轉換し、或は氣候を變通して、精碎、軟膨、維持、壓鎮の四術を施し、以て開作耕種の事業に従事せり。而して初年には一畝の田より、一斗九升の粃を取り、二年目には二斗六升餘を得、三年目には三斗二升の粃を獲たり、其他の諸作物

も、亦年を経るに従ひて愈々良品を出し、石數も亦大に増加するに至れり、是に於て詳らかに蝦夷の山海を經緯して、其度數を測量し、其經界を分明にし、新に曠漠たる山野を開拓して、物産を採出し、大に富國の策を講し、領主松前氏に建言して、開國の事業を爲さしめんと、相共に議して直ちに松前に至り、蝦夷開拓意見一篇を上り、且つ年來實驗の果物數十顆を獻す、領主大に其言を嘉みし、新しく内庭に召されて酒食を賜はる、偶々權臣某江戸より歸り來り、大に驚き且つ怒りて、國禁を犯せし大罪を責めて牢獄に禁錮す、然れども信景更に怨色なく、獄吏の奇責に苦しめらるゝも自若として其説を改めず鐵窓の下に呻吟たるもの殆んど月餘にして、自今松前領内に入ることを禁せられ、遂に追放の罪を蒙りて去るに至れり。信景は實に我國蝦夷開拓論の主唱者なりとす。其子信季亦夙に蝦夷の邊境を愛ひ蝦夷に遊ぶや、信淵之に伴ふて東西蝦夷より樺太地方を周歴し、其人情風俗を觀察し、亦其氣候土性等を審かに辨して、土人に耕種栽培の法を教ふ、當時其風俗卑野陋劣殆んど禽獸に異ならず、而して露人の竊に貨物を奪ひ去るを見て、憂憤措く能はず、直ちに歸りて蝦夷開拓策を執政に獻す、然れども執政其是非を辨し、利害を判するの明なく、却て虚誕の忘言を吐て、上を誹謗するの言なりとなす、將に捕へて之を罪せんとするに至れり、嗚呼何等の暴狀ぞや。

信淵時に年尙幼なりしを以て、其土地の詳悉を盡くす能はず、於是乎再ひ北阪の窮島を採撿し、日本第一大富源を開きて、父祖の遺志を果さんと欲す、途次奥羽諸國を巡視して、耆老有識の士を訪ひ、高名大家の門を叩き、到る所亦經國濟民の策を劃せり。水戸侯に謁して富國策を上り、大に天下の形勢を論じて、時運の一變すべきを説き、農を勵まし商を興し、以て大に文武の道を擴張せざるべからざるを陳ふ、其言諫々諤々として實に一世を救濟し、富國強兵の實を擧ぐるにあり。亦會津に至りて、父祖の門人に農政の本源を講し、培養耕種の法を授け。米澤に至りて藩主上杉治憲公に見へ、公弟治廣君の爲めに、經國濟民の策を獻し、大に弊政を改革して、奢侈を誡め、物産を興して、百姓を撫育し、堤防を起して水旱に備へ、文武の道を勵まして、以て萬世の大利を計るべきことを諭す、公其言を嘉す、教化を布き、實業を獎勵し、仁政を施し、文武の道を勵みて、風俗醇良、文化燦然として觀るに足るものあり、是れ今に至るまで祠を建て、翁を祭祀する所以なる歟。

途に出羽雄勝の故郷を過く、時に郷人目するに狂奴を以てし、親戚亦江戸の痴叟ばかまと稱して敢て面接するを肯せず、而して談するを耻づる者の如し、信淵慨然として祖父不昧軒關山得祐居士の墓前に跪き、誓つて父祖の遺業を大成せんことを以てす、仰て嗟峨たる鳥海山を望み、顧みて葎萃たる七

高の靈山を拜し、俯して御物の長流に臨み、音川の清流を掬して、俯仰感慨に堪へず、墓側に合歡水を植へて紀念となす、路傍の見女を慰て貨物を與へ、隴間の田夫と話して、悵然去れり、噫。

是より久保田に至り、親しく藩内の政教を觀察して、憂憤措く能はず、慨然藩侯に挽回策を上らんと欲す、然れども友人某の諫に因り未だ遽に發せず、奥山小野岡關口諸友と、詩酒歡談以て旅情を慰む。阿仁に至り、父祖の門人の請ひに依り銅山の鑛石を驗して其良否を辨す、亦土人に牧畜の法を授く、後ち果して良馬を産す、津輕に至り海を渡りて、蝦夷に遊び、松前より東西蝦夷及北蝦夷等の沿岸を周歴し、普く其形勢を觀察し其經緯を測量し且つ氣候土性等より、人情風俗に至るまで詳に之を精究して、大に得る所あり。此時に於て天下の形勢既に翁か眼中にあり、宇内を鞭撻するの經綸既に翁か掌握にあり、翁豈黙して止む者あらんや。

文化四年忽ち怪報あり、曰く、露人我北邊に寇すと、於是乎士民皆愕然として、長夜の夢を破り沿海の諸藩皆兵を備ふ、當時信淵阿藩集堂氏に聘せられて徳島にあり、集堂氏日夜問ふに西洋の事情を以てす、信淵乃ち西洋開闢の起原より、大洪水及四大君沿革の事歴、四大洲の帝者、及自立諸王國の小傳及び、諸國海船の至る所と、互市交易の通する處とを記して、航海の事略を述へ、悉く世界の機變と、當世の要務とを載せ、而して國家の利益を興すは、通商航海より大なるはなきとを論

し、西洋列國史と題して之を献す。集堂氏之を反覆して大に蕃虜の狡猾なるを察し、問ふに海防策を以てす、翁乃ち國家の要務を述へ、自由貿易の大利、海外直輸出の必要を説き、更に進んで對魯策、對英策を劃して之を献す。其言適切にして痛快を極む。

其後籌海新書を著はし、天文、地理、經國、牧民、兵制、撫御、操練、砲銃、器械、製船、操舶、航海、圖北、圖南、開國、教導、鎮護、物産、和親、通商等の各目を精密に論究し、更に海防策を明細に辨せり、卓見の士にあらざんば焉んぞ之を能くせんや。

翁是より日夜兵學軍事を講し、火藥の彈丸を飛走せしむるの數理を推究して、鐵砲窮理論を著はし亦多年工夫を凝らして、新製せる行軍防守、及び水戰に用ふる所の三銃用法論を著はし、亦火攻の理を精究して自走火船を發明し、且つ再震雷紫金鈴等の秘彈を造りて皆自家獨得の新見を顯せり。而して自ら士卒に率先して之を實地に試み、或は山岳原野を跋渉して行軍を爲し、或は怒濤激浪に駕して演習を爲し、尤も虚飾を避けて、常に實用を貴ひ、精究多年大に得る所なり、實に我國西洋砲術を講究する者は、信淵を以て矯矢となす。其他阿藩の弊政を改革して新政を行ひ、農政の本源を講して、殖産興業の術を教へ、以て大に財政を挽回せり、就中青藍の培養法の如き實に阿藩に於ける功績偉なりと謂ふ可し。於是乎阿侯大に之を用ひんと欲す、然れども故ありて未だ果さず、信

淵其言の時に容れられず、而して却て不慮の災害に罹らんとを慮り、遂に去りて江戸京橋に歸る。其後幕府若年寄堀田攝州侯に召され、自走火船法を諮はる、乃ち圖書を作りて之を奉る、亦同職植村駿河侯の命に依り、井上左大夫の邸に招かれ、自走火船法の秘訣を傳授せり、是より諸藩の士大夫、其他好事家日々來訪して、門前車馬絡繹として群を爲す、翁日夜武藝砲術の演習兵學戰法の講義を爲し、或は天下の形勢を觀察して航海貿易の大利、海防外交の大計を論して以て一世の耳目を聳動せり、而して其論愈々出て、愈々奇其術亦愈々妙なり。於是乎信淵の名聲都下に喧傳し毀譽隨て起る。妻笹原氏、一浪人の身を以て、其名聲の甚た高きを畏れ、或は不測の災害を蒙らんとを慮り、頻りに韜晦せんことを勸む、後果して幕府の嫌疑を受け、探偵頗る嚴なり。時に當時の俊傑清水俊藏（近藤重藏間宮林藏を稱して天下三藏とす）大に盡力する所あり、信淵則其恩顧に感し、西洋鐵砲一門を留めて、上總國山邊郡大豆谷村に退居す、時維れ文化七年八月内外多事にして天下の形勢將さに一變せんとするの際なり、慨世の士豈愛憤に堪へんや。

天下に三奇士あり、曰く高山正之、曰く蒲生秀實、曰く林子平と云ふ、正之恒に皇室の式微を憤り竊に興復の志あり、士氣を以て自ら振ふ、秀實亦時を同ふして、國史を講し、歷朝山陵の修らざるを慨して山陵志を作り、亦北邊の警を畏れて、不恤緯の著あり、而して夙に海外の形勢を察し、尤

も意を邊防に注きたる者は、林子平なり。子平は翁か父信季を明窩の高弟にして翁と亦交り厚し、不羈倜儻にして大志あり、常に心を經濟の實用に潜む、嘗て外夷の東洋を窺ふを憂ひ「我國太平日久しく、上下恬安に耽り、士氣懦弱に陥り、而して亦外夷の何物たるを知らず、間々或は之を見聞するも、禽獸視して更に心に關せず、殊に知らず彼れ百技精練、器械整備海に鐵艦あり、以て一瞬千里すへく、攻むるに火技あり、以て金湯を摧く可きを、若し一たひ不虞の變あらば、邦家の安危亦測る可からざる者あらん」と慨然身を以て天下に先んじ、自ら沿岸諸國を周歴して、益々邊防の忽にす可からざるを察し、佐藤家の軍書を祖述して、海國兵談を著はし、水戰、陸戰、物見、夜軍人數扱、器械、糧米、地形、城制、城攻、籠城、射騎等の術を詳にし、文武相兼て國家を經營し、食を足らし兵を足らすの義を述べて、一世を聳動せり。蓋し家康弱府を江戸に開きて、天下の政權を掌握せしより、年を経ること茲に殆んど二百年間、太平鼓腹の裡に眠りて、四民偷安に耽り、小天地に醜齷として鎖國孤立の主義を守り、絶へて兵革の聲を聞かされは、尙武の氣象自然に消滅して、士氣蕩然地を掃ふに至れり。此間に於て列國交渉の事は、唯僅かに正徳元年、彼の千古の快男子新井白石を呼び來りて、威風凜々たる朝鮮の使聘を、坐談折衝の間に屈服せしめ、彼が積年の鐵面皮を剝きし一大快事あるのみ、爾來亦誰れか海外の形勢を知るものあらんや、此時に於て千古の

奇男子林子平をして、邊防の忽にす可からざることを絶叫せしめ、我國海防論者の巨擘として、卓見家たる榮譽の冠を彼が頭上に戴かしむ、而して世間子平の茲に至りし所以の者は、要するに信季の素養に出ることを知ものもの少なし、况んや信季の卓見夙に宇内の大勢を觀て海防論を主唱せしあや。

後ち果して宇内列國の大勢、漸く東漸して東洋に及び、英米諸國船艦を列ねて、通商交易を乞ひ、彼得見大帝露國に勃興して四隣を蠶食し、女皇カサリナ嗣くに至りて、彼の吞嚙政畧は、先づ我が窮北邊陲の蝦夷に影響し、船艦怒濤を打つのは、幕府の長夢を覺破し、文恬嬉武の中に高枕安臥せし大名旗本を奮起せしめ、漸く眼を北邊に着くるの勢ひを爲せり。實に我國邊防の事は先づ蝦夷に始まれり、是に於て御普請役最上徳内、御小人目附和田平大夫の全島巡回となり、御目附役石川左近將監、村上大學の松前に於ける露人の談判となり、寛政十年に至り公然開議を定めて手を蝦夷に下せり、當時其御用を仰付けられたる者は、御目附渡邊文藏、御使者大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門なり、而して御勘定奉行石川左近將監江戸にありて、遙に蝦夷全躰の事務を總理す亦幕府に於て間宮林藏をして蝦夷柯太二島を測量せしめ、近藏重藏亦北地を探檢し、伊能忠敬蝦夷を測量し、高橋景保北地新圖を製す、於是乎蝦夷の地理始めて明白となれり。同十二年正月御勘定

奉行石川左近將監、御目附羽太庄左衛門更に警衛を命せられ、而して御老中戸田采女正、若年寄立花出雲守共に其の主任官となり、其後戸田采女正は松平信濃守、石川左近將監、羽太庄左衛門、大河内善兵衛三橋藤右衛門の五有司に命じて、蝦夷を警衛せしむ、而して松前氏、蝦夷を管すと雖も其地を鎮撫すること能はざるを以て、箱館以東の地を収めて直轄となし、開國の趣旨を以て、土人の撫育漁獵交易等を掌らしむ、此大令一たび出て、蝦夷經綸の端緒始めて定る。果して然らば五有司は先づ如何なる方策を立てしや、當時の記録を見るに曰く、

今般警衛の事を命せらるゝと雖も、蝦夷地は四方海岸にして、廣大なる島なれば、いづこをさして堅城築を設くへき謀もあらざれば、只夷人共を厚く撫育し、悉く國家の行政にのべふし、衆人一致に心を決し、外國より何如に懷るとも、取て傾かざる様に教へなすより別に施すへき術もなし、もとより、ロシア國は攻撃を好まず、人を懷くるのみを業とすれば、此術能く整ふときは外寇蠶食を断ち切る道理にして、則ち衆人を以て堅城砦となすの法なり。

是れ幕府蝦夷經畧の大本にして、其目的とする所は専ら土人の撫育にあり、然り而して衆人を以て堅城砦となすの政略に至りては、能く本を務め要を知るの針路と謂ふ可し、何んぞ迂策なりとして之を雲煙過眼に附す可けんや。

後享和二年御小納戸頭取戸川筑前守安倫、御目附羽太庄衛門正義を箱館奉行とす、次て箱館に一大政廳を興せり。文化年間に至り、魯西亞の戰艦屢々來りて跋扈を試むるや、幕府大に守備を嚴にし、松前氏を内地に移して、亦西蝦夷の地を収め、若年寄堀田正敦を遣はして、北地を經略せしめ或は會津仙台等の諸藩に命じて、蝦夷の要害を守らしめ、或は松前奉行を改めて、南部津輕の兩藩に命じて、東西蝦夷を總督せしむ、於是乎始めて蝦夷開拓論起れり。

惟ふに歴代の王朝、力を蝦夷の征討鎮撫に盡せしことは、既に歴史の證明する所なり、彼の藤原氏の跋扈に踵いて、鎌倉の漸く專權を極にするに及んで、武將武門の爭奪時代は、天下の兵力を擧げて、鬭爭攻伐に集め、龍驤虎踞の大舞臺を中原に演せしより、延いて南北兩朝の對峙、元龜天正の戰國時代に至り、五畿七道亂れて麻の如く、戰雲漠々として彈丸雨の如く、天日爲めに暗く月光將に明を失はんとす、此時に當り窮北絶島の別天地に、一大城郭を築きて、衆夷を制御したる者は松前氏なり、後ち徳川氏に至りても尙蝦夷一般の支配を委任し、土人を愛撫し交易を監理すべきの重任を命せしを以て、福山城は廣袤數百里、周圍殆んど二千餘里を統一したる中央政府の本坐となり露國と一葦海水を隔て、滿州と相接せし一大國の鎮臺となれり、然れども元より無學無識にして其本分を盡くし蝦夷人を撫育して、殖産興業の術を講ることなく、亦交易を監理して經濟的の長

策を劃する者なく、所謂請負制度を立て、其領地を商人の請負者に渡し、僅かに其運上金を收めて之を租税となし、以て優遊宴樂を貪るの資となし、常に豪遊を極めて徒らに歲月を送るのみ。既に蝦夷は皆請負制度の支配する所なるを以て、他國人は勿論、縱令松前の土人と雖も、猥りに其請負地に入ることを禁し、且つ穀物等の種子をも、持ち渡ることを禁したるを以て、耕作培養の道を知らず、只禽獸蟲魚を採りて其肉を常食となすのみ亦憫むべきの事ならずや。

抑請負制度たるや、百事之を請負人に一任するを以て、貪慾猾智の商人等が、各其意を恣にして愚昧の土人を欺き、或は恐嚇し、或は詐偽を以て、不徳義なる交易を爲し、以て不法不當の利潤を收め、而して皆に土人の膏血を絞るのみならず、亦領主に對しては隱密欺罔を以て、收穫の少なきを愁訴し、而して其負擔を軽くして、私利を貪るに至れり。領主も又前面海に臨み、後背山を負ふの福山城に安臥し、優々世を送りて、少しも政治の得失に關せず、民情の向背をも顧みず、只收斂を是れ事となす、而して歴代の將軍に向ては、大小公私凡て秘密隱閉の手段を以て、上下交々相欺きて以て互に私利私慾を貪れり、其弊害一たび生ぜしより、侵染腐蝕漸く錮疾となり、近代の北海道となりて、益々其極度に達せり、既に松前藩政は請負制度に於て、蝦夷人の膏血を絞り、而して痛く農耕開拓の事業を禁し、人口増殖の途を塞ぎ、土人をして益々禽獸の域に陷落せり、誰か亦北地

の状態を知るものあらんや。此時に於て翁加祖父信景（不昧軒）奮然起て蝦夷を開作せんと欲し漂々たる瘴煙蠻霧の裡に起臥し、或は高山曠野を跋渉し、或は浩河大海の怒濤激波を凌駕し、寒暑を避はず艱難を厭はず、風餐露宿日夜耕作開拓の業に従事すること、殆んど三星霜の久しきに及び、遂に蝦夷開拓意見を領主に獻して、大に富國強兵の策を行はんとするに及んで、偶々權臣の猜忌に觸れ、身は獄裡に拘繫せられて、鞭撻打棒の苛責に苦められ、鐵窓の下に呻吟すること茲に月餘にして、遂に追放の科を以てするに至ては實に當時の状態を察するに足る。然れども此等幾多の艱難辛苦を嘗むるも、茫々たる北海道の原野に經濟的の實驗を試み、而して亦我國蝦夷開拓論者の首唱者たるの功績は、千古磨滅することなからん、是れ石狩の河泊、後方羊蹄の山靈能く知る所なり、亦何んそ余か辨を待たんや。

今其開作意見は逸して之を得る能はずと雖も、其著開國新書に曰く、

蝦夷國の南は、北極出地四十二度松前に起り、北は五十一度カラフト島の中央に至り、西は京都の東四度半の辨慶岬に起りて、十六度半のエトロフ島に至る、東西十二度、南北八度の海中に峙立し、大小大凡二百余島あり、今其長きを絶ち、短きを補は、四方百三四十里余の國土なり、故に四方一里の土地、凡そ一万八千坪あり、其内三分二を山岳となすも、六千余の平地あり是れ皆

腐墟の土地なれど、我家の農政を行ひて、漸々之を開作し、水利の宜しき所を水田となし、陸高の地を陸田と爲し、而して力を盡くして、培養耕種の業を勉めは、陸田の種子即ち蕎麥、粟、豆、菘子、芥子等は一段歩より一石七八斗宛を得べく、熟土となるに及んては、大麥小麥等をも作ることを得べし、水田の種子も亦一段歩より、一石以上を取り得べきことは、予の實驗する所なり、故に陸作は一段歩より一石七八斗、一町歩にては十七八石を得べく、水田の作も粳米、糯米共一町歩より十石以上を得べし、且つ四方一里の地は、凡そ千五百五十五町二段歩あるを以て其内五百五十五町歩をば、阡陌溝洫等の畔畦と爲して之を除くも、残り千余町を田畑とすれば、田より出づる米は大約一万石、稗なれば三万三千石余を得べく、畑より出づる雜穀は、何れも二万石以上を得べし、然るを况んや四里四方の地六十餘あり國に於ておや、故に我國其物産の大利を收めて、其人民を撫育するに至りては、年を経るに従て其事業益々廣大となり、實に測るべからざるの富を増すべし、是れ日本の爲めに大なる仁政なり。

後ち二十餘年を経て、享保年間に至り、並川天民なる者、亦蝦夷開拓意見を上り、天子將軍第一の寶は、土地人民に越すものなきことを論し、而して其意を述べて、曰く、

「一、然らば蝦夷御開被遊候は、日本國の莫大なる御慈悲にて可有御坐候、御國の者共も草の間木

の蔭に居住仕鳥獸の様に暮候處、日本國內の如き人と成り申せば、是れ莫大の御慈悲にて、可有御坐候、其上天開闢より、數万年餘百十五代、年數二千三百餘年を経てすたり御坐候所を、只今御開被遊候は、是より後數万年への御働きと奉存候、一度御開被遊候は、此後天地あらん限りは、日本蝦夷共數万年御陰とも奉仰候、

一、風俗地味兼て日本國中の御用御役に立兼ね可申疑有之候、乍然江戸の地も、五代には吾妻夷と申候得共、御當家に被成、今日に至り候ては京都にまさりたる美々しき風俗に成申、其外遠田舎も風俗改り申事所々歴然の義共に御坐候、左候は、蝦夷も御開被遊候は、幾年の中に、見事なる土地と成可申疑無之義と奉存候、

由是觀之天民は、彼の蠶偏堆裏に齷齪たる腐儒俗輩と同一視可からざるを知るに足る、而して其論する所は正に堂々として經濟家の議論たるに耻ぢず、今より始んと二百年前に於て此議論を聞かば誰か亦破天荒の思ひをなさざる者あらんや、况んや信景の如く多年經濟的の實驗を試み、其事情を詳にし、以て之か開拓を論究せるに於てをや、實に卓見の士に非らずんば焉んぞ能く茲に到らんや。

後ち信季父祖の遺業を繼ぐに及んて亦夙に經國濟民の壮志を有し、天明元年信淵を伴ふて、蝦夷を

周歴し其形勢を觀察して、憂憤惜く能はず、歸りて蝦夷開拓策を執政に献し、以て邊防の急務を説き、蝦夷地開拓の大利を論し、寛文時代蝦夷開拓の主唱者となりて、世人の耳目を聳動せり、後ち果して蝦夷開拓の聲は天下に響けり。今其開拓策は逸して之を見る能はずと雖も其著書に曰く、蝦夷の地は、濱海數千里、山野又極めて廣し、故に篤く士人を撫育し、勤めて開國の法を行ひ、以て陸海の産物を興すは、大に日本の國益たるべし、然るに今の事態にては、皆受負の制度なるを以て、大利は悉く商人に奪はれ、且又年々數万兩の請負金は、空しく松前君臣の奢侈放埒の花費となりて、少しも土人に撫育の恩を施すことなきが故に、蝦夷人は漸々減少し、且其土地を守護すへき武備も疎かなれば、何れの場所も空虚にして、露人の來り犯して土人の貨物を奪ふあり若し一朝海賊等船を列ねて、不測の災ひを爲さは、奥羽兩國の軍兵を出して、之を追攘ふより外に致す方は有るまじきなり、然れども奥羽兩國の諸侯は、松前君臣の華費料の土地に、盜賊來たりりとして、之を追攘ふか爲に、數里の山海を涉りて、蝦夷地に軍兵を出すは、實に勞して功なきか如しと雖も、此儘に打棄て置くへき譯にあらざ、故に一日も早く防邊の備を爲して、彼の窺竄を防ぐへし、孟軻子曰、諸侯之富三、土地人民政事と至言哉、然れども廣大なる土地を領するも農政を勉勵して、人民を撫育藩息せしむるにあらざれば、其國家の腐墟の曠野たらんのみ、可不

熱察哉々々々々々。

何そ其言の要にして且切なるや。要するに北海道開拓問題は、經濟上より之を論するの必要なるは今日に於ても猶火を賭るより明かなり、然れども當時未だ一定の方針を立てず、唯漫然事に當りて、一時の彌縫策を試みたるの跡なきを免れざるものあり、爾來其弊を積み來りて、彼の十年一期の開拓使を置き、亡慮一千餘万圓を費せし結果は、只官有物拂下不當代價の世人に一驚を與せしめ、政海の大波瀾を起せしを知るのみ、後ち三縣分治の制を立て、屯田兵を置き、二万余人の兵士に五十餘万圓の經費を費やせしも、其收穫は僅かに二十余万圓に過ぎず、廢藩置縣後の今日に至り、二百余人の官吏を派遣して、年に三百余圓の經費を投するも、其結果稍もすれば憤慨に堪へざるの事情を暴露し、北海道問題と云へば世人をして先づ眉を蹙めて之を遠けんとするの感あり、而して議會に於て年々甲論と駁する所は、疎放空漠の觀念を以て之を處理せんとするものゝ如し、何んぞ顧みざるの甚しきや。北門の鎖鑰、東洋の富源たる北海道をして、行政的に之を觀察すれば、單に七八縣數十郡より成立せる一大地方たるのみ、彼の水陸無盡藏を開くの天鍵を以て、空しく之を不生産的事業に投せば、國家經濟上至大の關係を有するや明なり、故に今日の急務なるは經濟上の眼光を以て之を處理するにあり、尙之を極言すれば則ち一坪の土地を開くに幾何の資本を要するや、一間の開

聖地より幾何の收獲を得べきの簡單なる問題を論するに過ぎざるなり。今より二百有余年前に於て翁か祖父信景既に之を實驗し、父信季其統を傳へて亦開拓を主張し、大に世民の注意の引けり、而して其論する所は今日の爲め説くものゝ如し、眼を北海道開拓問題に注く者は古來我邦人の經歷に徴して大に猛省せざる可けんや。

後果して寛政文化の頃に至り、外患頻りに起り、或は魯人の蝦夷擇捉島を侵掠し、柯太各地に跋扈を試み、留宇多珂の柵を焚き、名蘭穂の地を奪ひ、或は英兵長崎に闖入して、民家を抄掠し或は沿岸の港灣に出沒して窺察の慾を逞ふせんとす、慨世憂國の士豈之に處するの策なからんや、是れ翁か日本海防策を論して通高貿易の大利を述べ、更に進んで魯西亞、韓靚、滿州、諸國、及英國に對するの政略を説て、万邦を囊括するの大策を建てたり、其言娓娓數千言議論亦正確にして、能く宇内の大勢を達觀し、外交の機微を洞察するものにあらずんば焉んぞ能く之に到らんや。

是より大に軍事を講して諸種の兵器を發明して皆實績あり、彼の自走火船の如きは、泰西國人の未だ夢想せざる時に於て、翁早く之を工夫して軍事に用ひしものなり、其他銃砲彈丸等の如き、翁の新工夫に係るもの多し、是れ翁をして西洋砲術家の矯矢となす所以なり。然れども太平二百年、人皆昭代の繁華を樂み、上は有土の君より、下は士民の卑きに至るまで、只安佚に耽りて、武備を

忽にするを以て、翁か海防策を觀て、皆狂人を以て目せしならん、其軍事を講するに當りて、其說益々奇、其術益妙なるを以て、名聲都下に響き遂に翁をして退居せしむるに至れり、翁か退居中の經綸は實に是れ翁か一世の大事業を成すの基礎を作れり、豈精密に之を觀察せざる可けんや。

第二章 著作時代(佐藤家家學)

翁、大豆谷の融齋に退居するや、専ら著述に従事し、靜に父祖の遺書を訂正増補し、更に己れか一生の經綸を叙し、滿腔の精神を寫し、宇内統括の大策を劃し、經世濟民の學術を組織し、以て佐藤家々學を大成するに當りて、先づ當時郷人平田篤胤翁か唱ふる所の皇國古道學を精究して、天地鑿造の神意を極め、産靈の法教を明にして、遂に自家獨得の新見を皇學上に立て、皇學をして完全無缺の學派とせり、其著天柱記序に曰く、

上略其後遊學於四方、審問愼思四十餘年、而至于知見漸開、於是熟推地究天地運動星月循環、所以化生万物、養育人類之理、而深欣戴造物主之大德也、然奈天造草昧、事實未詳、而無由於講明所以作其運動之基原矣、因而欲窮其理、搜索支那印度諸子百家載籍、迄西洋蟹行之書、而其所記悉皆荒唐虛誕無有足取者也、幽憤既久、及近來讀皇國神代諸記、始知旋轉天地發育万物而爲造化之首者、皆係于我皇祖産靈神攪回之神機矣、乃掩卷而歎曰、道者在近而求於遠、吾誤矣、吾誤矣、蓋皇國成于大地之最初者也、則天地開闢事無論乎

當傳于皇國矣、其後又讀本居氏古事記傳、服部氏三大考、平田氏靈異柱等書、而及益精究古實、恍然悟天地生々之理悉爲産靈之元運焉、既悟待元運、後心內自覺別有一個神代記、因再取古事記神代記等而閱之、事實闕亡固不少、且又世上所傳諸說、亦後人攪入過於半、無稽之妄語極多矣、於是乎就天地現在之運動、而推究自然之實理、則發見皇祖天神天地鑿造之規則、有一大綱四定例、而爲盤古不易天紀也、所謂一大綱者太初産靈大神攪回一元氣賴其運動之妙機、重濁早脫走至遠之域、輕清遲分止至近之郭是也、四定例者、一曰運動凡宇內運動必自西進東、二曰旋回凡分生者必旋回本物之外圍、三曰遲速凡距離本物近者行遲、四曰形跡凡分生者必雙本物正跡是也、斯一大綱者四例定産靈大神天地鑿造之規則、而天文曆數之基万物化育之原也、予既推明天地開闢之事實、乃表章古典純粹之正文、而刪去煩碎之謬妄、事實之闕亡者照天造之規則以補之、作千古未發之大論、題天柱記以示同志、斯編也雖悉出于信淵之愚按、而醒覺俗儒半習之妄夢、一新宇内含靈之耳目、使蒼生欣戴皇祖皇妣鑄造天地發生万物以養育人類之洪恩、而修道煉聖之一助云爾

是を以て翁か皇道學に對するの新見を知ることを得べし、於是乎大に産靈の法教を擴張し、忠君愛國の士氣を鼓舞して、皇基を万世に鞏固し、事天の本業を明にし、化育の玄理を論して、世道人心を

振作し、進んで經世の基礎、治國の樞要を述ぶ、其著天地鎔造化育論に、曰く、

古の明王飲食を薄くして、而して孝を鬼神に致し、衣服を惡くして、而して美を蔽冕に致し、宮室を卑くして、而して力を溝洫に盡す者は、上天の明威を畏れて、而して國土を經緯する所以なり。國土を經緯して、度数を量り、氣候を審にし、地勢を利し、田畑を耕し、山澤を開き、疆界を正し、水陸を埋め、旱潦に備ふる者は、四資の良能を宜達し、群神の勳業を續述する所以なり。物産を興し、製造を精くし、物貨を饒にし、運輸を便にし、輕重を校り、有無を遷し、互市を通し、邦内を富ます者は、群神の功業を擴充し、鎔造の神意を贊繼する所以なり、之を經國の三要といふ。

翁か經濟の淵源たるや、皇國古道學に基因すと雖も亦遠く三代聖經の精神を會して、堯舜禹湯の本領を明にし、治國平天下の大道を極めて、四海の困窮を濟ふの術を講し、近く泰西の學理を究め、歐洲諸國の状態を審にして、富國強兵の大策を立て、遂に宇内を混同し、万邦を統括するの大經綸を劃策せり、而して其言正々堂々として、論據亦能く考證を得、秩序の井然たる七星の循環するか如く、器器の雄偉奇拔なること、天風の雲物を飛揚するか如し、該博の識千古の卓見あるにあらざんば、焉んぞ夫れ茲に判らんや。

抑も經濟とは何ぞや、曰く「國土を經緯し蒼生を救濟するの謂なり。所謂國土を經緯するとは、先其國の國都より、東西の領分界に至る迄の、度数を測量するを經と云ひ、其國の南界より北界に至る迄の、度数を測量するを緯と云ふ。凡そ此經緯を審にし、氣候を察し、土性を辨し、地力を盡すは、食物衣類の大本なり。又蒼生を救濟するとは、先つ境内の百姓をして、水旱の患なく居處の安寧なるを樂ましむるを濟と云い、各自に産業を勉勵せしめて、食物衣類の餘裕あらしむるを救と云ふ。能く境内の平原曠野山谷河海池澤林藪を經緯して、氣の寒暖を審にし、土性の剛柔を察し、氣候に適ひ土性に宜き所の諸品を作り、天地化育の勢力を盡くして、土地に遺利なからしめ、士農工商共に其職を勤て、懈怠することなく、奢侈すること無ければ、財用充足して、國家富盛すること必せり、即ち是れ經濟の要旨にして國家に主たる者の一日も怠るべからざるの急務なり」。今夫れ昇平二百餘年頌讚すべき治世と雖も古賢の明戒の如く、富國強兵は善政の善なる者にして、殊に太平の永續するときは、人民至治の慈澤に潤ひ、其身の安佚なるより、種々巧みなる思慮を生し、居處飲食衣服玩弄の器物を始めとして、万端皆華美精巧に爲りて、識らず知らず、自然に奢侈に趣くものなり、太平の事跡の漸々繁華驕奢に進行するの勢は火の益燃へ水の益溢るゝか如く、奈何とも爲し難くして、容易に挽回すること能はざる者なり、故に財用の費ること、年々に倍加して、上下共に生活

に苦むは、世界一統の状態なり、財用の費ること年々増加すれば、國內の物産も、亦年に倍加するにあらざれば、其國用を辨するに足らず、終に領内の百姓を剝奪するに至る、於是乎皆其侵掠の難に罹りて、衣食の足らざるに困み、或は其子を養ふ能はずして、墮胎陰殺す。夫れ人は天の愛し給ふ所なり、然るに斯の如きの酷虐に遇ふ亦悲しからずや、故に速に經濟の道を修めて、弊政を改革し、大に奢侈を戒めざる可らず。

我皇國は山水秀麗にして氣候良和、土地膏沃にして物産豊饒なり周回皆大洋に臨み、四通八達の樞要にして、航運亦た甚だ便利なり、實に宇内混同の基礎悉く備れり、若夫れ時至り、運應して海外を經營することあらば、實に全世界の總主なり、吾人此の國土に生れ何んそ天地經緯の大道を講せざる可けんや、今經世濟民の學術を論するに當り、創業、開物、融通、富國、垂統の五節に區別して一世の經綸を叙し、滿腔の精神を寫して、其の本領を知らしめ、亦佐藤家々學の何物たるを知らしむ。

第一節 創業

創業とは國家を富盛にするの業を創むるをいふ、而して國君自ら恭と儉との二徳を修むるにあらざ

れば、國家富盛なること能はず、恭とは何そや、己れを謙して賢者を崇み、諸士萬民を愛惠して、敢て己か慾を縦にせざるをいひ、儉とは何そや、志思を堅固にして能く制度を守り、國家の爲めに財用を節約し、無益の華費を警め、飲食を非とし、衣服を惡くし、宮殿を卑ふして、而して上下の神祇祖先の祭禮には、厚く孝敬を竭くし、朝廷の儀式禮服等には壯麗を致し、且又山海田野、耕農物産等の開發には、財用を盡くして修理を加へ、以て國家万民の安穩を計るを專一とするをいふ、尙之を精究すれば、恭は内心の敬み、儉は外事の敬みにて、其實は一の敬徳なり。故に開物の業を創めんとすれば、先づ太初の素朴を熟知するを要とす、何となれば素朴は善政の基なることを知らざれば、繁華奢靡の世に當りて、國政を改革すへきの時勢に暗し、若し國政を改革すへきの時に當りて、其機會を失ふときは、開物の業を創むべからざるのみならず、境内の人民を凍餒せしむるの原となるべし。

凡國土未だ開けざるの最初には、何れの國も山谷平原皆茫々として、草木茂り、禽獸居り、多蟲群を爲すのみ、人の初めて生ずるに及んで、飢れは即ち草木禽獸を取て之を食ひ、渴すれば則ち水を飲み、風寒を凌ぐに、鳥獸草木等の毛皮を剥きて之を衣、雨露に堪ゆるに樹木の上に巢を作りて之に住し、而して衣服住の三者略備り、各性命を保護するに及んで、兒孫漸く蕃生するに至れり、是

の時に於て誰か美衣美食高堂珍玩の奢侈を爲すを知らんや、故に衣食住の慾と、男女合歡の情とは、實に天地の神機よりして催す所の念なるを以て、一個も欠くべからざるの定紀なり。然れども教の未だ立たざりし以前は、動もすれば情慾に惑溺して、其本心を忘失し、天理に乖きたるの舉動を爲す者あるは、人間の通弊なり、故に人間の益々多く滋息するに及ては、争擾なきこと能はず、於是義理に明かなる者は、之か曲直を決断して、其本性に復らしむ、若し天理を以て教化すと雖も、凶暴にして其の教に服せざる者は、痛く之を刑罰す、是れ乃ち君長の始めにして、政教と武備の依りて起る所以なり。故に君長なる者は、人民を教化して天命に従はしむべきの師役にして、畢竟万民剋虐の難を救はんか爲に、天より建たるものなり、然れども其天祿の極めて富盛にして、威勢の崇榮なるを以て、動もすれば華麗豪華の魔道に陥り易し、故に洩季の繁華富麗なる世と爲りても、太初の素朴の時代を忘れしめざらんことを欲す。是れ經國の業を創めんとするには、先づ儉素を務めて、下民の衣服住を全備し其職業を勉勵せしめ、而して後ち物産を開き、交易を通して、國家を富盛にすべし、之を以て奢侈は亡國の基にして儉素は創業の原なるを知る。孔子曰、昔者先王未有宮室、冬則居營窟、夏則居橧巢、未有火化食草木之實、禽獸之肉、飲其血、茹其毛、未有麻絲、衣其羽皮、後聖有作、然後修火之利、蕩金合土以爲臺榭宮室鋪戶、以砲、以燔、以亨、以炙、次爲醴

酪、治其麻絲、以爲布帛、以養生、送死、以事上帝鬼神、皆從其朔と是れ創業の第一義なり。

既に土地あり、河海あり、草木土石活物を産出して、人間の必要なる衣食住の資本を供給するは皆に奢侈を抑へ、冗費を減し、節儉貯蓄以て人爲の資本を得るのみならんや、於是乎工夫を盡くし、人智を凝らして發明發見を爲し、或は礦業漁獵等の業を爲して自然の産物を採り、或は農業林業、養蠶牧畜の業を爲して、製造品の元質と爲るべき物を生出し、或は製造業を爲し、或は道路開鑿等の土木業を起し、或は商業を爲して有無相通し、長短相補ふには必ず資本努力なかるべからず、是れ開物の業を爲すに於て、必要欠くべからざるものなり、故に土地、河海、資本、努力は、創業の基礎なり、是れ創業の第二義なり。

凡そ國家の盛衰は唯是れ國君の儉素を守ると、奢侈を放にするの二事に係るのみ、抑も國君は前世の積徳極めて廣大にして、上天の寵愛し給ふ所なるを以て、其心の甚だ直なる者なり、故に既に天地の神意を知りて、一國の民の父母たるの理を悟得するに及ては、自身の難苦を顧みずして義に勇み、仁に進むと極めて篤く、眞に純粹至誠にて天地の神と同體なり。然れども人君如何に聰明なりと雖も、浮世の渡り難く、人事の險惡なるを知らず、故に萬一近習に阿諛の佞臣ありて、驕慢の心を誘發するに至りては、其本心の明德は、忽ち暗愚となりて、不徳の行のみ漸々増長し、終には數

万の蒼生に君となり、一境の國土を領する天祿永く終るに至る、之を以て富國安民の大業を創めて、天地の心を奉行せんと欲せば、必ず忠諫の近臣を得て之を輔佐せしむるにあり。孟子曰、上有好者、下必有甚焉者矣、と若し國君にして、阿諛の士を愛し、忠諫の士を罪せば、一國中皆佞媚の言を獻して、諂諛の妙を盡くし、誰か忠直の言を出すものあらんや、故に國君忠義の士を得んことを欲せば、務めて直諫の士を愛し、厚く之を賞美して此と親むべし、能く忠諫する者を擧用するときには、國人競て忠義に勇進する者なり、此を國家創業の根本とす。要するに上賢明なる君主あり、而して之を輔佐するに忠良の臣あり、而して土地河海物産を産出するに資本勞力を以てするに於ては、經國の創業何んぞ成らざるを憂へんや、夫れ此大事業を成に當りて儉素を守り奢侈を抑ふるは、大功を成就する所以の基礎なり、豈戒めざる可けんや。是に由て之を觀れば、儉素を修めて士民を養成し、國事を經營して開物を勉強し、物産を豊饒にして境内を富實し、人類を蕃衍せしめて昇平を永續し、慎み敬ひて産靈の神意を奉じ、以て其寵遇に答ふるは國君たる者の天職なるを以て、勉めて創業を功を收めざる可けんや。

第二節 開物

開物とは、境内を審かに經緯し、氣候を考へ、土性を辨し、山谷池澤を開發し、平原曠野を新墾して種々の貨物を出し、其製造を精妙にして内國を豊饒ならしむるを云ふ。獨逸の經濟大家ロッセル氏曰く「生産とは、新に貨物を産出し、(農夫か耕耘の術を施して五穀野菜等を産出する等の事)在來の物品を利用するの道を發明し、(石炭石油若くは藥草等の如き天産物を使用する方法を發明し無用を變して有用となす等)又在來の物品に人工を加へて、其形を換へ其用を創造し、或は増加し、(木皮を以て紙を製し土砂を以て硝子を製し綿を以て木綿を織る等凡ての製造事業)以て地球上既に成立せる物の全躰より、人間の需要を満足する方法なり」と是れ能く生産の意義を解釋せるものにして、亦能く開物の理を證明するに足るものなり。然り而して開物の業を爲すに當り、先づ萬物を大別して土石、生植、活物の三種となし、更に亦其三種を分ちて、五十二類となす、

土 石

美玉、寶石、美石、丹青、擬玉、諸金、金鏤、金器、藥石、雜石、磁器、造石、硝
 藍、硝石、硫酸、土器、土、砂等

生 植

百穀、諸菜、百菓、造釀、諸糕、諸絲、衣服、染料、藥物、諸油、脂膏、諸紙、茶

活 物

漁獵、蓄魚、家禽、野禽、家獸、野獸、水獸、割烹、脂膏、皮革、羽毛、骨角、藥物、玩物雜產等

今其各種類に就て、開物の方法を講ずるは、頗る煩はしきを以て、開物の専務たる、農學上に於ける五個の要法を適用すべし、五個の要法とは何そや、曰く

(甲)地圖。測量器を用ひて、諸地の方角遠近を量りて地圖を製するの法なり、假令は一村一郷の地なりと雖も、南北は赤道より相距るの度分秒を正し、東西は京都より距離の度分秒を測て、地圖を製し、以て上天星象の度分と、地上の行程里數とを合躰せしむるときは、(天象の一度は大概行程三十里なるか故に一分は半里に當り一秒は十八間に當るなり)天象の度數と土地の里數町間尺寸までも明細に知らるゝなり、故に假令は何れの國の山は何十万坪、野は何十万坪、田は何十万坪、畑は何十万坪、城地邑里社寺、は何十万坪あることを知り得らるゝを以て、物産等を起さんことをするには、極めて要用なり。何となれば四方一里の土地は、六尺四面の坪數四百六十六万五千六百あるに、此坪を田にして米一升つゝ生するときは、其石高四方六千五百六十六石出るなり、又此一坪より年

に銀一匁つゝ物産を出すときは、其金七万七千七百六十兩也、其他何れの産業も皆其理に同じ、故に此精密なる地圖を製するときは、其國土の分限を暗算すると掌を示すが如し、是を以て地圖を製するの法は、即農政學の最初第一義なり。

(乙)氣候。其土地の寒暑強弱の番數を審にし、其氣候に合應するの草木を植へて、以て繁榮豐熟の功を十分に充盈せしむるの法なり。往昔唐堯の時に當り、義氏和氏兄弟四人を四方の偏土に分宅せしめ、氣候寒暖の強弱を審に驗し、作物をして寒暑強弱の大過と不及とに依りて損傷することなからしめ、百姓に人時を授て、以て農政に精密を盡くせるは、實に天地を崇敬し、人民を愛育するの大事にして、王者の要務なり。蓋し氣候寒暖の強弱を精究するに廿四番の次第あり、而して草木の生長化育を見るに、各其氣候寒暖の番數に合と不合ありて、例令は熱地に繁榮する草木は、必ず寒國に宜しからず、寒地に豐熟する草木は必ず熱地に宜しからず、故に能く其氣候の番數に應合する作物を撰んで此を植へるときは、十分豐熟の功を得ると能はず、若し夫れ作物適合の氣候より、寒氣一番差ふも其作物劣等にして、且つ豐熟も亦十分なると能はざるものなり、暖氣一番差ふも亦此に同じ、故に寒暑十番差ふたる處に草木を植るときは、皆に繁榮することを得ざるのみならず、或は其物悉く消滅するに至ることあり。

氣候審驗録に其番數を區別して、曰く、

國土の氣候は、太陽距離の遠近に従て、或は寒冷となり、或は炎熱となるに従て各強弱有りて二十四番の差異を生ず、彼の蘇門答刺、渤泥、及勳祿、西里百私等の諸國、并に赤道直下は、地球の年々南に移り、北に轉して兩度つゝ往來するが故に、春秋二分の午時には、太陽は頭の正上に在りて、其炎暑の酷烈なる事、皇國や支那の絶て比すへき所に非らず、故に國人は日光に眩暈して、眼を開て物を見ること能はず、地下より熱蒸することも亦極て甚しきを以て、日中には二階に臥して眠り、夜間に至りて始めて家業を勤むと云ふ、其他瓜哇、拔別亞、乙龍子、巴刺臥亞、浪大能、巴那馬等の諸國は、少く赤道下を距ると雖も、其土地年々太陽の直下南北に往來するを以て、其の熱常に番替して、炎暑の絶する事なし、故に赤道南北の各十度間を第一番の氣候とす。十一度より十五度迄は産物の温氣に應合すと雖も、其の品及び氣味等、各一等を下るを以て、第二番とす。十六より廿一度迄を第三番とす。二十二度より二十五度の間は夏至規ありて、毎年二十四五日間、太陽の直下に留滞するを以て、殘暑の炎熱なる事頗る酷し、然れども冬至には、太陽を離ること四十六七度にも及ぶを以て、頗る冷氣行れて、極月と翌年正月には、寒氣起りて草木の葉を凋しむる事あり、故に之れを第四番の氣候とす。二十六度より二十八度の間は、十月より後は頗る冷氣行はれ

て、冬至後より翌春の間は、霜下り雪も降ることあり、之れを第五番とす。二十九度三十度の間は、又暑氣一等を減し、冷氣漸く強く、物産も亦一等の差あり、之れを第六番とす。三十一度より四十二度迄の間は、一度毎に温熱一等を減し、又寒冷一等を増し、物産の品と氣味と各亦一等の差ひあり、故に此の十二度の中に、第七番より第十八番迄の氣候行はる、四十三度四十四度の間は、又一等の暑氣を減す、此を第十九番とす。四十五度より四十七度の間は、又一等の寒冷を増す、之を第二十番とす。四十八度より五十一度の間は、冬至には、太陽を距る事、七十四度に及ぶを以て、日は已の上刻に出で、未の下刻に暮るゝなり、故に晝は三時を過ずして、寒氣甚強く、海水並に氷結し、舟の通行も絶するに至る、三月頃に至り氷漸く解け、四月に至りて雪も消る事あり之を第二十一番の氣候とす。五十二度より五十六度の間は、寒冷彌強く、作物の種殖すべからざるもの十中の八九なり、故に之れを第二十二番とす。五十七度より六十二度の間は、寒氣甚だ強して、自然生の草木にあらされは、蕃衍する事能はず、之を第二十三番とす。六十三度より七十二度の間は、則極北規の内外にして、冬至には太陽を距る事一象眼餘にて、太陽の光明を見る事なく、寒氣酷烈にして實に半夜國なり、之を第二十四番の氣候とす、是れ所謂天正の氣候なり。然れども土地の方向に因りて、或は赤道に近くして寒く、或は遠くして却て温かなる所なり、何となれば北山南海の國土は

必ず天正の氣候より暖にして、南山北海の地は必ず天正の氣候より寒し、是れ地勢の氣候に依るを以て亦宜しく勘辨せざるべからず也。

(丙)土性。 國內の平原曠野、山澤丘陵の地味を明にして、六土の厚薄肥瘠の等級を定めて、作物の諸種に應と不應との土性を辨別するの法なり。土性に壤土なり、埴土あり、墳土あり、之を眞土と稱す、又塗泥あり、墟土あり、廣斥あり、之を擬土と稱す、所謂六土是なり。禹貢云、冀州、厥土白壤、克州厥土黑墳、徐州厥土赤埴墳、揚州厥土塗泥、豫州厥土墳墟、貴州海濱廣斥即是也。所謂此六土の中に肥瘠厚薄ありて、草木を作るに應と不應と依りて種々の甲乙を爲すを以て其次第階級を精く辨別するときは、壤土、墳土、埴土各九等あり、塗泥、墟土、廣斥も亦七等あり、是を四十八等の土性と名く。凡草木を作るには、皆に此六土の性と應と不應あるのみならず、其の應合する所の土の中にも肥瘠厚薄の異なるあるを以て、作物の品類と豊凶の差別を生ずると顯然たり、故に此土性の等級を辨別して、作物を作らざれば勞して功なきこと有り、是を取て土性を辨するの法は農政の専務とする所なり。

(丁)水利。 國內山河の形勢に従ひ、或は堤防を築て洪水の患を除き、或は溝洫を通し池を設け井を鑿て旱損の禍に備へ、或は兩面の埒を築立て、海突の難を防ぎ、或は勢子石を列置て燒鹽の業を起

し、其の他道路を修理し、橋梁を架し、往來を便にする等の法なり。昔共工氏之九州に覇たるや、其子后土能く九州を平く、故に祀て以て社となす、是れ漢土に於て土方普請の元祖なり、其の後堯の時に至り、禹洪水を治めて、天下の民を安せり、皇國に於ては大國主神、少名持神と力を合せ、山を崩し海を埋めて、大八州を平けり是れ皇國に於て土方普請の祖神は此二柱なり、國土に主たるものは是れを社として祭る可きは固より論するに及ばざる所以なり。夫土地は人君の大寶なり、然れども洪水横溢するに至りては、山岳崩壊し、城郭宮殿、廬舎田園皆悉く烏有となり、人民牛馬等皆流竭して存する者なきに至る、豈畏れざる可けんや、故に土地を領するものは、水利の法を精究して、土方普請を嚴重にせざんばある可らず、且又水田は用水の灌漑自由ならざるを以て旱魃の禍に罹るもの往々是れあり、故に禹王は宮室を卑ふして力を溝洫に盡くし伊爾色皇子は、池塘を設け溝梁を開き、天下を巡行して終に偏土に堯し給へり。又海國に於て潮水溜滞することなき土地は、自在に鹽を製すると難し、故に荒浪の打寄する海濱には、場所を撰んで勢子石を置き、潮水を溜滞せしめて鹽漬を取立つべし、鹽の自國より出づるは、永く國家の富盛となるべし

(戊)耕種。 田畑の耕肥を精密にし、糞草の配劑を新妙にし、培養耘耕に懇到を盡くして、作物の需る所の六部を、我意の欲する如く十分に成熟せしむるの法なり。六部とは何ぞや乃ち作物の根、莖、

皮、葉、花、實を云ふ、凡そ耕作の業は心を盡くして、万物化育の理を審にする時は、皆に其の根を需て、作る物のみならず、莖、葉、花、實を作るにも各其需る部に因て、其土地の耕耘より、培養の仕方に至るまで、各一同に差別ある者なり、且又糞草の配劑にも、亦根に湊る者あり、皮を養ふものあり、葉を行る者あり、花に走る者あり、實に充る者ありて、三十六種の品物を用ふ、故に農業は、天地の化育を養ぐるの大事にして、必ず此六部を分部し、先其需むる所の一部に、専ら培養を盡さるべからず、夫れ農は衣食住の大本なるを以て、万一此業に遺策あるときは生民の患害此より大なる者あらんや。

之れを要するに先つ天象の度分と、地上の行程と能く全躰したる地圖を作り。次に氣候の寒暖強弱を審にし、次に土性の肥瘠厚薄等級を辨し、且又洪水の難と、旱損の禍とを除くの備を嚴密にし、然して後草木を作るに當りて其需る所の部を定めて、此に應合する土性を撰ひ、能く此を耕耘して其の種植に従事すべし、然るに其の需むる所の部を、成長せしむるの法を講明せずして、妄に農事に従事するときは、損多くして益少なきこと必せり、而て亦新地を開墾するには、焼化と、疎鑿の二法あり、耕耘にも精碎、軟膨、維持、壓鎮の四法あり、其四時の耕耨中耕及耘耔には、種々懇到なる抑揚の差別あり、土性剛柔の大過不及なるときは轉換術を用ひ、又寒氣に傷む者を作るには、

寒向、避冷、迎燠、閉藏の四法ありて、寒氣を畏る、草木をして、冷氣の害を免れしめ能く其の成熟の功を成し、且つ霜威に凍りて腐敗するの患なからしむるには、變通術を用ひて之れを適宜にし、以て造化の至らざる所に及ぼし、天地の定まらざる所を補ひ、作物をして十分豊熟の全功を成さしむ、故に此法を憲章して、農事を勉強するときは、假令窮乏の土地なりと云ども、富盛の國と爲すべからざるの理なし、况んや從來熟作の田畑に於てをや、是に於て之れを觀れば、氣候の不順に依りて、以て飢饉の禍に罹るか如きは、培養漸々疎きの致す所に非らざるを得んや。亦三伏の間に當り、氣候不順にして陰雲濛々、冷風頻に吹ときは、作物畏縮して蕃衍すること能はず、是れ凶荒の初めなり、此時に當り温養術を用ひ、温養水を田畑に灌ぐときは、塗泥忽ち熱沸して、作物を蕃衍せしむ、又夏より秋の初に於て、氣候度外に寒冷にして、作物悉く凋むときは、灌照術を用ひ、灌照水を製して之を培養すれば、亦能く不熟の患を通ることを得べし、此氣候變通術、及び土性轉換術は、實に家法の良傳なり、且亦種樹に於ては、種時、移植、接樹、遷木、壓條等の諸法を審に辨して、皆能く其精細を盡さる可からず。

以上は是れ世の所謂農家七部書、即ち其の綱領たる農政本論を始とし、國土經緯論、氣候審驗錄、土性辨、堤防溝洫志、培養秘錄、草本六部耕種法、種樹秘要の各條目に於て、明かに論する所なり。製

練のことに至りては鎔造化論術義に詳細を盡せり、世の開物農産の事に従事するもの豈精究せざる可けんや。

今夫れ佐藤家々學の農學上に於ける蘊奥を極むるれば、田峻官を立つるの一事なり。凡そ下人は、善事を勸むるは、極めて難く悪事には甚分染易し、故に各々懶惰にして家業を怠るときは、必ず貧窮に迫るは人の知る所なりと雖も、多くは閑居の娛みを好み、業務を勵め競ふものは甚はた鮮し、豈翹に家業を勸めざるのみならんや、或は酒を飲み、奕を行ひ、或は奢侈放蕩を縱にして分外の金錢を費し、或は人の妻女と姦通して、郷黨の禍を起すもの甚た多し、所謂小人間居爲不善無所不至とは即ち是也、實に下賤なるものは、政事少しく緩むときは、飲博淫奔等に放蕩を盡くし、借錢多く成るときは、直に欠落して流民となり、其の貧窮の甚しきに及んては拐騙となり、須利となり、鑽倉となり、槍火となり、白撞となり、遂には山豪となりて人を殺し、村里を擾し、奸師之れを誘ふときは、響の如く應和して、即時に一揆を起し、國家を騷動するに至る可不畏哉、故に人民中より、性質敦厚温和にして、慈愛の心深く、耕作の業に精しきものを數多撰集して、農政を講究せしめ、其の人を以て百姓を教育するの官人となし、之れを田峻と名く、此田峻なる者は即百姓の師範なり、故に毎日村々を巡回して、種々百姓の身分を世話し、奢侈墾放の萌を防ぎ、

質素儉約を修めしめ、孝悌忠信の行を篤く守らせ、且懇誠を盡くし、慈愛を深くして農を勉勵せしむ、若し又意外の災難病難等に依りて究困に及び、或は衣食の足らざるか、或は其の家屋の破損して、修理する能はざる者あらは、即國君に奏上して之を救ひ、又農具等の十分ならざるものあるときは上より救助して之を調へ、何事にも親切を盡くして百姓を撫育し、無頼を誥り懶惰を警め、貧窮せざる様に世話をやいて遣る者なり、實に田峻を置いて、百姓を教育せしむるの業に至りては、深謀遠略のある所にして、農政學の模範なり。而して亦別に親切懇到なる仁惠を行ひ、百姓をして皆國恩を欣戴せしむべき大道術あり、何そや曰く、四季の神事を快談にして、万民に大歡喜を盡さしむるあるのみ。

尙更に一步を進めて農政學の本原を推究せざるべからず、抑も農政學は、昊天の神意を奉り、食物衣類を豊にし、黎民を安んずるの法にして、皆勸農開物の業を修め、天功を亮くるの事なるを以て、堯舜の道と全く同じき學なり。堯典曰、乃命羲和欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時、分命羲仲、宅嵎夷、寅賓出日、平秩東作、日中星鳥、以殷仲春。申命羲叔、宅南交、平秩南訛、敬致日永星火、以正仲夏。分命和仲、宅西方、寅饒納日、平秩西成、宵中星虛、以殷仲秋。申命和叔、宅朔方、平在朔易、敬致日短星昴、以正仲冬。帝曰咨汝羲暨和、期三百有六旬有六日、以閏

月定四時成歲、允釐百工庶績咸熙。と帝堯天を奉り、民を恵み、天地の化育を賛くこと斯くの如し、是れ黎民於變時雍の徳化を成せる所以なり、孔子曰大哉、堯之爲君、魏々乎唯天爲大、唯堯則之、蕩々乎民無能名、巍々乎其有成功也、と即是なり。虞舜亦天を敬ひ天意を奉ること極めて篤く、政を執るの始め、璫機玉衡を左にして、七政を齊へ、命棄曰、黎民阻飢、汝后稷播時百穀、命益曰、咨益汝作朕虞、若上下草木鳥獸、命契曰、百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五教、在寬、命皋陶曰、蠻夷猾夏寇賊姦究、汝作士五刑有服、舜曰咨汝時欽哉、惟時毫天功、と舜は唯主誠天意を奉り、天功を亮けて、帝之職を隈めんことを欲し、此五臣に命して、農務を勉強せしめ庶物を饒にして、一圖に天下の民を安せんことを務めたり、是れ堯舜は万世人君の模範たる所以なり。故に數千歳の後と雖も、此の道を學ひ、化育を賛くる君あらば、上天眷佐して、興らざるものあることなし、大誓曰、惟天惠民、惟辟奉天、と此語亦先聖の遺訓にして、人君の要務なり。孟子曰、人君寶三、土地、人民、政事、所謂此三寶は上天より、人君に賜ふ所の天祿なり、土地の物を出すこと限りなく、且永久盡くることなきを以て、無盡藏とも名く、唯其政事善ならざるときは物の出ること少なし、政善なるときは、其善に従ひ物を出すこと愈々廣大無量なり、管子曰昔者夏桀窮有天下、而財用不足、商湯僅有七十里之薄、而用有餘、と是れ桀は盤樂忘教にして、政を

務めず、湯は伊尹を師として、堯舜の道を修めしを以て、意外の甲乙を生ずる所以なり。抑も人君は廣大無量に物を出す所の無盡藏の天祿を受くるか故に、其富み無上にして、貴きこと亦無上なり、彼の鎔造化育論に説きたる如く、人君は天より降る所の生民なれども、過去に於て積善の功徳あるを以て、上帝此を寵して、現世の君に降誕せり、故に富み一境の國土を有し、貴きこと數万の人民に君臨し、華顯赫灼として、力は山を倒し、勢ひは世を壓するの猛威あり、上天の人君を寵し給ふこと隆んなりと謂ふべし、然らば惟天惠む所の民を愛育蕃息せしめ、上天の洪恩に答へ奉るべきは、人君第一の要務なり、故に堯舜は一圖に養民の政にのみ心と力を盡せり、既に土地あり、人民ある以上は、唯其政を善くするときは、水陸無盡藏より廣大無邊の貨財、自然に湧出するを以て、百姓を富し、子孫を蕃息せしむることは、掌を反すか如くならんのみ。苟も國君たる者万民の喜び樂むべき政を行ふときは、上帝之を眷佐して、福祿を加ふる者なり、詩曰嘉樂之君子、顯々令德宜民宜人、受祿于天、保佑命之自天申之、と人君は實に尊敬すべく亦嘉樂すべき者なる哉。

皇國古代に於ては、人君能く農政を講明して、百姓を御實と稱し、慈恵を篤くして之を撫綏し、懇誠を盡くして之を教訓し、各日常の舜倫を修め、其稼穡を勉勵せしめたる者なり、是れ百姓は國家の根本にして、農業は政事の基礎なるを以てなり、故に上下悉く和樂して、隆盛を極めたり、中葉

に至るに及んで、人君百姓を教化撫綏するの慈惠薄く、率育勉勵せしむるの政事を怠て、惟其年貢を請未し、庸役を繁くして、宮殿臺榭を廣大にし、衣服に美を盡くし、飲食に珍を極め、淑女艶婦を多く集め、詩歌管絃の宴樂に耽りて、農事に意を用ひざりしを以て、大小官人も皆百姓を愛することなく、驕奢を縱にし、放埒を盡して顧みざるに至り、天怒り人怨み、四海悉く皇家を離れて、終に覇者の有となれり、而して近來の事跡を観るに、天下の諸侯大半財用の融通に審み、罪もなき家人の俸祿を借り上げて衣食に苦ましめ、百姓より年貢の外なる課役用金等を漁奪して、郷里を凋弊せしむ、故に豊年にも食物不足に困む者多く、凶歲に至りては餓殍塗に滿つ、豈啻に之を富まして子孫を蕃息せしむること能はざるのみならんや、却て姪婦は墮胎して陰かに小兒を殺害する者甚た多し、豈悲哀に堪ふ可けんや。夫れ之を挽回するには、舜典に記したる如く、正直なる重臣五人を撰み、各其人物に適應の職を任し、以て事に従ひて修練せしむべきあるのみ、然り而して禹の學は、國土經緯論、堤防溝洫志、土性辨等に詳かなり、后稷の業は、草木六部耕種法、培養秘錄、種樹園法、田畯年中行事、氣候審驗錄に詳なり、益か事は、山相秘錄、漁村維持法、牧牛馬法等に詳なり、契か事は五倫講義あり、皋陶か事は刑法協中錄、律令合璧等あり、以上五人の重臣國君と合躰して、國土の經營に心力を盡すは、堯舜の道を祖述する所以にして、佐藤家々學の基礎なり。是

に由て之を観れば、能く産靈の法教を明にし、聖經の精神を會して、以て一世の時弊を救はんとするにあり。抑も我國は、古來瑞穂國と稱し、農を以て立國の基礎となせるを以て、國家の根本は百姓にして政事の專一は勸農に外ならざるなり、故に若し百姓耕作を働かされは、百穀を生ずることなく、上は天子諸侯より下は、諸士に至るまで皆悉く餓死すべし、彼の天子諸侯の城郭を壯嚴にし、宮殿を宏麗にして、内には后妃艶姬淑女、其他種々の女官を備へて後宮に讌集し、外には公卿大夫以下數万の諸士を養ひて種々の武器を飾り、榮耀薰灼、猛威風雷の如き勢を振ふるも、其本を尋ねれば皆是百姓等の水陸を經營して、收納する貢税の集りたる力なりしなり、當時百姓を御養と稱せし所以亦宜ならずや。然るに今や堯舜の道を以て空談なりと稱し、天功を亮くるの實業を修むる者の絶て無きか故に、君たる者も、百姓は國の本なるを以て、此を愛育蕃息せしむべきの天理を知らず、况んや勸農は國家專一の政事なるか故に、善を盡さざる可からざるの理あるを知らんや。唯た驕奢に陥り、遊惰に耽りて、下民の艱難を顧みず、愛姬寵臣と春花の朝、秋月の夕、酒食讌樂して歲月を送るのみ、且又家老用人等も、百姓を輕蔑し、農務を度外視して、國家の大事と思ふものは幾んど稀なり、此の如き流俗なるを以て、僅か五十石三十石の諸士も、耕作は極めて下賤なる者の勤めと覺へ、勸農開物の實業を勵みて、國家を富まし、百姓を安せん事を計る者は、絶て有る事な

く、昂然高く止りて、自ら尊大にし糞尿を調合するの説等は、聞くも嘔穢を發する者あり、故に百姓も此流弊に化せられて、高慢なる者は往々農を廢するに至る、管子曰、一夫不_レ田有_レ受_レ其餒_レ者、一婦不_レ織有_レ受_レ其寒_レ者、と實に歎す可き哉、是れ佐藤家の時流に卓然として、大に農政學を主張して、以て時弊を救濟せんとする所以なり。

彼の西洋紀元千七百五十六年、(今を去ること百卅五年前) フランソワ、クニエスチー氏、始めて重農主義を唱導して、一世の耳目を聳動し、而して經濟學界に一新紀元を立てり、當時歐洲に於ても、封建制度の重斂、財産の偏集、借地料の高額、資本の欠乏、大商會の特權、農産物の輸出禁止等の諸弊害の甚たしきを以て、大に農業を奨励し、以て農民の疾苦を救はんと欲し、一切の束縛を解きて之を自由にせんことを主張せり、何んぞ佐藤家々學と其起源を同ふするの甚しきや、然れども佐藤家は、既に三百年以前に於て之を唱導し、信淵に至りて五世の傳統に及べり、故に泰西重農論者に比すれば、嶄新奇抜の卓論多し、彼の農學を論するに當り、理化學を應用して、土壤は鐵鉛錫等の酸化物たるを説き、培養上牛骨の機能を發明し、亦海鳥糞の機能を明にせしは既に二百年以前泰西人の未だ夢想せざる時に於て、早く之を耕作培養の術に用ひたり、尙精細に之れを観察すれば、實に新見奇聞多からん。古來我國に於て農書なきにあらざると雖も、山間偏土の百姓も、土性の

善惡を談し、培養法を話するものは、實に山崎安貞の功なり、山崎は篤く耕農の學に志し、享保年中西海道より畿内山陽の諸州を遊歴して、耕作に老練なる田夫の農談を聞き、郷里に歸りて儒生貝原篤信と議り、漢土の諸説を骨幹と爲し、皇國の民談を皮肉と爲し、耕農及樹藝等の諸事を論して農業全書と名く、唯惜むべきは物理を推究するの工夫淺く、且つ亦天地經緯の學業を修めざるを以て、鎔造化育の神理に通せず、故に所謂二十四番の氣候を變通し、四十八等の土性を轉換するの妙術に至りて、絶へて之を知らざるを以て、彼れ農業全書と雖も、農事の廣大なる豈能く之を全備せりと云はんや、信淵は父祖相傳の家學を繼ぎ、之を大成するに自家獨得の新見を立て、之を實地に徴し、之を學理に徴して、農學上に一新機軸を以てせり、是れ翁を我國農學上中興の祖と稱するも豈不可ならんや。

第三節 融通

融通とは人生必要な貨物を輻湊して、諸事自由なるをいふ、故に能く融通の路其宜しきを得るときは、國內豊饒にして衣食等に窮困する者あるとなく、國家益々富盛に至る者なり。抑も貧國を富まさんと欲せば、先づ其國君及群臣も、嚴しく恭儉の二徳を修め、而して其國人をして物産を興

し、製造を精妙にし、遍く他國の物情を探索し、輕量を核り、有無を遷し、互市の利を收めて、以て己か部内を潤ふし、上下心力を致して、國事を經營すべし、一步を進めて之を論ずれば、國家の大利を興すは、外國に航海して、通商交易を爲すにあり。蓋し天地の間寒暑行れて万物を生産すること、南北其氣脉を異にし、東西其形質を同せず、是を以て東西相交へ、南北相通し、而後に其用を全ふすへき者なり、若夫れ疾疫饑饉等の變ありて、穀果藥物の其用に不給あらば、民其天年を全せずして、或は天死の患に罹らん、豈悲哀の情に堪へんや。故に有無相交へ、窮達相通するは、則ち天意を奉行するの道なり、然るに自國のみを保有して、他國と交易せざる國は、邦内産物の外は、國を富ますへきの術なきを以て、人民の繁息するに従ひ、國內次第に衰耗して、終には貧民父母の養ひに窮し、竊かに其姪子を墮胎するに至る。夫れ人は天地の合靈にして、人君の至寶なり、人誰れか其子を愛せざらんや、然るに最愛の子をも殺すに至りては、國家の衰耗せるを徴するに足る。蓋し國土を經營して、天度の氣候に律りて、物産を開き、百工を興して、製造を精妙にし、運送を便利にし、他國の物情を探索し、以て輕重を核り、有無を遷して、互市の利潤を收むるは、皆な是れ大金の資本を要するか故に、難者或は貧國に於ては、其業を創むるを得んや、どの感起す者あらん、然れども是れ愚昧の甚たしき者にして、苟も國君たる者、融通の業を興すに於ては何の難きこ

どか之れあらんや。唯融通の業を成すの念なきを以て其事の成らざるのみ、若し至誠の念を以て之を成さば、大金の資本自ら生せん、今の世に當り、大金を有して之を用ふるの所なきに困む者極めて多し、是に依りて之を觀れば、國君至誠の念を以て、國家を富まし、万民を安するの仁心あらば、他國の財主と雖も皆來りて助力すべし、况んや國內に填充せる資本あるに於てあや。故に國君たるもの、恭儉の二徳を修め、至誠の念を以て事を成すときは、融通の業何んぞ成らざるの理あらんや、實に至誠は以て信用を博すべく、信用は以て資本を集むるに足る、况んや亦自ら恭儉の二徳を守るに於てあや。

抑も彼我交易の中間にありて、賣買を調理するものは、即ち貨幣なり、故に金銀錢の三貨幣は、貨物を融通せしむるの寶なるを以て、此寶貨の世上に多きと少なきとに依り、貨物の輕重を決し價值の貴賤を生すべし、元より貨幣は必ずしも金銀銅錢に限らず、皮幣紙幣と雖ども、公儀の御判を押捺せしものなれば、之を通用することを得べし、然れども金銀銅鐵は、上天の人生に授與せしものにして、各其品位に依りて貴賤を異にするは天地自然の理なり、故に天地自然の理に従ひ真正の金銀を用ふるを上策とす、金銀貨の品位劣悪なるときは、万物の價も、自然騰貴すべし、况んや金銀其品位を失ひ、而して貨物の産出すること少なきときは、其價意外に高値となり、世人の困窮に苦

しむこと大なり、

是に因て之を觀るときは、貨幣の職務なる者は、第一交換の媒介、第二價格の尺度、第三價格の標準、第四價格の蓄積の四要素を有する者たるを知るに足る、然れども貨幣なる者は何時に於ても、四個の職務を兼有するものと一定せる者にあらず、今歴史上より之か考察を下すに、古來時代に依りて其職務の要否相異なりたるもの、如し、時運尙幼稚にて、貸借の行はるゝと少なく、商業上の器具未だ備はらざるときは、交換の媒介たるの職は、尤も必要にして、次に價格の蓄積、及價格の尺度は共に其必要を見るも、價格の標準の如きに至りては、多く其必要を感せず、然れども貸借盛行はるゝに至ては、價格の標準、及價格の尺度は、共に尤も必要となるなり、而して價格の蓄積、交換の媒介に至りては、昔時に比して稍其勢力を失ふもの、如し。然れども商業上の簡單なる時に在りては、貨幣は唯賣買者の間に轉移するに過ぎざれば、此時代に在りては、貨幣は其携帶に便なること、分別に容易なると及び其自然の形狀、若くは其外面に印する所の圖識に依りて、容易に眞贋を區別し得へきことの性質を備ふる以上は、其職を盡くすに足ると雖も、貨幣が専ら價格の尺度、標準として使用せられ、貿易の有様は完全なる物貨交換と爲るの日に至れば、此等の性質は、左程其必要なし、而して此時に當り尤も緊要なる性質は、格價の確定せると是なり。

經濟大家セホンス氏曰く、「貨幣の材料として使用する者の、有すべき性質は、第一利用及價格を有すると、第二携帶に便利なると、第三性質の變更せざると、第四同質のものたること、第五分合の容易なると、第六價格の確たること、第七鑑別し易きこと是れなり、而して尤も此性質に適する者は金銀なり、夫れ金銀は光澤あり、音響あり、而て其性質堅硬にして、其比重も亦中を得、輕重共に失するなく、實に貨幣たるに適するものなり」と盡せる哉言哉。然れども米麥の如きは或は凶作あり、或は豊饒ありて、其價に變動あるも却て金銀よりも其變動少なきことあり、是れ金銀は、自然に貨幣たるの性質を備ふと雖も、價格の標準となすに至りては米穀等は却て優ることあり、是れ我國經濟社會の實驗に徴して往々見る所なり。

又貨幣改鑄の弊害を見るに、元祿年中金貨に銀を半は混じ、寶永中銀貨に多くの銅を混して、金銀貨を増加せしより、其後度々兌換して通用金銀の性を下品にし、金銀の數を多くして、一時公儀の御益を圖り給ひたること數なれども、官庫の富實なるに至らざる所以は、唯一時の間に合せのみにて、天理に合ひたる誠の道に非らざるを以て、際限なき骨折といふべし。殊に新金を多く作るべきは、下民たるもの多金の災に罹り、且つ万物の價貴く奈何ともすべからざるに至る、金銀は其性を下品にすれば、幾程増加すと雖も、日々入用の物品は増加す可からざるを以て、從て万物の價愈々騰

貴する所以なり。銀札を用ふるの國に至りては、境内極めて空虚なる者多し、何となれば金銀の代りに、紙札を用ふるか故に、自國內には紙札のみ残りて、真の金銀は皆他國に出つるを以てなり、故に銀札は禍害を遺すことを熟知すべし、万一不虞の事あるときは、必ず窘急に迫るべきは此銀札の禍なり豈慎まざる可けんや。蓋し此銀札を出すの初に當り、凡そ十萬兩の札を製するときは、真金十萬兩を積み置て、其引替の時の料に備ふることは當然の理なり、我國に於ても銀札を出すの初に於ては、真金を備へ置きたることなれども、江戸にて財用の窮迫せし時に當り、先づ其準備金を幸ひに、我物顔に或は千金を出して之を費し、或は二千金を出して之を遣ひ、漸々之を用ひ盡くして、金庫も急ち懸罄となり、壁土も剝け落ちて遂に犬の出入する國多し、其他金札錢札米札を用ふと雖も、凡て此等の事は、皆其法を誤れるを以て、國家を衰微せしむるの一端なり。此に由て之を觀れば、徳川時代に於ける貨幣制度の弊害を看破し、藩札の將來大害を及ぼすべきことを察し、紙幣發行上の準備法を明かにし、而して早く既に歐米諸國の經濟社會に行はれし、貨幣流通上の原則たるクレンシヤムの法を悟得して、彼より先きに惡質の貨幣は、能く良質の貨幣を驅逐すと雖も、良質の貨幣は惡質の貨幣を驅逐すること能はざるの原則を説けるが如きは、實に烟眼と云ふ可し。

次に物價とは何そや、曰く、物と物との交換の割合を表するものなり、故に價格は必ず之に對する物あるを要す、且物の價格は、其物固有の性質にあらずして、外部の出來事又は外部の關係に依りて生ずるものなり、若し然らずして、物夫れ自身に價格なるもの存するとせんか、其價格高きものは常に高く、低きものは常に低く、永久一定して變せざる譯なれども、物の價格は同時に高低するとあり、例へば銀は之を銅に比すれば其價格高しと雖ども、之を金に比すれば其價格低きか如く、之に對するもの何たるに由りて高くなり、亦低くなるものなり、然れども之を「一般の價格は高低せず」との原理と混同せざらんことを要す、何となれば價格は物と物との割合なれば、此物の價格は、他の物に對して上ることあれば、他の物は必ず此物に對して、其價格下り、決して二物同時に其價格上り、或は下るの理あらんや。

白河樂翁公曰く、「物價の騰貴は、金銀錢の位を失ひたると、造る者多からずして費す者多きと、及人氣の習ふこととの三なり、此三を押尋ぬれば奢侈の一に歸すと」、然れども寛政以來今年迄の世態を見るに、物價の騰貴は米穀を以て第一とすれば、凶歲にて米價貴きときは、諸物從て貴く、豊年に米價卑き時は、諸物從て卑し、是れ天運の然らしむる所にして、自然の勢なれば、特に奢侈のみに預るべからず、之を要するに價格なる者は、物の需要供給の關係に由りて定まるや論を待たざ

るなり。

夫れ之を平準せんと欲すれば、人力にて其術なしといふ可らず、其術如何、曰く先假に制度を立て、金一兩に玄米一石より六斗限、錢百文ニ白米一升より六合限りと定め、米價一石以上に至るときは、第一舊制の如く、糶積金を以て、買上げ蓄ふ可し、第二に公儀より金五万兩を出し、都下米問屋、仲買、春米屋共より、金五万兩を出さしめ、都て十万兩の米を買上蓄ふ可し、第三に公儀より金五万兩を出し、都下富豪の者より、五万兩を出さしめ、都て拾万兩を以て江戸廻米の地方へ貸し與へ、年壹割の利息を加へ、糶にて上納せしむべし、右の如く代るく數年を経るときは、米價下落せず、若し凶歲にも至りて、百文白米六合以上になりたるときは、右蓄積の米を春米屋へ賣渡し、百文に白米六合を限りと定めて、六合以上に上らしむ可らず、斯の如くして數年を経るときは、天運來りて、再び一石以上に下落すべし、此法を以て万世變わらざるときは、米價一石より六斗の間に上下し、士農共に其利を齊ふして万民餓死の愁を免るべし。當時士人米を卑みて蓄積せず、特に金のみを蓄ふが故に、富商の鼻息を仰て、憂喜を爲すに至り、工商豊かにして、士農困むこと甚し故に此弊を改むるには工商常に米穀に困み、士農を仰て其業を勵むに至れば、物價自然に平準すへきを以てなり豈所由なしとせんや。

抑も生産は消費を以て目的となすか故に、現今の如く分業日に盛なるの時運に際すれば、甲は自ら消費するが爲め、生産に従事せずして、其生産する所のものを以て、生活を爲すを常とせり、故に生産物の消費者に達するまでは、之が媒介を爲すものなきを得ず、其媒介を爲すものを名けて商賈といふ。而て此分配の業たる、一地方中は勿論、廣く國中の各地及國際間に行はれ、之を内にしては地方貿易内國貿易となり、之を外にしては外國貿易となり、以て需要供給を媒介調理し、國中各地及國際間の物産を運轉交換し、互に有無相通し、長短相補ひ、以て生産の發達を促し、市場活潑の活劇を呈する者は、是れ分配の事業即貿易ならざるはなし、蓋し地方貿易は一村一郡中、工業農業其他採集事業の生産物を互に交換し、又は生産者より卸賣商、小賣商に生産物を賣却し、若くは卸賣商より小賣商に再賣し、小賣商より消費者に其物品を販賣し、或は生産者が、直接に消費者に其生産物品を賣却くの類をいひ。内國貿易とは、國中各地の物産其種類を別にし、優劣を異にするを以て、東西其優劣を換へ、南北其有無を通し、以て其生産と消費とを助け、或は首府其他の都會に於て要するものを、國中の各地より輸送し、以て其需要を充するものをいふ。元來貿易の事たる其關係する所至大至廣にして、其方策如何に依りて頗る注意すへきものなり、而して方今貿易の隆盛を極むるの時機に際し、貿易中尤も吾人の注意を要すへき者は、外國貿易なり。外國貿易とは一國

と一國との間に、其物産を交換するを云ふ、而して其尤盛大にして、且利益なるは東洋と西洋との如く、全く其物産を異にし、開化の模様を一にせざる者の間に行はるゝ貿易、及古國と新國との間に行はるゝ所の貿易なり、然而して外國貿易の事たる萬里の波濤を凌ぎ、身軀未だ慣れざるの氣候を侵し、言語不通の不便制度文物の異なるを厭はず、勇進以て之に従事せざるを得ず、其困難なる固より言を俟たざるなり、然るに其事の今日に行はれて、益々盛大なるとを見る所以のものは、宇内の大勢、東西長短を補ひ、南北有無を通するの已むを得ざるに出づるなり。翁既に此理を百年以前、士民蕩安に耽り、鎖國主義を守り世人未だ外國貿易の大利を知らざるの時に於て、貿易の原理を説き直輸出の利を論じて自由主義を主張し、而して其言鑿々として皆肯綮を得たり、卓見の士にあらざんば、安んぞ茲に至らんや。

抑も賤きを買ひ貴きに賣るは、古來貨殖の法なり、然れども今世は、奸商古法を用ひず、賤きに賣り貴きを買ふを貨殖の良法とす、故に其利を貪るの仕方、復た儉惡となり、凡物品の直段賤きを見るときは、各其所持する所を出して悉く之を賣り拂ひ、世上の物品甚だ多か上に又多きを加ふるを以て直段度外に下落す、是れ皆物品の仕切を安くするの計策なり、又其物價を貴くせん事を欲するときは、廻船を海中に止め置き、品切の故障を起し、千變万化の奸計を用ひて、四海の富を中間に

支ふるを以て士農工の三民、皆財用に窮して奈何とす能はず、或は典當し、或は高利の金を借り、或は物品を下直に賣拂ふを以て、利潤は悉く商人に得られ、遂に手を空しくするに至る。(殊に大坂商の奸計なるは薩藩經緯記に詳なり) 然れども商人は、常に度外の利潤を得るをこと務とするを以て、其性士農に比すれば甚だ放埒にして、財用を費やし奢侈を縱にすること、殊に甚し、故に華美壯麗なる衣服を製し、珍奇なる器物を玩弄し、或は茶烟草菓子等も極めて高價なる者を用ひ、珍膳を食ひ、妓を招き娼を買ひ、其豪華を放にするとは、諸侯と雖も絶て及ぶと能はず、且櫛笄簪等は珠玉金銀にて製し、錦繡綾羅を以て絶代の華麗を極めて世上の奢侈を誘ひ、凡そ奇技淫巧を作して婦女を悦ばしむるのことは、皆商人等之を始めて貴家に傳へ、漸く遍部の田舎に及ひ遂に奢侈を天下に擴めしを以て、上下皆貧窮に陥るに至れり、彼の衣服珍器等は皆工人の製する所なりと雖も、古代は政令嚴肅にして姦色亂正色不嚮、錦文珠玉成器不嚮、故に侈靡なる物は上より御用を仰付けらるゝと云へども、職人共は御斷を申上げたる者にて、其書に曰く工執藝事以諫とは即ち是なり。然るに今は政事の寛仁なるに甘んじ、商人等頻りに職人を挑撥して、種々美麗なる珍奇の織物玩器を作らしめて、之を賣り弘むるか故に、婦女其美觀に心を蕩し、價の高貴に拘らず之を買ひ用ひ、男子亦婦女の好む所に従ひて奢侈淫靡の風と爲り、而して豊華顯灼、榮耀享福の觀樂を極むる者は唯

豪商のみ。

且又豪農なる者も、其富盛の勢に乗して、數十家の産を兼併するが故に、小百姓の病難或は禍災等に遇ふて、困窮する者は、田畠も家屋も皆豪農に買ひ取られて流民となり、終には他邦に流散するに至る、故に凶年饑饉の年にあらして、百姓を飢寒に迫らしむる者は、豪富の民なり、然るに何れの國も、豪富の民を尊敬して、貧窮の民を輕蔑するは是れ大なる誤なり、何となれば貧民は國家の禍を爲すこと少なし、然れども豪富の民に至りては、國家の禍を爲すこと極めて大なり、今ま夫れ諸州の郷里を觀察するに、小民の豪富の民に兼併せられて、既に其産を失ひたる者、將に十中の三四に及はんとす、田畑の漸々荒蕪して、戸數の益々減少するは、皆是れ豪農に兼併せられしか故のみ。

亦彼の請負なる者ありて、大名屋敷其他至貴至重の宮殿迄も、大抵皆請負となれり、抑も此請負なる者は、唯一人にて諸職人數百家の産業を兼併して、其利を獨斷するを以て、一時に巨萬の富を致す者多し、故に此業を嚴しく停止せされは、天下の金錢漸々下賤なる姦人の手に集り、國君の富貴も皆下に移りて、終には大名高家の歴々も、手を拱して富人を拜敬し、年中の取權を仰ぐことに成り果つべし。

彼の順帝の時、凶年打繼きて万民飢餓に迫るに及んで、張士誠、陳友諒、万国珍、幹林兒等何れも其財用の富饒なるに乗し、人數を集めて一揆を起し、諸國諸城を攻め取り、郡守縣令等を追攘へり、於是乎朝廷大兵を發して之を征伐すれども、彼れ兵威甚だ強く、王師屢々敗北して、彼等の勢ひ益々熾なり、是を以て彼れ豪民等各一方の主となりて、或は帝位に昇り、或は王號を稱し、胡元の天下を土崩瓦解して、生民を糜爛せし者は、是れ皆富豪の奸民なり。

盖し政事は、時の中を執るを貴ふ、故に百姓を率育するには、和漢古來の法章を審にして、其可否を熟察し、此を當今の世に校へ合せ、能く其時と處とを見て上下共に安することを要す、實に中を執り行ふは政事の極致のみ。且又國家に主たる者の深く慮るべきは、急に下民に豪富なる者の出來たる事なり。故に商人、請負人、債主等の豪富にして、兼併典當を事とする者をは、嚴しく照管せずんばあるべからず。孔子曰く、周に大賚あり善人惟富むと、善人の富は、施を好むか故に可なりと雖も、若不善なる人の富に至りては、必ず利を貪るの念ありて、豪富の勢に乗し、狡猾の念を逞ふして、花利の金を貸し出し、數十家の産業を兼併し、小百姓を呑嚼すると虎狼よりも劇しき者なり、故に貧民皆其督責に苦しめられ、故土を離散して他郷に流落する者其數を知らず、吁飢饉の年にも非らずして、小百姓を餓死せしめ、國家の人民を減少する者は、實に豪富の民なり、故に此三種の民を國

益と名けて、竊に之を畏る。皇國は中世以來、此國益を制御するの法なきを以て、豪家甚だ多く、天下の貨財過半は、彼國益等か有となりて、諸大名と雖へども、給を債主に仰かざるを得ざるに至れり、若し國益の愈々盛なるを慮らば、速に良策を行ふて、農政を精密にして、強を抑へ弱を助けて、國家の財用を平準し、小百姓を富ましめ、且官庫を充實ならしむることを専務とすべし、若夫れ然らずんば、凶年飢歲屢臻るに及んては、多錢は勢ひに乗して、彼の張士誠劉福通等の如く、國家の禍を作すこと有らんも知る可らず、實に警むべきの第一なり、故に此三種の國益に就て危言を盡すも過酷なりと思ふこと勿れ。

是れ實に時務に憤慨して發したるの言なるか如しと雖も、翁徒らに奇言を吐て、一世を恐嚇する者ならんや、其論する所皆鑿々として肯綮を得、言々皆肺腑を貫きて痛快を極む、彼の歐洲諸國に於ける無論據の社會主義論者と同一視するを得んや。

之を要するに當時皇國の情態たるや、富財の分配其宜しきを得ず、貨物の融通其當を得ざるを以て内は貧富間隔の弊害に陥り、外は則ち貿易の路開けざるを以て、大に外國貿易の自由を主張し、盛に社會平等の大義を論辨して、時弊を救済し以て皇國を富實ならしめんとするにあり。

第四節 富國

國を富ますとは、其境内万姓の食物衣類を豊にして、武器兵法を精銳にし、万一饑饉外寇等、不慮の變事起り、假令五年十年耕作すると能はずと雖も、諸件手當皆全備して、少しも窘感すると無きを云ふことにて、強ちに聚斂を専らに務めて、金錢を蓄積するの謂には非らず。聚斂を務め蓄積を専らとする者は、遂に吝嗇に陥り、知らず覺へず甚だ無慈悲となりて、家中大衆の貧窮するも、百姓萬民の艱難するも、憐愍の情薄く、兎に角に算盤のみを彈て、國家の政事を執り行ひ、君恩の下を潤澤して家中諸士と万民とを安集すへき仁徳を支ふる者なり。苟も上天に事へて下民を救ふの誠心を起し、天地の神意を奉りて、開物の業を修め、境内の百姓を誦ひて、地力を盡さしめば、争てか其國の富盛ならざるの理あらんや、何んぞ必ずしも聚斂貨殖を専務として、府庫の蓄積を事とせんや、有若曰百姓足、君孰與不足、百姓不足君孰與足、と信知言也。

所謂富國の法を修めて、万民を濟はんと欲せば、先づ天地鎔造の神意と、萬物化育の天理を精究して、開物の學を講し、且つ此道に達して決斷に富み、慈惠の情に篤き人物數人を撰出して、田畯の臣となし、以て百姓を撫育教導し、蠢愚なる百姓に至るまで、作物の成就するは悉く氣候の適宜と、

土性の應分するに頼るの理を熟知せしめ、耕耙耘耔に精細を致し、糞培澆漑に懇勤を極め、土地の勢力を盡くして化育の遺利なからしむべし、是即農政の大經にして富國の基礎なり。土地を營み、物産を興すは、國家永久の盛業なれども、若夫れ財用逼迫に困み、百姓より剝奪するか如き國に於ては、之を爲んこと甚だ難し、故に爲すこと有るの君は、必ず飲食を非くし、衣服を悪くし、宮室を卑くして、先づ財用に厄塞せざる備を爲し、然後に其事を興すときは、勞せずして功業成る。然れども中古以來、華奢驕慢の風と爲りて、百姓町人の卑賤なるも、居家醜器、衣服食物に至るまで、皆其分限外に超へて、省みる者なし、况んや國君の尊榮なるに於てや。

抑も十萬石の租税を以て、十萬石の國を賄ふて、不足の憂を生せざると頗る難し、然るに六七萬石にて十萬石の國を賄ひ、能く足れりと爲す者に至りては、絶て世にあると稀なり。然るに當時十萬石分限の國にて、年々二十萬石を費し、或は一年に三年の租税を遣ひ果すも有り、甚しきは二萬石の小藩にて、七八萬兩の借金あり、或は一萬石の小侯にて、借金十四萬兩に及ぶ者ありといふ、太平の御代の難有には、聞も膽の潰れる許の大痴なる富豪ありて、財寶を無底の淵に投ずるとを惜まされはなり、故に放埒なる士大夫は、豪富を欺きて金を借り、奢を侈にし、樂を盡すを以て、武士たる者の本分なりと、自得し居る者の如し、豪富の者も度々武士に欺るゝを以て、容易に借さ

るに至りて、金融次第に難澁に及べり、於是乎種々奇計を用ひて、己れか百姓の懐を空ふして、假令一時は多金を聚るも、猛風枯葉を飛すか如く、忽ち散し失せて却て國家永久の禍となること必せり。是れ經濟學に明かならざるより、徃々其本を務めずして、末を事とし、百姓をして農を勵み、物を開くの業を疎かにし、唯利を争ふの政のみを施すに依るを以てなり。

凡國家を經濟するの法は、醫師の人體を療養するに異なるとなし、故に衰虚したる國を、富實ならしめんとするには、先づ其衰虚を致したる所以を推究して、審に其病氣を熟察するにあらざれば、之を富實するの療治も、亦施すことを得べからざるものなり、而して國家の衰虚を致したる根原は、何れの國も皆經濟學を講明せざるに起因す、所謂經濟なるものは天地の神意を經營して、世界の人類を救済するの業なれば、國家の政道之より緊要なるはなし、然れども其事甚だ廣大にして、其旨極めて深遠なるを以て、審に之を講ずるに非ざれば其眞理を會得すべからず。

國君經濟の眞理を會得せざるときは、己は天地の宗子なるを以て、天地に代りて下民を救済すべきの天理と、天命に違背すべからざるの明威とを知らず、故に其身富貴なるの勢威に頼て、或は奢侈に流れ、或は驕慢に陥り易し。卿大夫諸士等、經濟の眞理を會得せざれば、己れは上天の命を受け、國君の股股に生れたるを以て、義に勇み忠を竭して、國事を經營すべきの天理を知らず、故に

爵祿の貴重なるを榮として、其君を仁に導き、義に誘ふべきの務を措て、阿諛諂笑、唯容れられんことを求め、或は權を弄ひ、柄を握りて、竊かに私を營むことあり。君臣共に天理を知らずして、天に事ふるの本性なければ、守護の神祇も、冥助せざるを以て、其國衰微するの根基となるなり、今や世人皆國土を經營し、物産を開發するのには、深く心を留めずして、大抵浮華なる遊樂を事とし、或は宮殿樓閣、築山泉水を壯麗にして、奇禽異獸名花珍木を聚め、或は食物衣服、輿馬玩器に珍美を極め、香花茶湯猿樂蹴鞠等の讌會を嗜み、其甚しき者に至りては、數多の麗女艶姬を集めて、室に酣歌し、宮に酣舞して、酒池肉林の驕奢に似たる有りて、十萬石の國にても年々二十萬石、或は三十萬石の財用を費て、借金山の爲すに至る、如此して歲月を送る間に或は火災水難、饑饉等、不慮なる天災の大變に遇ふときは奈何とも爲す可らざる困苦に迫る者あらん。有土の君の窮乏に及ぶは、何れの國も皆此趣の病原なる者なりと知るべし、故に之を挽回して富國と爲さんとするには、其衰微を招致したる病原を熟察して、之を翻回に反例するにより他術あるとなし、何となれば國君は、天性の靈異ありて、其本心の至誠にして、邪なきこと神の如き者なるか故に、是か爲めに大道を講ずるときは、天地の神理を會得し、驚畏して天恩の辱なきに感泣し、直に奢侈驕慢を警めて、恭儉の二徳を修むるに至る、又卿大夫も前世の積徳多く、上王之を寵し給ひて、百寮の上

に坐し、國君を佐けて、萬民を愛育すべきの貴家に生れたるを以て、本性は忠誠廉直なること下賤の及ぶ所にあらず、何となれば凡て大臣に生る人は、其生れざる以前に、公正忠良を修めて、君を補佐し、以て、民を救済すべきの天命を受けて生る者なり、故に狐狸妖魔に誘はれて、一旦私慾に惑溺するとありとも、内心には必ず天授の知覺あり、時々本性を發覺して、自ら悔るとなきにしもあらず、故に天地の人類を愛育すると、懇到至極なる神意を講明して、之を至心報國の眞理に導くときは、内外の氣性相應して、自然に感奮泣涕し、皆必ず忠義に勇進し、拳を握り、齒を咬て、其君を堯舜にし、萬民を安集せんとするの良心を發すべし。若し我家の經濟道を聞ても、本性の良心を感發せざる者は人類に非らず、必ず妖魔の種類なるべし。故に國內を富實ならしめんと欲せば、先づ經濟道を講して、開物の業に従事し、精造の妙を極め、物産を興し、貨物を産出し、而して自國に餘りの品をば悉く之を他邦に輸出して交易をなし、君臣心を同ふくして天に事ふるの徳功を脩め、君民一致して開物耕作の業に従事せば争てか國家の富盛ならざることを得んや、是れ富國の第一義なり。

更に大に國を富ますんと欲せば茲に富國策の五法あり、曰く

(甲) 合壁融通法 山岳の間にありて、海水に臨めるなく、且つ大河の流れもなき國に於ては、貨物

運送の不便なるを以て、先づ隣國と、和親して、宜しく土着馬の法を行ひ、他國に物産を出して交易し大に合璧融通の法を行ふて富財を聚むべし、其仕方は從來借れ用る所の隣國の港に、地を買受けて穀倉を補理し、其内の官署に於て、典當の物を取り、花利拔還の秘策（即ち金千兩貸附て毎日金廿五兩六十ヶ月にて元利皆濟せしむ是れ年賦成し崩しの返金なり）を施して、其地子諸抽稅等を仕拂ひ、而して漸次交易を廣むべし。

(乙) 通移開闢法 海水に濱するの國は、運送も自在なるに因り、諸國の商人及舟人等の、多く輻湊する者なるを以て、土地の繁榮するは、勿論の事にて、自國他邦の貨物夥しく出入し、廣く交易を爲すことを得るか故に、互市の利を收むるときは、廣大の富を致すべし、然れども諸州の船舶輻湊して土地繁昌なるときは、風俗自然に奢侈になりて、儉約を守ること能はざるものなり、故に都會繁華の地は、凡て有金の少きことあり、依て繁華の海港地を領する者は、通移開闢の法を行ふて諸國の物價を審に核り、群品の輕重を熟察し、其昂低を轉換して、大に交易の利を取らざるべからず、國を富ますの精密は大半交易の業にある者なり。

(丙) 漁村維持法(漁村維持法に詳なり)

(丁) 垂統泉源法 是法は農政經濟の奧義にして、天意を奉り、下民を惠みて、國を富ますの大事

なり、乃ち饑饉の禍と、不虞の警めに備へ、百姓の貧窮を贖し、流行の疫癘及び非常の災難等を救ひ、且つ其力の足らざる者に助勢して、農業を勉強せしめ、耕種培養を精細にし、糞肥を存分に用ひ、作物を豐熟し種々の物産を多く出さしめ、以て境内を富饒にし、其隆盛を永久に垂統して、國君の子孫をして永く千歳を経ると雖も、衰微するの憂なからしむべきの法なり、此法の起原を考ふるに、孟子曰、原泉混々不舍晝夜、盈科而後進、放於四海、有本者如是、と蓋し湧泉の山より滴り出たる最初には、僅かなる水なれども、舍ことなく生するときは、集りて小河と爲り、次第に數多の小河を統合するときは、頗る水の多き流れと爲り、衆流を會同するに及ては、滔々として天に漫るの江河と爲り洶洶遂に大海に注く。凡て小を積みて舍さるときは、無量なる廣大を致すこと明かなり、此に依りて國君の天に代りて、民を愛し、永く國家を富盛にして、百姓を安養し、兒孫を蕃息せしめんことを圖るには、至誠の仁心を以て下々に勸め、國君先づ貯蓄の初を爲し、百姓等にも少許つゝ積立ることを爲さしめ、而して舍むこと無く之を積み集め、之を借付利倍するときは、其廣大を致すべし。其法を詳にするに例令民家一軒に就て、國君より積み初めし銀三分宛賜はり、民家は一軒に就て、毎日一錢宛永久に積ましむ、一軒百姓にては其事少なりと雖も、一國數万の百姓皆國君と心力を一致し永く積んで舍まざるに至りては、年を累るに従て、漸々廣大を致すこと論する

に及はず、况んや年に一割の利を加へて利倍するに於ておや。若し民家四方ありとすれば一年の積金二千四百兩、年一割の利を加へて利倍するときは、十年には三万八千二百金と爲り、二十年には十四万五千金と爲り、三十年には五十六万金と爲り、四十年には百十三万金と爲り、五十年には二百九十六万金となり、百年を経るときは四億六百八十万金と爲るべし。是れ小を積んで大を致すの大率なり、積金三四十万以上に成ては、貸付利倍するも容易ならざる者なれば、宜しく百姓を勤め、農業を教へ、百工を興し、市場を立て、都居を減し、衣服を正し、村商を止め、造釀を管し、貧窮を贖し、小兒を育て、墮胎を禁し、病者を救ひ、驛亭を立て、海港を修し、漁村を轄し、鹽堤を設け、山澤を開き、六易を通すべし、此十八ヶ條は尤も時務の要樞なるものなり。果して然らば、滴々たる泉流も、流れ進んで漸く川となり、百川を統合し、衆流を會同して、大江と爲るに及ては、波瀾洶湧の起るか如く、其勢ひ支ふ可らず、是亦泉源法の變化なり。

(丁) 復古法 此法は深く聖經の精神を咀嚼し、遠く堯舜禹か治國平天下の大道を明にして、經濟の本源に溯り、以て徳川時代に於ける財政を衰頽を、挽回せんと企てたる唯一の大策にして、實に一世の經綸を見るに足る。此法にして若し行はるれば實に皇國を富ますのみならず、國威を海外に振ひ、宇内を囊括するの資は皆此法より出づるものなり。今之を推究するに、昔者帝嚳の世、諸

國大洪水にて、水勢溢れて平原に汎濫し、帝堯の時に至りて益々暴漲し、百姓丘に登りて水を避け、耕種の業を廢すること茲に數十年の久しきに至れり、於是乎鯀をして治めしむ成らず、其後虞舜天下の政事を攝行するに及んで、大禹を擧げて鯀に代らしむ、大禹乃ち命を受けてより身を勞し思を焦し、外に居ること殆んど十三年、九州を開き、九道を通し、九澤を陂し、九山を度り、龍門の狹隘を鑿て滔天の水を行り、砥柱の三門を開きて逆流の難を除き、諸水を疏通して大海に注ぎ、沙漠を決し、淮沔を排して江水に注ぎ、以て水難を除き、開拓耕種の業を起して、財用を豊富にし、遷有無化居の要法を奨めて、四海の困窮を救濟せり。實に大禹の法を學んで國政を勤行するを經濟道と稱す、乃ち國土を經營して、貨物を豊饒にし、有無を遷して生民を救濟するの謂ひなり。夏后氏の末に至りて帝桀放肆無道にして豪奢華美を極め、歷代府庫の蓄積を蕩盡し、忠諫の臣を殺して、奸佞薰育に國政を任せ、下民の財産を誅求漁奪して酒食淫佚を縱にし、百方の生靈其荼毒に苦む者多し、成湯其苛政を挽回し万民を救濟せんと欲し、伊尹を聘して師となし、共に國政を議せり、伊尹は莘野の一農夫なれども聖徳あり、其聘に應するや、曰く「我れ眎祿の中に處て堯舜の道を樂しまんよりは、寧ろ此君をして堯舜の君となし、此民をして堯舜の民となするに若かんや」と大に成湯を補佐して、商國を經營し、大禹の經濟道を修めて、輕重を通移し、決塞を開闢し、有無

を遷して居を化し、廣く天下の物産を統括して、之を商國に筭權すること殆んど二十餘年にして、國內殷富、金銀米穀府庫に滿溢し、於是乎大に軍政を擴張して、暴國を討ち暴君を誅して遂に帝桀を南巢の野に放ち、天下を統一して億兆の民を安せり。

後ち太平永く續き、風俗奢侈に赴き、國政漸く弛緩して國勢頗る衰弱に至れり。武丁其後を繼ぐに及んで、儲夫傳説を版築の間より擧げて國政を委任す、乃ち命じて曰く「朝夕諫を容れて以て吾徳を輔けよ、若し金ならば汝を以て礪となさん、若し大川を濟らば、汝を以て舟楫となさん、若し年大旱ならば汝を以て霖雨を作さん、汝心を啓て朕心に沃けよ、若し藥瞑眩せれば厥疾ひ癒へず」と傳説乃ち命を奉して伊尹の經濟道を修め大に弊政を改革して國家を富盛ならしめ、武丁の殷道を中興して万國の諸侯を朝し、武丁をして高宗と廟號を稱せしむるに至れり、其功業亦大なる哉。

後ち帝紂性吝嗇にして、只貨財を積み聚ることを好みて、廣く万民に施すことを嫌ひ、身自ら驕奢安逸を樂みて、四海の人民皆困窮に陥れり。周の武王立つに及んで渭水の漁夫呂望を擧げて獨夫紂を討滅し、鹿臺の財を散し、鉅橋の粟を發して大に四海の人民を賚せしを以て天下蒼生皆周に歸服せり、亦偉ならずや。

抑も治世永く續くときは、天下の財寶皆悉く商買の家に聚り、諸國の物産も亦彼等に囊括せられ物

價漸く騰貴し富貧の間益々甚しく、商買は富盛なると封侯の如く、士民は貧窮なると花子の如きに至り、府庫虛空國用不給遂に如何ともなす可からざるに及ふことあり、故に成王の時に於て周官を作り以て農務を勵まし、百工を興し、商買を筭し万貨を推し、市肆を置て抽税を收めしめ、國家の財賄を賸ふの天經を定めたり。然るに厲王の亂に至り、周官頗る亡ひ、幽王の亂に大司空の篇全く亡滅せり、故に廣財の淵源を開き黎規の聖道に明かなる者なきを以て、東遷以來諸國財用に窮し百姓賦歛に苦しめり、外は乃ち夷狄驕傲を恣にして中原を犯し、諸國皆其攻撃を蒙れり。

齊國も亦内亂外寇屢々起り、桓公位を即くに及んで、國務の益々衰頹するを憂へ、管仲を相として以て王政を委す、管仲乃ち命を奉して伊尹の聖法に倣ひ、國內の商買を撫御して、山海の産業を筭權し、輕重を通移し、決塞を開闢し、高下除疾を以て筭を通し、轉販を便利にして、其餘贏を收めしめ、君臣心を一にして、王政を治めしを以て、多年ならずして國大に富み、府庫倉廩皆充實するに至れり、於是乎大に其財を散して諸國の貧究を賑はし、孤竹を征伐して莒を救ひ、戎狄を攘ひて、衛を封し、天子の威名を輝かして、強楚を服し、九たひ諸侯を合せ、一たひ天下を匡せり、孔子之を善して、曰く、桓公九合諸侯不以兵車、管仲之力也、如其仁、如其仁、又曰管仲相桓公、霸諸侯、匡天下、民到于今受其賜、微管仲吾其被髮左衽矣。

然るに孟軻は誹謗して、管仲か處爲は覇者の政事にして、王道に非らずとす、之より以還學者孟軻か誠言に憚し、管仲か商賈と利を争ひたりと嘗る者多し、是皆聖人の大道術を行て、天下の兆民を救濟するの王政に通せざるの誤なり。孟軻子曰、百畝之田勿奪其時、數口之家可無飢矣、五畝之宅樹之以桑、五十者可衣帛矣、鷄豚狗彘之畜無失其時、七十者可食肉矣、數畝不入汚池、魚鼈不可勝食也、斧斤以時入山林、材木不可勝用也、謹庠序之教、申之以孝悌之儀、頑白者不負、戴於道路矣、と此れ農民一家を治むるの法のみ、焉んそ之れを以て天下を治むることを得んや。天下國家を治むるには、尙士工商の三民を混するを以て、必ず王政を行ふて之を経緯し、有無を遷し居を化して、四民を平均するの法を行ひ、懋めて貧富偏重の禍を除去せされは、天下の貨財皆悉く、豪高の家に集りて、士農工の三民は飢寒に困み、官庫官倉も漸々空虚し、奈何ともす可からざるに至るものなり。彼の孟軻は博く書を讀むと雖も、聖人天下の兆民を安するの大道に通せず、故に農民一家を治むるの法を以て天下を治めんとす、是れ未だ大道に通せざるを以て仁といふことを解せざるものなり、仁とは小大ありと雖も、万世に互りたる美德にて、伯夷叔齊か首陽山に飢たるも仁なり、伊尹か桀を放ち、太公か紂を討ちたるも亦仁なり、聖人は四海の困窮を濟ふを以て大道術とす、古昔帝堯天下を舜に禪り之を警めて曰く「四海困窮せば大祿永く終

へん」と舜亦以て之を禹に命す、禹懋めて有無を還し、万貨を權して贏餘を收め、以て万邦を富贖せり、是を經濟道の最初にして理財法の元祖とす。

昔齊宣王問孟子曰「湯放武王、伐紂有、對曰「於傳有之曰、臣弑其君、可乎、曰賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人謂之獨夫、夫聞誅、獨夫紂矣、未聞弑君也、」と此時に當りて夏桀凶暴、淫虐釋倫を傷毀し、百万の蒼生皆其荼毒に罹るを以て、之を制す、湯誓曰、有夏多罪、天人命殛之、予畏上帝、不敢不正、と是を以て伊尹商湯を相て、夏を伐ち桀を放ち、以て夏の命を改革するは、此れ亦聖人天に順ひ人に應し、逆取順守して天下の民を安するの法なり。又太公の周武を相て商紂を伐ちたるも全く伊尹か所爲と同じ、秦誓に曰、商罪盈、天命誅之、予弗順、天厥罪惟鈞、と凡て是れ貧富片落と爲りて、下民の貧窮するは、多くは執政の錯亂より致す所にて、上下神祇の甚だ怒り玉ふ所以なり、故に神罰必ず降る、太公の曰、時哉不可失、と武王を勸め、商紂を誅し、天下の民を安せり、此商湯周武共に諸侯を以て天子を誅せり、然るに孟軻か齊の宣王に答へたる、獨夫紂なりと云ひたるを見れば、軻も亦管仲か九合一匡の大功は、聖人の權道を行ひたる仁政なることを知らざる者ならん、然るに齊國にて、痛く之を謗りて取るに足らずとする者は、他なし唯己か學を賣らん爲めなり。

實に孟軻が管仲の經濟法を以て、王道にあらずと誇りたる偏頗の癡論と、司馬光が理財法を其害甚
於加賦と云ひたる妄説は、其禍の大なること四海を困窮し、天下を滅亡するに至る、是れ三代の
聖經に反したる罪言なれば厳しく警むべき者なり。

若し孟軻の法にて國家を治むるときは、數十年間に百姓離散するに至る、豈畏れざる可んや、聶夷
中が傷田家の詩に曰く、

二月賣新絲、四月糶新穀、鬻得眼前瘡、剗却心頭肉、我願君王心、化作光明燭、未照綺羅
筵、偏照逃亡屋、と國家に主たる者と、執政の臣たる者は、能く推貨法は大禹の愁たる仁政なる
とを察し、能く大道を知りたる人を撰て、沈痼したる財用を流動融通せしめ、以て世界を富贍すべし。
曾て孔子曰、凡爲天下國家有九經、曰修身也、尊賢也、親親也、敬大臣也、體群臣也、
子庶民也、來百工也、柔遠人也、懷諸侯也、と此九經は皆至善なる趣にて、一も闕く可から
ざるものなり、然れども天下國家を治むるに最要なる、管商賈也の一經を脱せり、當時の學師等、
皆其最要たる管商賈の一經なきを知らずして、先生の道を講ずるか故に、足食足兵等の學をば傍門
の如く心得、絶て之を説く者なきを以て、後世財利を言ふことを賤むに至り、遂に商賈を管し、萬貨
を推するの大事を廢せしを以て、天下の貨財多くは商人に括囊せられて、武士も百姓も、皆貧に困

むこと甚しと雖も、人主も亦之を救ふこと能はず、遂に財用燒眉の急に迫りて、天下を失ふに至れ
ること、漢晋唐宋元明皆同一なり。是に因りて之を觀れば、天下國家を治むるには十經にあらず
れば全からず、乃ち「凡爲天下國家有十經、曰修身也、尊賢也、親親也、敬大臣也、體
群臣也、子庶民也、來百工也、管商賈也、柔遠人也。修身則道立、尊賢則不惑、親親則
諸父昆弟不怨、敬大臣則不眩、體群臣則士之報禮重、子庶民則百姓勸、來百工則財用
足、管商賈則貨賄不匿、柔遠人則四方歸之、懷諸侯則天下畏之。齊明盛服非禮不動所
以修身也、去讒遠色賤貨而貴德所以勸賢也、尊其位重其祿同其好惡所以親親也、官
盛任使所以勸大臣也、忠臣重祿所以勸士也、時使薄斂所以勸百姓也、日省月試既稟稱事所以
勸百工也、推其貨物使轉販所以勸商賈也、送往迎來嘉善而矜不能所以柔遠人也、經世
舉國治亂持危朝聘以時、厚往而薄來所以懷諸侯也。若夫府庫空虛、貨賄匿之、國用窘迫に迫
るときは、種々の課役用金を申付下より金錢を漁奪して、飢寒を凌ぐに至り、争てか宗室及群臣に
祿を重く與へ、百姓の斂を薄くし、且諸侯の往を厚くし、來を薄くして之を懷ること得んや、故に
天下に主たる者は、富盛ならざれば國家を治むると能はず。古昔賢君世に出るときは、其智の大を
以て、在野の賢人を擧げ用ひて、万貨を推し、商賈を管して、財を治めしめ、府庫を豐饒にして諸

士に厚賞を賜はり、忠誠を勵まし、慈澤恩惠を百姓に施して農事に力を盡さしめ、物産を興して人世を富贍し、懇めて有無を遷し、居を化して、貧富偏重の禍あると無く、万動皆中和の政を得て、黎民亦其土に安するに至る、故に天下國家を治むるには管商賈也の一經を以て最要とすべきなり、要するに舜禹の經濟道を修めて古代の富有を恢復するを復古法と名く、夫れ之れを復古法の淵源と稱す。

今此法を行ふには左の如し

- (一) 先づ新に奉行所を立て、御奉行一人、加擔六人其事を執り行ひ、御奉行は町奉行を三人にして其上席を此掛りに任し、御勝手掛り勘定奉行を兼帶せしめ、亦京都大坂にも奉行所を立置て、奉行毎年度つゝ茲に參勤して諸事を裁酌し、留守中は加擔此を治むべし。
- (二) 奉行所既に備りたるときは、令を天下に傳へて、水陸所生の万物を奉行所に統括し、悉く之を御上の産物と定むべし。
- (三) 奉行所に集りたる諸産物を賣捌くには、各其物品を取扱ふべき商人、年寄共を呼ひ出して、之を入札せしめ、其落札者に品物を渡して之を賣捌かしむ、故に年寄品物を引取て之を仲買に渡し仲買又之を小商人に渡し、小商人は遍く世人に賣り其代金は之を仲買に納め仲買は之を年

寄に納め年寄之を集めて奉行所に納むべし。

- (四) 商人の利潤は天地の正理に従て、之を正當に定めざるべからず、抑も物品中には其の價値の十分の一の利を取らしむべきものなり、或は二十分一、三十分一、五十分一、百分一なるものもあり、或は五分一、三分一の利を取らしむべきもの亦是あり、米穀、木綿、麻布等の如きは二十分一の利を取るも之を罪することあり、又鮮魚蔬菜等に至りては價値に倍するの利分を取るも雖も之れを罪せざることあり、故に各其物品に依り天理正中の利分を議定して、萬物賣買利潤の定式帳を作り、之れを版木に製して、仲買等に遍く賜りて此法を守らしめ、定式外なる高利を貪るは嚴しく之を禁し、若し法に背きたる者には贖金を出さしむべし、此の如くするときは姦商等の悪計を行ひて物價騰貴の禍なく、萬物の價常に平準して上下日用の物品に難澁するとなかるべし。

- (五) 日本總國の産物賣買代金を調ふるに、大約三千万金に下らず、故に至誠以て商人共を納得せしめ、諸物産を奉行所に統括して、賣捌代金の總高より三十分一を税し、大約百万金を以て弘濟の施金と爲すべし、此三十分一を税して、弘濟の施金に備ふるときは、周禮邦中の賦廿分一を税するより軽くして、天地に建て、悖らず聖經に徴して背かず、當に國家に宰たる者の勤めて行

ふべきの良法なり。

抑此万貨統括策の行はるゝや否や、亦行ふことを得べきや否やは識者の判断に一任すと雖も、當時封建時代に於て此策を行はんとするは實に大膽なりと云はざるを得ず、若し英雄の眞主出づるありて、此策を行はば國政を一新するに至らん。是れ翁か此法を以て國家の富盛を計り、府庫の充實するに及んで、大に弘濟の施金を以て左の大改革を行はんと企てたり、其目に曰く、

- (一) 宗室御連を始め、御大老御家人の貧究に困む者には、御合力金を多く賜はり、且つ家士の俸祿を裕にして、文武を勵ましむべき事。
- (二) 百姓工人其他諸職人より、商人日雇等に至る迄、時々米錢を賜はりて、飢寒に苦しむ者絶てあらしむべからざる事。
- (三) 七分積金と、河岸の運上を御免なざる事。
- (四) 町火消を武家方に勤めさせ給ふ事。
- (五) 年々金十兩宛を以て米を貯へ、五兩宛を以て麥粟稗等を貯へ置く事。
- (六) 金銀の改鑄を嚴禁する事。
- (七) 郡代金、粉倉金等の花利金を借出すことを止めて、民と利を争ふことを禁止する事。

- (八) 町屋を倉造りに爲さしむべき事。
- (九) 岡引、悪徒、乞食等を嚴制する事。
- (十) 遊民を處分する事。
- (十一) 佛像と佛壇との金箔を剥きて黄金を取るべき事。
- (十二) 内洋を開拓する事。
- (十三) 諸國の御領地を御引上なざる事。
- (十四) 豪民の兼併したる田畑を悉く御買戻なざる事。
- (十五) 京、大阪其他の皇族豪家を江戸に移し、皇都は宜しく此地に建て、永く移動することなかるべき事。
- (十六) 外寇防禦の御備なざるべき事。
- (イ) 年々五十万金つゝを以て堅固なる軍艦十艘と五貫目以上なる彈を裝ふべき大砲五百門宛を製作すへし如此して十年に及ぶ時は軍艦百艘大砲五千門成就すへし抑十年五百萬兩の金を費すと雖も年々合璧融通法より湧き出るの故に下々の融通宜くなるべきのみ且つ大金を費すと雖も少も他國に散らさるるか故に費へると云ふものに非らず滿清國の如く毎年六百萬兩ツ、の銀を「エギ

リス」に貢納するときは終に其國を滅さるべきこと必せり。

(ロ) 校尉以下卒伍の長軍士等に厚く財用を賜はり賞罰を嚴明にし武事を精究して廉直の行ひを勵まし且つ諸侯にも軍用金を手厚く賜はりて武備を嚴にし各々其家人を能く撫御教育せしめて加藤左馬介か如き俠骨を振ひ士氣を勇壯にすべし。

(ハ) 周の世宗南唐の降卒をして北人に船戰を教へしめたる故智を用て阿蘭陀人に命し皇國人に軍船を沖に漕き出して航行するの諸法及び大砲を自在に船より打放し且つ敵人と船軍するの法を熟練せしむべし。

(ニ) 軍船の大洋を航行する業に熟練したる上は諸士此船に乗て皇國の周海及諸島を巡回し海岸の形勢を暗記し其天度を測量し經緯分秒を審にし且つ波濤の漂蕩に身軀を馴習はしめ常々諸州の産物を運送すべし。

(ホ) 若し外寇の來ること有らば即時に軍船を漕出し洋中に逆ひ撃て之を打ち拉くべし又港に掛り居る大舶あらば予か工夫の自走火船を用て其軍艦を燒崩し蠻虜を塵にすべし上陸する者は皇國の陸戰法にて打ち取るべし。

(ヘ) 十箇年以上に及ては軍船大砲次第に多く出來るを以て遠洋に乗り出し北は蝦夷の諸島を開

き南は比利皮那の諸島を經略し漸々カロリニセ呂宋珉太腦等を攻取て皇國の屬州と爲し其地に生ずる麝香龍腦丁子肉桂肉豆蔻等種々貴重なる物産を聚て此を本邦に輸し以て皇國を富ますべし即是國を富まし兵を強ふするの大意なり。

(十七) 垂統の制を立つる事。

抑も此改革案にして充分行れしめは、封建の分子は冷棒一打を待たずして廢滅に歸せしならん。翁常に諸侯地方に割據して、大權を擁し、中央政府の命令行はれざるを慨し、中央集權の制を立て、以て一統の世となさんとせしは其言論に徴して歴然たり、識者活眼を開て此改革案を觀は翁は實に徳川時代に於ける精神的改革者たるのみならず、物質的の改革者たるの本領を見ること豈難からんや。

第五節 垂統

垂統とは國家富盛の統を子々孫々に垂れて、終古に衰微するとなからしむべきの大事なり。古より垂統の法未だ精密ならざるを以て、善政と雖も永く續くことなし、彼の周公旦の美才を以て建てられたる善政も、僅か一時の隆盛にて、統を悠久に垂ること能はず、故に垂統は經濟の極意にし

て、亦尤も難き者たるを知るべきなり。然れども國家に主たる者、誠實を以て國事を經營すれば、千歳を経ると雖も永く衰敗の期なからん、是れ經濟とは産靈の法教を講明して、天理の精微を盡くし、人心の至誠を究極して、禍亂の根源を絶ち、世界百萬の蒼生を救済して、富國強兵の實を擧げ、而して之を無窮に傳ふるを以て本旨となるものなればなり。故に先づ三臺六府二京十四省の制を立てざるべからず。

三臺とは何ぞや、曰く教化臺、神事臺、大政臺是なり。

第一 教化臺

天地の神意、及び天地の万物を發生して、万民を愛育するの大恩を説き示して、萬民に天道を敬ひ、天地の大恩を報すへきの天理を教へ、天命に従はずして非義不道を行ふものは、現世の刑罰を蒙るのみならず、幽冥に於ても別に天罰ありて、更に畏るへきの神理を知らしめ、以て未だ世を辭せざるの靈魂を警む可し。且つ國君は萬世に徳を積み、人を救ひたる廣大の功業あるを以て、上天の寵愛極めて篤くして、一國の君と生れ給たることなれば、即其國の上天にして、万民の父母たるの理由を説て、上を敬ふの精神誠意を原となし、誠明、神祇、儀禮、音樂、法律、武備、醫術、天數、地理、通譯の十科を立て、各部に廠を分て之を學はしめ、以て實業を廣め、其上達し

たる者とは簡拔して三臺六府の官員に補任すべし、蓋し此臺は、天下の人材を教育して、天下の大事を辨するの要務なり、古來皇國に於て此臺の制度なきを以て、英傑の士を生ずると少なし、天の高材を生せざるに非らざれども、明玉の泥中に沈むか如く、悪政の爲めに溷濁せられて、其明を發すると能はざるに依るのみ。

又諸國諸州に於て、凡そ其高二万石有餘の土地には、必ず小學校を建て、教化臺より上清官一員、中清官二員、下清官四員を置き、神祇大政の二臺よりも各中清官一人、下清官二員つゝ出張して其事を補佐し、童蒙及衆民を教育し、勸善懲惡の政を行ひて、人材を皇都に貢擧し、且又風俗を美にして蒼生を安すべし。但し「諸侯の封内にある學校には其教化師は國主より一等重きを置く可し」。

又此配下には、廣濟館ありて遍く萬姓の困窮を贖給し、療病館ありて窮民の疾苦を救ひ、慈育館ありて貧民の小兒を養育し、且つ村々に遊見館を設けて小兒を遊はしめ、又教育館ありて萬民を教化し、善を褒し惡を糾して万民の患苦を除くべし。

(一) 廣濟館は、其高一萬石以上の土地には必ず一箇所つゝ建て置て、廣濟の政を行ふべし。即ち此館内の村里に於て、洪水、火災、饑饉、疾病等のあるときは、金錢米穀等を賜はりて、其患苦

を救ふことを務め、且つ道路を修理し、橋梁を架し、堤防を築き、其他山を開き、海を埋め、田畠を耕し諸物産を興し、鹽を焼き漁獵を始むる等、凡て永久の利益を起すべき事に就き、萬民の及ばざる處をば、財用を出して之を成就せしめ、以て貧窮者を救ひて廣濟の政を行ふ可し。

(二) 療病館は、其高一万石許りの土地には、二箇所をも設くべし。凡諸難病、癘疾等の病患ある者を、家内に置くときは、下民等、其人の保護の爲め、職業を妨くると多きを以て、皆此館に集めて之を看護し、藥物を始め、衣食諸雜費に至る迄悉く之を給し且つ他國の旅人たりと雖も疾病にかゝれるものは、皆之を療養して、遍く衆民を救ふ可し。

(三) 慈育館は、其高一万石許りの土地には、三箇所をも建て置て、貧民の赤子を養育すべし、世上婦人の懐胎するもの多しと雖も、貧なる者は之を養育するに能はずして、或は之を墮殺し、或は毒針等を刺して、墮胎すると、大抵十室の邑にて、年々兩三に下らず、誰か我子を愛せざる者あらんや、然るに自から己れか愛子を殺すは、是れ皆飢寒に迫れるに依るのみ、故に小兒の衣服食物等は、皆官より之を給すべし、且つ小兒を哺育する乳汁は、牛乳に山慈姑の細末と、水飴とを調和して製すべし、而して四五歳に至るときは、之を遊見館に遣はすべし。

(四) 遊見館は、凡其高一万石計りの土地には、二十箇所もあるを宜しとす、此館に入るものは、

皆に慈育館より來るのみならず、其父母の家にて養はるゝ小兒も、亦晝間は此所に遣はして遊ばしむべし。然らざるときは大に父母の業を營むに障害を作すを以てなり、而して八歳に及へるものは、其村々の教育館に遣はすべし。

(五) 教育館は、凡其高千石許りの土地に一箇所つゝを設く可し、此館に於ては、洒掃應對進退の禮義を教へ、四書小學近思錄を始として六經の素讀を授け、又時に村々の人民を會して道學を講し、篤く人倫を修むることを教誡す、而して其下民の子たりと雖も、衆に傑出して英敏なる者は、之を撰んで文武の諸藝を習はしめ、十五歳に至るに及んで之を王都の大學校に貢擧して進士となし、益々其學藝を勉強せしめ、以て國家有用に備ふべし。

第二 神事臺

鎔造化育の天恩を説て、天神地祇を敬ひ、天意を行て万民を愛育せしめ、其風俗を淳朴にして、國家豊饒の幸福を祈る所なり、且又日本總國の大小の神社、并に村々の鎮守の神社も、悉く此臺の支配する所に於て、諸侯と雖も學校と神社とは自由に動かすこと能はず、總て學校と神社との清官は、諸侯の封内と雖も、悉く皆皇都の神事臺より補任すると、盤古不動の定例なり。故に神事臺の下官は、其村々の年祈祭、靈祭、報恩祭等を始めとして、諸々の神事を行ひ、且つ其村出

生の小兒に名を銘し、又元服等の禮を修め、且つ又男女の時に及へる者を檢察して婚姻を行はしめ、人死するときには、葬禮を修めて其祭事を行ひ以て貧窮を救助して仁徳を業に及ぼすべし。

第三 大政臺

此臺には、都察院及大理事等の役所ありて、諸省並に諸國諸邑の非理を鑒察す、是れ刑部と御史とを兼ねるか故なり。又追捕校尉、及都尉兵卒等ありて、奸人捕獲の用に備ふ、又政事堂及大廳事あり、以て天下の訟獄を聽斷し、刑名を審にして國家の憲法を嚴肅にし、律例を明にして、苟も免るゝとなからしむ、是れ至誠を以て情を求むるか故に、匪人と雖も其惡を隱すこと能はず、是れ律は以て罪を定め、例は以て律を輔く、至誠の大政盡せりと謂ふ可し。又大政臺の下官は、其村々の善事を行ふ者には、褒賞を賜はりて、孝弟忠信の道を勵まし、其行ひの宜しからざるものを嚴しく之を苛責し、尙敎に従はざる者は之を搦み捕りて禁獄せしめ、其罪を糾斷して罰を加へしむべし。

六府とは何そや、曰く、本事府、開物府、製造府、融通府、陸軍府、海軍府是なり。其制頗る周の六官、唐の六典に似たり、然れども周唐の制に依れば、其民を士農工商の四科に分ちて、之を治めたるものにて、未だ政事の行届かざる所あり亦諸産業の精粹を極め盡さる所あるを以て、天地よ

り賜ふ所の大利を遺すこと少なからず、故に政事を施行するには、凡そ万姓の營爲する所の事業に就き、其事の似て近き者を類聚して、世界の諸産業に従事する者を八科に分つ、即草、樹、礦、匠、賈、備、舟、漁の八民是なり。而して之を六府に分配し、一民に一業を賜はりて、各其事を勉勵せしめ、嚴しく他業に手を出すことを禁ずるを法とす、若し一民にして二三の業を兼ねるときは、其業自然に疎放になりて、精密を盡くす能はず、故に利潤年を逐ふて減少し、或は已れか産業を人に吞併せられ、家屋敷までも失ふに至りて流散する者多く、終には國家の衰微に及ぶ者なり、所謂草民をば、之を本事府に配し、樹民と礦民とは、之を開物府に配し、匠民は之を製造府に配し、賈民は之を融通府に配すべし、六府各其部下の民を撰擇して、其産業を講究せしめ、日夜専ら其業を務めて、怠惰するとなからしめ、各自に其精力を盡くさしむるときは、年月を累るに従ひ、何れの産業も皆習熟の功を積んで、自然に精妙に至り、漸次に數多の利潤起りて國家益々富盛となるべし、今左に六府を一々説明すべし。

第一 本事府

此府は食物衣類の本源にして、万民生命の係る所なるを以て、此府の職業は國家政事の大本にして、國主たる者の最も精粹を盡すべきの要務なり、故に草民を撫御して農政を講明し、人生必要

の諸草を繁榮せしめ、以て國家の根本を固むることを司り。奉行一人、長吏四人、參政十六人、田畯六十四人、大中小の老農數百人あり、且つ三臺より各亞師一員、清官七八員宛を帥ひて其政事を補佐す。

所謂農政を講明すとは、乃ち田畯及び老農の專務にして、上は二十四番の氣候を審にし、下は四十八等の土性を明にして、氣候の寒温不及なる所をば、之を變通するの法を施し、土性の剛柔大過なる所をば、之を轉換するの術を行ひ、精々化育の條理を推究して万草を充分に成熟せしむるを云ふ。

抑も此府は諸國諸州に會所を立て置き、草民より作り出す所の物産をば、本事府の官人能く之を統括して、悉く之を融通府に融し、其價金を取りて之を草民に分配す、而して融通府の官人は買民を下知し、村々を巡回して其品物を買取らしめ、其價金を本事府の官署に上納し、又買民か草民入用の品物を賣りたるときは、其價金を本事府の官署より取るべし、樹民礦民等亦同例なり。

第二 開物府

此の府は樹民礦民を部御して、開物の業を講明し、種々の物産を興し、多く財貨を産出せしめて、國家を豊饒にするを司り、奉行一人、長吏二人、參政四人、小奉行八人あり、且上中下の

官人數百人、其他三臺より各亞師一員、清官數人つゝを帥ひて、此府を補佐す。

所謂開物の業を講明すとは、先づ樹民か其土地の宜しきを檢察し、種々の樹木を植へて良材を出し、礦民は山澤を開拓して、金玉、土石等の産物を採出し、以て遺利なからしむるにあり。

諸國諸州に此府の會所を立て、樹民、礦民等の採出したる産物を、悉く統括して之を融通府に致し、其價金を聚めて之を分配す。

第三 製造府

此の府は天下の匠民を統御して、万民日用の家屋諸器械を修造製作せしむることを司り、奉行一人、長吏二人、參政四人、小奉行二十人、上中下の官員數百人、其他三臺より亞師各一員、清官數人之を補佐す。殊に尤も制度を精密にし法令を嚴重にし、百工の作る所の諸物を検査し、決して法度に違ひたる奢靡の器物を製することを禁すべし。

第四 融通府

此の府は天下の買民を撫御して、世界の貨物を統轄し、財用を融通し、多き所の諸物を少き所に運び、賤き所の物品を貴き所に移して、有無相通し、輕重相交へて、南北東西の偏鄙たりと雖も、万貨伸屈の差ひと、群品高卑の異なる無く、各土に生ずる所の物産をして、常に其價を平準なら

しめ、且又遍く外邦に通商せしめ、互市交易の利潤を收めて、國內を充實し、大に百姓を滋息蕃衍せしめ、以て上下をして豊樂せしむるを司り、奉行一人、長吏四人、參政十六人、小奉行六十四人、上中下の官人數百人、其他三臺の各小師一人、亞師二人、數多の清官ありて之を補佐す。此府は凡そ天下の諸入用を、悉く融通するを以て、極めて重大の府なり。故に奉行を始め、諸役共に皆英敏雄決の士を撰ぶべし。

此府は水陸兩個の無盡藏より出る所の貨物を悉く統括し、万國の有無を轉換して、交易の利潤を收め、兆民の飢寒窘迫を贖救するの樞軸にして、實に國家の大事なるを以て、其權柄を悉く此府に於て掌握し、賈民には其性の好む所を賣買するを課し、各自に厚く餼稟を賜はりて之を役使し、私に交易することを嚴禁すべし、然れども能く其事に精妙にして、功を積み勞を累ぬるに及ては、漸次に昇進せしむ可し、外國通商の事業に於ては、凡庸の賈人等の及ぶべからざることなるを以て、博學にして俊才あるものにあらざれば、國家の大用を辨し、境內を潤澤し、貨物を充備して、交易の大利を收むるの勳功を立つること能はず、是を以て下賤貧窮の人物と雖も、憤を發し志を立て、勉勵すべし、其身起らざるの理なし、而して此府に於て、下民の賣買と典當とを嚴禁するは、富豪兼并の禍を防ぐを以てなり。

第五 軍府

此の府は親衛六營、内衛三十六營、外衛一百八十營の將士を支配して、兵器を精銳にし、武備を嚴重にして、以て不虞を警め、有罪を征伐するを司る、且つ諸侯も軍役を命せられ、自ら人數を助けて、軍事を令す、或は卿大夫を陣代として出勤するも、皆此府の管轄に屬す、而して此府は、凡て陸地に於て、其身を勞動して、渡世する販馬夫、牧養夫、輿夫、持夫等の傭民を、悉く撫御して、諸人馬の有無を辨し、且つ諸州に牧場を立て、牛馬を蕃息せしめ、又演武場を設けて、武事を講明し、士卒を訓練して、良將猛士を多く出すことを專務とす。

奉行一人、長吏四人、參政八人、羽林、虎賁、金吾、大將軍左右各一人宛、老將軍二百十人、其他都尉以下の武官、數百人あり、且三臺より各小師一員、亞師四員、清官數十人を帥ひて之を補佐す。

所謂親衛六營とは、即ち左右羽林二營、左右虎賁二營、左右金吾二營を總稱するなり、此六營は皆國王の親軍にして、行幸に供奉するより外は、常に禁中に侍衛して、以て非常を警護す、六營共に各精兵三千人に將たり、故に親軍の精兵都合一万八千人を備ふ。又内衛三十六營には、各將軍一人五百人宛の精卒を帥ひて常參し、半年代りに外營より交代して勤番す、又外衛一百八十營

も、各將軍一人諸卒五百人つゝ有りて、半年つゝ内衛と交代勤番して非常を警護し、且諸衛の内には騎馬及火攻隊も悉く全備すべし。外衛の將軍は、皇城三十六門の守衛を爲し、且年番二人、月俸二人を立て、王都城郭の内外を時々巡按して、火災及諸々の非常を警む、若亦朝敵反逆等の者あるときは、此外衛將軍等の中より、老將軍を出して、四方を征伐す。蓋し親衛の士卒一万八千人、内外諸營の軍卒九百万人、都合十万八千人なり、其他老將軍に屬する員外の散卒數万人あり、而して是等の人數は、間暇無事なる日には皆白民と爲して諸事を辨せしむ。老將軍三十六人は、極めて能く軍事に老練熟達せる人物を撰ひ用ひ、各此に隨從の牙兵二百人、及び別に員外の散兵千餘人つゝを統御せしむ、且又此將軍の中より、六人つゝ一年交代に、親衛の大將軍を勤めしむ、凡そ征伐の事あるときは、必ず老將軍の中より一人を撰んで、征討大將軍に命し、參政一人を撰ひ、副將軍數十人、皆各其部下の士卒を帥ひて進發すべし、凡そ演武場は、王城の部内に四五箇もあるべく、且つ諸國諸城に武士の在番、及居住する處には、皆必ず之を置くべし、而して演武場には、老將軍各三人宛、月番に同直して毎月六度つゝ、諸營の將士及び軍卒等も會集し、車騎歩兵の戦法を操練す、即陣取、守備、出陣、備押、排列、作戰、追打、揚線、掛線、引籠、野戦、山戦、川越、沼越、攻城、守城、火攻等の諸法を講習せしむ、又大銃點放の修煉場を設けて、精

く三銃^{行軍、水防}守の用法を究極し、實彈、烽烙、火箭等の打發の法、及種々の火術を殊更に熟練せしむ、是れ即砲術は武備の第一なるを以てなり、而して國王も親ら出て、時々此を實驗し、三臺の清官も、其術を講究し、且又其業に精妙なる者には、褒賞を賜はり、或は階級を昇進せしめ、或は俸祿を増加すべし、又此將士等は、年々海軍府に出役して、水戦をも講習すべし。

又此府には、辨事館ありて、凡陸地に於て諸物を運送するの用事ある者は、此館に願ひ出れば直に其事を辨すべし、故に三臺六府の官人の旅行、及諸侯の參勤交代等に、車馬人足の入用なるときは、此館にて其事を辨し、他の庶民には絶て課役の勞を掛くことなく、其業を勉強せしむべし。

第六 海軍府

此の府は内衛十六營、外營七十二營の將士を支配して、常に海軍の戦法を講明し、四方の津港及諸島に備を置きて海上を守り、以て不慮を警衛し、且つ海外諸藩を征伐することを司る。故に國王の御船及大小數多の軍艦を製造し、之を江海諸港の水寨に集め、以て非常の用に備ふ、是を以て江海にて渡世を爲す漁民と、舟民は皆此府に屬す。

奉行一人、長吏二人、參政四人、老將軍三十六人、將軍七十一人、都尉以下の武官數百人あり、且三臺より各小師一員、亞師四員、清官數十員を以て之を補佐す。

内衛は王都の近き江海の津港に於て、十六營の水寨を立て、常に水軍を訓練し、此中六營は、陸軍の左右親衛の大將軍六人持にして、國王の御船を貯へ、國王の親兵時々此に出て、水戦の諸法を講習す、其他十營は、水軍の老將軍年番を以て之れを支配す、所謂親衛の六將軍は、陸軍なりと雖も、此營に來りて水軍を爲すに及ては、皆此府奉行の管轄に屬す、又水軍の老將軍は、陸軍の如く、各牙兵二百人宛ありて、自餘の散卒數多を部下に集め、以て日夜水戦法を講習す。外衛七十二營は、各一人の將軍ありて、何れも五百人つゝの兵を領し、處々の津港と、近海の諸島とに、水寨を立て、之を守り、軍艦及大砲火器、其他種々の兵器を全備せしめて、水戦法を講習すべし、且陸軍の諸將士も、亦時々出役して此に加はり、共に大小の軍艦に駕り、大洋に航海して、大銃の點放を熟習し、或は其船を進退周旋して、水上の戦術を操煉し、以て風浪の洶濤に馴れ習はすべし。

凡海國は、何れの國と雖とも其分限次第に、海軍の備なくんばならず、且つ王師の陸軍よりも、半年交代に出役して水戦を修練すべく、國王も亦た時に親ら出て、船に駕し、風濤に馴るべし、若し海外諸藩を征伐することあるときは、先づ第一番に海軍の老將軍一人を以て、先鋒大將に任し、參政一人を撰ひて副將軍と爲し、臺三の亞師各一員つゝを監軍せしめ、陸海兩府の將軍數十人皆

精兵を率ひて之に従ふ、第二番には教化臺の武事に老練せる中師、或は小師を以て大元帥と爲し、陸海二府の中より、長吏一人、副元帥となりて老將軍三四人及び三臺より各亞師二員つゝ、諸營の將軍數十人、各其精兵を帥ひて、進發すべし。此府にも辨事館ありて、天下の船舶を悉く此府に管領するを以て、官物及諸侯の荷物たりと雖も、凡て船を用ひて運送すべきものあるときは、此府に願ひ出るときは、自由之を辨すべし、故に諸國の津港にも必ず出張所ありて、諸事遲滯することなからしむ。

此府も陸軍府も諸兵器は論するに及ばず、大小の川舶海船、車馬諸器械等を始め、網釣具等の類に至るまで悉く官府より仕入するを以て、陸軍府十五種(山師、馬販馬夫、牧夫、輓夫、輿夫、持夫、傭夫、飛脚、獵戶、竿輪、開夫、雇夫、團夫、屠見)の白民、海軍府十四種(渡丁、漚丁、罫丁、纜丁、漁夫、罟師、釣師、兎主、船長、糴夫、篙夫、水夫、沒人、按針の舟漁民に、皆餼稟を賜ひ、且つ衣食住をも官より賄ひ養ふか故に民は只是れ手足を勞働するのみ。

二京十四省とは何ぞや

凡四海を治むるには、先づ王都を建てずんばある可からず、王都は天下の根本なるを以て、形勢第一の地を撰ぶべし。浪華は四海の樞軸にして、萬物輻湊の要津なり、然れども分内狭く人民極めて

多く、土地より生ずる所の米穀、或は居民の食に足らず、故に此の地に大都を建て皇居と爲すは深く慮るべき所なり、然らば王都を建つべきの地は江戸に如くものあることなし。抑も關東は、西は越後、信濃に界するに淺間、碓氷、三國、保摩等の諸山を以てし、東は大洋に濱し、北は陸奥の會津、白河、棚倉等の地に接し、南は足柄、箱根の險を以て、關西と境域を分ち、後には三宅の富實あり、前には、三總の豊饒なるあり、濶海を襟にして銚江を帶とす、雄州の雲のごとくに連り、巖城星のごとくに列し、甲信を控へて而して奥羽を引く、土壤膏腴にして、夥しく五穀百菓其の他の物産を出し、天氣清朝にして江山錦繡のごとく、百川條流して内海に注ぎ、漕送極めて便にして萬貨豐饒人民飢餓の患あること鮮なく、峩々たる崇山三方を圍繞し、以て他領と境界を分ち、只だ東方一面大洋に濱し、進んては他國を征すべく、退ては以て自から守るに餘りあり、郊野曠漠にして馬強健に、民人は衆多にして勇壯、其の形勢實に天下に雄たり、殊に江戸は四通八達の街、万物輻湊の衢、人民繁庶都邑壯麗環らすに山水を以てし、左右映帶して陸商海客、風帆浪船、江濤煙雲の間に出入す、謂つべし盛んなりと、是れ重きに居て輕きを駁し、強を以て弱を征する永靜の基礎を立つるに宜し、故に王都を建つるの地は江戸を以て天下第一とす、王都は宜しく此地に定めて永久移動することなかるべし。瀛華も亦た天然の大都會なれば之れを西京として別都となすべし。其の他駿河の府中、尾張

の名古屋、近江の膳所、土佐の高知、大隅の太泊、肥後の熊本、筑前の博多、長門の萩、出雲の松江、加賀の金澤、越後の沼垂、奥州の青森及び仙臺南部、以上十四所には省府を建て、節度大使を置き、以て各部内の政事を統理せしむべし。

上に説くか如く三臺六府の政教、東西二京並ひ立て、別に十四省を設くと雖も、仁義を篤く行ふて、律令を嚴密にするにあらざれば日本全國を我手足の如く自由にする能はず、若し夫れ自國の運動自由自在ならざるときは豈他邦を征するに違あらんや、故に三臺六府、東西二京十四省も既に設け、産靈の法教既に行はれ、總國の人民既に安く物産盛に開け、貨財多く貯へ、兵糧滿溢し、武器銳利に、船舶既に裕足し、軍卒既に精練し、而して後に舉げて海外に事あるべし、然らざれば宇内混同の大業を成就すること能はず。

更に一步を進めて海防策を論して外交政略に及び遂に万邦を統括し、宇内を混同するの大雄圖を叙せんか。

抑も我日本の國たるや。氣候温和、土壤肥沃にして、万種の物産、悉く滿溢せざることなく、四邊皆な大洋に臨み、船舶の運漕其便利なること、万國無雙、地靈に人傑にして勇決他邦に殊絶し、其の形勝の勢ひ、自から入表に堂々として、天然宇内を鞭撻すべきの實徵全備せり。故に此の神州の

雄威を以て蠢爾たる蠻夷を征せば、世界を混同し、万国を統一せんこと何の難きことかあらん哉、嗟乎造物主の皇大御國を寵愛し給ふこと至れり盡せり。然るに西洋人は、我日本を以て諸尼利亞(英國)と相比する者あり、今の世に當りては、諸尼利亞國は、兵強く、且つ富盛にして、海外の屬國極めて多く、其の威世界を震動するを以て、我日本に對當するか如しと雖ども、其の本國の地は、北極五十度より六十度の間にあれば、是れ則ち其地小にして、其の氣候寒冷、其の物産の我日本に如かさること論を待たずして知る可きなり。然れども彼れ今日の如く強盛になる所以は只能く大洋に航行して、万国に通商するを以て也、是を以て海舶交易は、亦國家の要務たることを知るに足る。今我日本は、洋中の大島なるを以て、若し航海通商の業を興さんと欲せば、先つ其船舶の制を堅固にし、海上に於て風波及寇盜に遇ふとも恐るゝことなく、且天文地理測量等の學を明にし諸器械を精巧にし、武備を嚴重にして、万里の大海を航行すること熟路を行くか如くすべし。而して

對魯策

先つカムサツカを攻め取り、魯西亞國より置く所の鎮兵を擒にし、我より戍兵を遣し、城郭を構て、日本の領地と成すべし。カムサツカの地は、亞細亞の東方諸國に通し、左は北アメリカの諸州に臨み、要害堅固の海港在て、運送甚た便なり、故に魯西亞國より、守令及び六七百人の軍卒を置

て此地を守り、且つ其近傍諸州の産物を收めしむ、實に此地は魯西亞の本國より、地續きの國なれども、ヘートルヌブルクの新都を距ること、殆んど六七千里、乃ち東域の極まる所の出岬あるを以て、魯西亞國も此地の孤懸にして守り難きを慮る所以なり。彼の英主ヘートルコロウドか宇内を囊括するの壮志を以て、此の出岬より西北三百餘里を経て、オホツカ地方の大河に因て、新に港を開かしめ、カムサツカと聲援を通し、以て東北の大利を收め、益々諸島を開拓し、此兩港を以て東北諸國を經略するの地となせり。此オコツカは東海より魯西亞の本國へ通する陸路の入口なり、然れども此陸路は悉く止百里亞の大寒國にて、八月より翌年五月までの間は、降雪息まざる所なり、且此オコツカより、ヤコウツカ、アラタンホの地まで、四五百里の間は、人家なく、又定まりたる道路もなく、高山數多ありて馬上にあらされは通行するを得ず。殊に此カムサツカ、オコツカ地方には、乗馬なきを以て陸地を通行する毎に、四五百里を隔て、ヤコウツカより馬を呼ひ而して亦オホツカより、ヤコウツカを通行するには、晝は馬上にて原野山谷を經、夜は山野に露宿し、四五十日を以て漸く達することを得、此道中の艱難實に擧げて數ふ可らず、故に魯西亞の本國より、此オホツカ、カムサツカに來る所の人數五六十にも及ぶときは、必ず大船に駕して大西洋より東南の大洋を廻り、一万三四千里を經て此地に達するを以て常とす、是れ北海より廻るときは、海路の里

程近けれども、氷海の危険にして通航すべからざるを以てなり、故に今の時に於て此カムサツカを攻取るの後は必ずオホツカをも攻取るべし、今不意に軍兵を出して、此カムサツカを襲はば、五百人の舟師にて事足り、又オホツカは八百人にて事足るべし。此兩地は共に要害堅固なれば魯西亞再ひ此地を取返すんと欲するとも、又何んぞ之れを復することを得んや、且軍船の通行するをば、何れの國にても恐るゝとなるを以て、大衆を帥ひ、大洋一万三四千里を経て、我日本へ仇を爲すこと能はざるは論を待ずして明白なり。我日本の魯西亞の慮ある所以の者は、彼のカムサツカと、オホツカの要地あるを以てなり、何となれば此兩地は進退甚便利にして、寇盜をなすこと甚た安しければなり。蓋し西洋人は其志甚た大にして、終には全世界を一統して己れかものとなさんことを欲し、常に吞併を以て務となし、他國の隙間あるを窺へば、忽ち來りて寇盜を爲す、彼の魯西亞百年已來の事業を見ても、事情を察するに足れり。故に此カムサツカと、オホツカを攻め取りて、早く此方より備へずんば、我東北の後患は未だ測る可からず、彼の寇賊の今まで大患を爲さるものは、此二州遙に懸絶して、在番の軍卒も小人数なればなり。今は陸地四五百里の間行路艱難にして、人家なしと雖も、彼のヘートルコロドか、山を拓き河を通して、新に大道を作り諸國往來の路程を便捷にし、以て他國を攻奪せし大手段を考合すべし、彼の狡猾なる魯西亞人は、何如て此險難の道を永く此儘

に捨て置くべきや、若し万一此道路を開通して旅館驛場の成就するに及ては、日本の後患甚た大にして、カムサツカ、オホツカをも又攻め取らんことを望む可けんや。故に道路の未だ開通せざるに乗して、此方の領地となし、城郭武備を嚴重にして、魯西亞東海を窺ふの源を塞ぎ、以て賊種の根を抜くべし、此二港は共に要害極めて堅固舟運亦甚た便利にして、實に東北海邊に於て第一の要地なり、此地を取得たる後は此所を以て東北經略の基根として、此兩港より船を出して、近傍の諸國及北亞米利加の諸州諸島を開拓すること、彼の魯西亞の故智を用ひ、或は和親を結ひ、或は交易を通し、或は兵威を以て是を畏伏し、而して日本より守令軍卒及教導師等を遣し置きて、其地を治め其人を歸服せしめ、其諸島の産物を會衆して、悉く之を我日本に輸し、以て清朝暹羅印度亞等の諸國に交易し、有無輕重を通し、以て大利を興すべし。我日本の土地たるや妙なる事には南方に敵國あると鮮なし故に意を専らにして北方を開くことを得べし、故に彼の魯西亞既に此巢穴を失はば、再ひ東洋に崩壊を生ずる根株なくして、日本の東北永く外寇の虞なく、國富兵強くして万古安寧ならん。

對英策

亦往昔歐羅巴洲に於て、イスパニヤとホルトガルとの二國は、最も兵威精銳にして、普く大洋に横

行し、南北アメリカの諸州及亞弗利加と、亞細亞の中にも、多くの國を破壊して其地を奪ひ、己か屬國擧げて數ふ可からず、然るに其後阿蘭陀の兵威甚だ強くして、他國を攻め取りしこと又甚だ多かりしか。八九年以前よりして、諸尼利亞國の兵勢甚だ強大になりて、イスパニヤ、ホルトカル及フランス等の諸國も、連年數度の戦争に悉く敗北して、海外の屬國は、多くニキリス王に奪はれ、且つヒロピン等の諸州島をも亂暴し、遂に東洋諸國を吞併するの志あり、此賊も一つの勍敵にして亦備へずんばあるべからず、而して其防禦の手段は、伊豆七島より船舶を出して、南海中の無人諸島を開拓し、八丈島等の如き、土地狭く人民の多き所より人を移し植へ、次第に其地を開て、新田耕農の業を起し且つ此無人島より船を出して、南洋中のフィリピン諸島を開拓し、悉く其物産を集めて、清朝安南暹羅等の諸國と交易し、益々諸島を經略して、琉球國と犄角をなし、不意に舟師を出して、呂宋と、巴刺比亞との二國を攻め取るべし。此二國は、共に氣候温暖にして、物産極めて豊饒なり、故に悉く是を合衆して、以て諸國と交易し、此二國には兵衆を置きて、武備を嚴にし、以て之を鎮護し、此二國を以て圖南の基礎と爲し、此地より船を出して、爪哇、渤泥以外の諸島を經營し、或は和親を結ひて、互市の利を收め、或は舟師を出して以て其弱を兼ね、而して要害の地に軍卒を置きて、武威を張り、以て兵を南洋に耀さば、諸尼利亞人如何に猖獗なりと雖も、敢

て東洋を窺ふことを得んや、此の如くなれば日本國富兵強にして、威勢の強大なること言語の盡す可きにあらず、故に次第に此策を擴張すれば、遂に全世界皆悉く日本の有となる可し、彼の清朝の廣大も亦何んぞ虞るに足らんや。

然れども我日本既に太平二百年、士民皆懦弱にして、何如か大洋に横行して、他國を攻伐するの事役に勝へんや、故に僕別に多くの死士を得るの術あり、何そや則ち日本總國中の死罪の者を會衆して、北方に用ひへき者は、蝦夷の諸島及佐渡隱岐等の諸島に於て操練し、南方に用るものは、伊豆七島にて操練し、而して後其役に用ふるなり。然れども此等の無賴の惡徒は、其撫御の術を得ずんば、却て害を招くことあり、故に此軍制撫御等には、別に奇妙の手段あり、要するに此等の輩は、とても皆殺すへきの人なるを以て、戦死溺没共に惜むことなければ、右用の役に用ふるには、至極利用の一事なり、且亦此死士は、常に北と南の諸島に於て操練し居るを以て、万一日本の内地に不慮の事を生ずれば、忽ち發して急應す、是其防禦の備甚嚴重にして、亦便利なるにあらずや。

對 滿 清 策

凡そ他邦を經略するの法は、弱くして取り易き處より始るを道とす、今に當りて世界万国の中に於て、皇國よりして攻取り易き土地は、支那國の滿州より取り易きはなし、何となれば滿州の地は、

我日本の小陰及北陸奥羽松前等の地と、海水を隔て、相對すること凡そ八百餘里、其勢固より擾し易きことを知るべきなり、之を擾し騒するも亦當に備なきの處を以て始とし、西に備るときは、東を亂妨し、東に備るときは西を騷擾せし、彼れ必ず奔走して之を救ふ可し、彼か奔走するの間に、以て其虛實強弱を知る可し、而して後に實なる處を避て、虛なる處を侵し、強を避て弱を攻めは、必ずしも大軍を用るに及ばず、暫くの間は先づ輕兵を以て之を騷擾すべし、滿州の人は躁急にして謀に乏しく、支那人は懦怯にして懼れ易く、少しく警あるも必ず大衆を以て之を救はん、大衆度々動くときは、人力疲弊して財用缺乏するや論なし、况んや支那の王都北京より滿州海岸に往復するには、沙漠遼遠にして山谷極めて險難なるをや、然るに皇國より之を征するには、僅か百六七十里の海上なれば、順風に帆を擧るときは、一日一夜に彼か南岸に到るべく亦西すへきも東すへきも舟行甚だ自在なり、若又支那人大衆を以て防守せしめて、何れの處も空虚ならば、我國の軍士は虛に乗して之を取るべし、此の如くなれば黑龍江の地方は、將に悉く我が有と爲らんとす、既に黑龍江の諸地と得るときは、益々産靈の法教を行ひ、大に恩徳を北方の夷人に施して、之を撫納歸化せしめ、彼の夷狄を用ひて、皇國の法を行ひ、能く撫御統轄して漸々西に向はしめば、混同江の地方も亦取易きなり、既に吉林城を得るときは、則ち支那鞑靼の諸部必らず風を望んで内附すべし、

若夫稽首して到らざる者は、兵を移して之を討んも亦便宜に従ふ可し、鞑靼既に定らば則ち盛京も亦其勢危く、支那全國まことに震動すべし、故に皇國より滿州を征するには、之を得るの早晚は知る可からずと雖も、終には皇國の有と爲らんとすは必定にして疑なき者なり、夫れ嘗に滿州を得るのみならず、支那全國の衰微も亦此より始まる事にして、既に鞑靼を取得の上は、朝鮮も支那に次て圖るべきなり。茲に其仔細を詳にするに、滿州の極北境に黑龍江と名くる大河あり、此大河の海に注く所は、我蝦夷の唐太島と、僅十餘里許の海水を隔るのみ、此處は支那の王都北京城より七百漢士の里法にては里四千百廿七里あり程離れたる地にて、飛脚を走らしむるにも、凡そ九十日かゝらされは達すること能はず、然れども樞要の地なるを以て、齊々ハカ哈爾ハカと云ふ處に城を構へ、支那の北京より一人の將軍を遣し、軍卒を置て、此地を鎮護せしむ、故に唐太島の北邊には、支那人居住する者恒に少なからず。總て此邊は北極出地五十五度の外に在るを以て、氣候寒冷にして穀物を生せず、土人は魚類、鳥獸、草根、木皮等を食物とし、我蝦夷人と異なることなし、又軍士の食糧は、遙に支那の本國より輸送するを以て、常に五穀の乏しきに困む故に、此地にて米穀を悦ぶこと金玉よりも甚し、然るに我奥羽及古志等の諸州、米穀を生ずること夥くして、恒に食餘の腐朽するを憂ふ、有餘を移して不贖を救ふは即ち産靈の法教なり、今此北州の餘米を運送して、蝦夷國の諸港に積蓄へ、青森省と仙臺省

より、軍艦と人数を出し、蝦夷の諸島に於て、水軍の戦法を操練し、且此人を以て漸々に唐太島の北境を開きて、此地に越年せしめ、能く寒地の風土に馴習せしめ、別に清官及び伶俐なる商官等を遣はして彼の國の土人と交易を通せしめ、厚く酒食等を施して、其地の夷狄を悦ばしめ、産靈の法教を説示して、益々土人を教化歸服せしむ、次に黒龍江に近寄て、大に恩徳を施し、利を興へ物を恵て多くの米穀を輸送し、交易と云ふと雖も、利分に拘はることなく、醇酒と美食とを贈て、彼等の居人を撫納すべし。凡そ血氣ある者は、恩を悦んで徳に歸せざること無し、况んや人類に於ておや、彼等はまで草根木皮を食とせしを、之に代るに皇國の糧米を以てし、馬漚を飲て安樂せしを、之に代ふるに醇良の美酒を以てせば、誰か歡喜して心服せざる者あらんや、三年を過ぎずして四海風動せん、支那人の皇國の法教に靡くを探り得は、必ず能く皇國の權威を振ふを得べし。夫れ經濟の大典は、掛まくも畏き産靈の神教にして、世界万国の蒼生を救濟すへきの法なり、然るに之を拒むに至りては即ち天地の罪人なり、惟れ皇たる上帝降_二衷于下民_一、若_レ有_二恒性_一克_レ綏_二厥猷_一惟后とは、支那國にても皆人の知る所なり、滿州の夷人古來食物に艱む、愁めて有無を遷し、之に粒食せしむるは天道なり、然るに支那國王其猷を綏して其民を贍給し、之を救濟して粒食せしむること能はず、草根木皮を食料とし、牛馬の漚を飲料とす、夫れ草木を食ひ馬漚を飲むは、此豈人の恒性ならんや、

人類は悉く天地の子也、人類にして粒食に難むを慙恤せざるべけんや、故に皇國の有餘を遷して彼の土の不足を救ふは、固より天意を奉行するものなり、然るに支那人之れを拒む何の暴虐か之れより大なるもの有らんや、惟天惠_レ民、惟辟奉_レ天と、天意を奉りて万国の無道を正すは草昧より皇國の専務たり、於是乎軍を出し、黒龍江を攻伐して天罰を行ひ、以て蒼生の惡俗に沈むを救ふ可し。然れども翁晩年に至り、其著存華挫狄論に曰く「滿清も夷狄なり、英吉利亞も夷狄なり、然るに愚老か英吉利亞等を挫きて、滿清を存せんことを欲する者は、滿清の中華を統一して、仁明の君數世繼き出で、天意を奉るの政を行ひけるを以て、中華の人民大に蕃息して、古の三倍に及へり、故に予其功を賞するの意あり、且又彼の滿清は今世に方りて世界の大邦たり、然れども蒙古の忽必烈か如く、我本邦を凌ぐの行なし、然るに近來侈然自ら大なりとして、外攘の武事を務めず、故に英夷此を侮り、舟師を帥ひ來りて侵伐し、共に戦ふて屢々之を打破り、江南四省に血を流せり、滿清防ぎ戦ふ能はず、金を納れ五都會の地を割きて和を乞ふに至れり、若し夫れ此上にも滿清國益々式微するときは、西夷懋貪飽くことなきの禍、或は東漸して本邦に至らんことを慮る故に、愚老は滿清の君臣をして、心を苦しめ思を焦かさしめ、貧を賑し死を吊し、上下勞苦を同くし、兵を訓練すること數年、乃ち復讎の義兵を起し、英夷を征伐して大に之を打ち破り、悉く侵地を恢復して、嚴し

く此を逐ひ攘て、東洋に遺類なからしめ、永く本邦の西屏たらしめんことを欲す」と是れ翁か清英間の阿片戦争を見て、大に其勝敗に鑒み、遂に其籌略を變せしものならんか。今や時運一變して英魯其威を東洋に擅にし、火焰煙を噴くの鐵車は、嶙々として西比利亞の原野を横斷し、火輪波を蹴るの鐵艦は万里の波濤を凌駕して東洋の沿岸を衝き、東洋問題は夙に識者の頭腦を煩はすに至れり、今にして斷乎たる對外策を立てざれば、英米魯佛益々其の威を擅にして遂に東洋の覇權を握らるゝに至らん。先きんすれば人を制し、後るれば人に制せらるゝ、東洋問題に意を注ぐ者豈猛省せざる可けんや、徒らに因循姑息の策を立て一時の彌縫を以て、此問題を決せんとするは實に迂の迂たる免れざるものなり、今や翁か對外策を叙し來りて、我國の往事を追懷すれば、實に痛恨に堪へざるものあり、然れども後悔先きに立たず、識者宜しく鑒みざる可けんや。

蓋し垂統の事たるや、實に翁か千古を洞破するの卓見を以て万古を推倒するの經綸を畫策せるものなり、彼の三臺六府を立て、内治を組織し、二京十四省を置て其の基礎を固め、更に外交の機密を察して宇内を混同し、万邦を一致し以て國威を海外に宣揚し、皇基を万世に維持せんとする、その抱負の大なる、其籌略の偉なる天下佐藤翁を措て夫れ誰そや。然り而して此大事業を成さんとすれば勢ひ封建割據の制度を倒破せらるべからず、何となれば天下の統一を期すること能はされはな

り、是れ翁か皇都を江戸に移すの議、又は各藩の領地を取上くるか如き改革案は、實に徳川幕府の中堅を衝破し、封建の分子を磨滅するに餘りあり、况んや翁は深く皇國古道學を極めて、皇室の式微を憂ひ、産靈の法教を明にして、忠君愛國の士氣を鼓舞し、常に徳川氏の專權を憤れるは言論に徴して明かなるに於てや。世間幕府の衰滅を論ずる者は、國學の盛隆に期す、然り而して我郷平田篤胤翁の如きは精神的大改革者たることは既に天下の許す所なり、而して同友佐藤信淵翁の物質的大改革者たることを知る者に至りて、實に天下に稀なり、今翁か一生の經綸を見るに、精神的の改革を主張せざるにあらずと雖も、要するに物質上に重きを置けり、是れ當時時勢の然せざる可からざるものありて存する所以なり、識者宜しく翁か改革案を熟察せば思ひ半はに過ぐる者あらん。抑も佐藤家家學たるや其大要前述の如し、而して其目的たるや、經國濟民の四字に期す、翁か一世の本領も亦茲にあり。然るに曾て松崎氏、日本のカメラリストと題して翁の學派を論せり曰く「信淵の所謂經濟學の範圍目的は、殆んど獨乙のカメラリスト學の範圍目的と等し、蓋しカメラリスト派の主とする所は農業工業百般の事を究め、以て王侯の歳入を増加し、賴て内治の改良を計らんとするにあり、故に其學は王侯財産管理學の義にして、其財産の收入を以て、王侯内廷の費に充て、又次て内國政治に係る百般の費を辨するものにして、斯學を創めし者は官吏なり、此學を攻むる者も官吏な

り、王侯の寵臣なり」と是れ其一部を見て立論せし者にして、未だ其全きを得たる者にあらざるなり、豈亦茲に余か辨を待たんや。

第四章 老年時代

翁晩年に至りて志氣益々壯、流離顛沛の間に、己れか經綸の大策を行ふて、宿昔の素志を達し、以て父祖以來赤心報國の實を擧げんとす、故に此時代の經歷は翁の翁たる所以を見るに足る。

天保元年三月門人相田儀平の請に依り、薩藩の大夫猪飼央に見へ、經濟の學術を講すること十數日、猪飼氏大に其説を信し、後ち諮詢するに富國の大計を以てす、翁乃ち薩藩經緯記を著はして之を贈る、今其來歴を叙して曰く、

大夫云、薩藩土地偏小なりと雖も、日隅薩の三州外に、海島數十百あり、土産繁多にして記載すべからざるは、固より先生の知る所なり、然るに近來に至り、境内衰微して戸口年々減少せり、僕不才にし重任に當り、恒に財用不給に迫らん事を憂ふ、先生良謀あらは、希くは僕に教へよ、僕不敏なりと雖も、教に従ひて政事を改革せん、今の時に當りて、財用を豊饒にせんには、如何せば則ち可ならんや。

答曰、卿間の愚老、焉んそ大國の時勢を知らん乎、然りと雖も先民言へること有り、藹藹に詢ふ、

と國家を愛ふること大夫のごときは、忠誠と謂はざるべけん乎、愚老既に知遇を受く、心に愛し
 返んを謂はざらん、中心の思ふ所をは言を盡すべし、唯恐くは大夫の用ること能はざらんのみ、
 其仔細は語るも畏れ多けれども、東照神君武徳を以て禍亂を靖め給ひしより、泰平二百餘年四
 海至治の慈澤に浴し、佚樂に溺れて、怠惰となり、君子は奢靡を競ひて、素朴を修ることを嫉み、
 小人は遊惰を好んで、産業を勵むことを嫌ふ、故に財用の費ることは彌増多く、物産の出ること
 益減少するを以て、年所を経るに従ひ財用の屈すへきは必然の理なり。若夫れ君子は儉素を勤め
 て農政を勉勵し、小人は産業に骨折て、土地に力を盡すに至ては、富實せざるの理あらんや。然
 れども多年馴致したる奢侈は、例と成て革め難く、舊來怠惰なる悪俗は癖となりて化し難し、假
 令大夫速に之を改革せんことを欲すと雖も、彼の孟子に所謂「一薛居州獨如宋王何」と云はれ
 たると同く上、君侯より下、万民に至る迄、慣習となりて多年を積累し、沈湎したる流弊を今更
 急に奈せんや。故に愚老上言すと雖も大夫此を用ること能はざらん、若夫れ舊來の流弊を改て、
 速に維新の政を行はば、洩季の人情に逆ひて、必ず大夫の身に禍あらん、如かず能く己れを恭く
 して暫く因循し、君子豹と變ずるの時至るを俟んには。
 大夫曰、先生の高論至れり盡せり、然りと雖も僕や其初め極めて卑賤なりしが、君侯の隆寵を得

て、今は百僚の上に位し、苟も國家に補益あらば、假令忠誠を盡し、却て罪を蒙るとも奮發して
 此に繼ぐに死を以てせざらんや、願くは先生固辭することなく、弊藩國事の所見を論せよ。

答曰、凡弊政を改革して、國用不給を融通するには、事務焦眉急なるは却て爲し易く、事務の少
 く寛なるは却て爲し難きものなり。大夫も亦大火に類焼し困窮するもの、事態を知る乎、凡大火
 に類焼する者は、居館も食物も皆悉くなきを以て、諸侯の貴も草屋に起臥し鹿糞を飲食す、夫れ
 雨露に困み飢餓に迫るに及んては、貴人も黎食に飽き、草舎に眠る、然れども此か爲に疾病に罹
 るものは鮮し、此を以て察すべし、宮殿を壯麗にし、衣服を美麗にし、飲食を豊厚にするは、畢
 竟皆是れ無益の驕奢を縱にし、儉素を勤さるに因り上天の罪する所なり。故に國土を領する身分
 を以て財用の不給に困むものは皆是れ無益の奢侈を逞ふし、放蕩の宴樂を縱にして、天罰を蒙り
 たる也、可不畏哉、故に貧國の貧に迫りたるは、此を改革すること易く、富國の貧になりたるは
 改革すること難し、何となれば上下の人心をして、必死の覺悟をなさしむること容易ならず、彼
 の金殿玉堂に坐し、綾羅錦繡を衣て、珍肴美酒を飲食し、艶婦淑女を並ひ列ねて、放蕩を盡した
 る、淫樂を忘れざるを以てなり。今夫れ薩藩は日本第一の暖國なり、故に其陸産の衆多にして、
 海物の繁庶なること天下に比すへきの國なし、然れども尙財用不給に至る者は、奢侈分限に超る

か故なり。凡奢侈分限に超て、財用の屈したる國は、其年中行事の入用を省略して、華費を儉薄にせされは、永く窮乏を免るべきの期なし、孫武帝云く「陷之死地而生之」と此語即ち流弊を改革するの秘訣なり。何となれば舊來奢侈放蕩を縦にしたる者をして、俄に其操行を變して、質素恭儉の美德を修めしめんとするの業なるを以て、一旦此を死地に陥りたる心持にならされは爲す可からざるを以てなり。大夫能く上下の人心を死地に陥れしむることを得せしむべきや、否や。大夫沈思良久ふして曰く、僕熟按するに此事實に難し。

答曰く愚老も亦大夫の行ふこと能はざる所なるを知る、然れども澆季の流弊を改むるには、君侯も群臣も一旦其心を入定せしむるに非されは、放埒なる年中行事と奈んとも爲ることを得べからず、且其分限超過したる奢侈なる厚養を省用せずして、財用を豊饒にする業は實理に於て絶へてなき事なり。若又此騎虎の時勢に臨み、強て財用の屈せざらんことを計るには、唯權謀術數を用て、一時の艱難を制すべきのみ、其權謀術數を行ひ、財用貨物を輻湊せしむるの法も、上中下の三策ありて、上策は貴むべく、中下は其事賤し。上策は昔し夏后氏の季世に奢靡放蕩の弊風大に行はれて、人々皆驕慢を縦にし、上は天子より下、士庶に至る迄、宮室玩器、衣服飲食等、善を盡くし、美を極めて、世上一統に素薄を愧とし、故に上下財用盡て共に困窮するに至れり、此時

に當りて、莘野の處士伊尹なる者、商丘の主、湯を勸め、密かに輕重決塞の策を行ひ、天下の貨物金錢を商國に輻湊せしめ、終に成湯を佐けて、夏桀を滅し、天下を富饒にして蒼生を濟へり。其後周の衰ふるに及んで、管仲密かに此法を齊國に行ひ、大に齊國を富まし、以て桓公を佐て霸業を興し、九たひ諸侯を合し一たひ天下を匡せり。所謂伊尹か立たる法は、極めて機要の上策なるを以て、我祖父不昧軒翁曾て此法を精究し、且又 皇國諸州の形勢と、万国互市の事理とを明辨し、通移開闢論を著はして、直に之を施し行ふべきに備ふ、然れども貨物を通移開闢し、或は輕重有無を轉換して、天下の大利を興さんには、國君も亦賢ならされは、或は差支の出来る事あるものなり。又中策は古代の良法よりは大に下ると雖も、桑弘羊か前漢の消乏を融通し、劉巴か季漢の手窘を賑濟したるか如き、此も亦一箇の便法にして、或は時難を濟ふの一助たり。故に祖父翁此等の法をも採撫融會して、財用を融會する要旨を講したる万貨抽稅論あり。蓋し武帝平準法を行ひて、西漢の紀運衰へ、昭烈通貨術を用ひて、蜀漢の國祚長からず、是國本を堅固にし、蒼生を救濟するの仁術に用ひざるか故なり。又宋の仁宗の慶歴中に夏主季元昊、其國人と議して、通貨の搭會かひを結び、以て財用を融通し、此を合璧の法と名く、此法頗る融通に便なり、然れども搭會かひの事は其事賤し、故に之を下策とす。

大夫若し財用の不給を救済せんが爲めに、右様の策を行ふこと有らば、宜く其事を小さくすべし、其事大ならんことを圖るとも成就すること難くして、却て不宜、今夫れ貴藩の分限を以て合璧の法を行はし、極めて少くすと雖も、十年の間には五十万兩の種金を得べし、然れども此れ亦國基を隆盛にし、万民を救済するの天意を奉將せずして、私慾を營むの業なるを以て、若し此法を行て、國用聊も賒給せば、須らく土地を經營し、物産を豊饒にし、百姓を撫綏するの本事を勉強すべし、所謂此合璧法は、國家を安集するの實業に非らずと雖も、已むことを得ずして施し行ふのみ、然に近來世に總益講と云ふ搭會あり、其趣は合璧法に似たれども、其實は隱瞞して利を得るの術にして、長く同盟の禍を爲す者なり、殊に藤家と佐竹家との搭會の如きは、人を欺き、利を貪るの大なるものにして、同盟に難義を掛くること甚多し、且つ多年に渉ることなるを以て、故障の起るべきは必定なり、假令故障の起ること無しとも、世上の物議を奈せん。有土の君たる者は力を以て義理を顧みず、虚捏を行ひ、人の金錢を侵奪して謀を得たりとするは、可愧の甚しきに非らずや、水府にも此搭會ありしを、今の水府の君公其義理を失ふことを愧て、嚴く此を止給へり、察せずんはある可からず。

大夫稽首三拜して曰く、先生の示教眞に來世を救ふの良謀にして、時難を制するの要務なり、央

不敏なりと雖も敬んで事に斯に従はん。

因て通貨合璧法を傳授し、且つ土地を經營し、物産を豊饒にして、國家を富實にし、万民を撫綏すへき九箇の條件を筆して、薩藩經緯記と題し以て之を贈る。

其言蹇々諤々忌憚を避けず、而して其の論する所皆實務に適し、就中大坂厩倉の弊政を改革せざる可からざるを説くや、尤も痛切を極む。大夫之を藩主に獻す、島津公之を觀て大に其言を嘉し、其臣山本理平、田中正平を使はして御酒料を賜ふ、翁乃ち高輪の薩邸に於て之を拜す。後ち農政本論一部を贈て答禮をなす、君公之を悦ひ、白豕牝牡各三題を賜はり、門人相田儀平をして之を飼はしむ、後ち白豕大に藩息すと云。是より先き薩侯の寵臣芝陽大夫(猪飼氏?)の富國の大計を詢ふや、翁乃ち精く版圖を製し、審かに氣候を驗し、明かに土性を辨するの三事を述へ、更に水土を平け、農業を講し山澤を開き、河海を埋め、百工を興し、高賈を轉するの六要を説き、遂に万貨の輻奏法を講し、以て立國の基礎を固め、國家を安靖するの要務を論し、經濟提要と題して之を贈ると云。翁、其後ち不幸にして、幕府の嫌忌を蒙り、江戸十里以外放逐の罪を得遂に深川を去りて、鴻沼の濱に耕し、魚鰾を侶とし、麋鹿を友として餘生を樂めり、時天保九年秋綾部九鬼侯近臣を使として厚贖あり、且書を賜はり、問ふて曰く、

此四五十年以來物價漸々貴く、今は衣服、紙、油、蠟燭、藥物、薪炭等、毎日用の多き諸品、皆意外に高直なるか故に、財用の費る事多く、上下一統貧窮せざる者少なし、吾子か家は、世々經濟の學に精し、必ず時を救ふの良法あらん、願くは教を受けん、と。

對て曰く、此一事は天下を救濟するの大計にして草莽なる卑賤者の弄嘴すへき所にあらず、貴問を辱ふすと云ふとも申上へき事にあらず、農政の外なる事は問ひ給ふと勿れ。

侯再ひ書を賜ふて曰く、先生の言、道理至極せり、然りと雖とも我曾て聞けり、「惟天惠^キ民惟辟奉^キ天」と亦聞て「天無^レ口使^レ人言」と、若夫れ上下萬民の困窮を救ふへき良謀ある事を知り、此を言ひて用ひらるゝことあらは、太平の疆なきを開き、四海の蒼生を安すべし、然るに越俎の御咎あらんことを畏れ、知りて而言はざる時は、上天に對して眞理を失ひ、下民に對して仁惠を失ひ、國家に對し奉るといへとも、不忠と云はざることを得んや。且夫れ志士仁人は、其身を殺して仁を爲すとあり、願くは之を不佞に教へよと。

對て曰く、君侯の御意、啻に御領内の百姓を惠み給ふのみならず、周く四海の人民を濟救せんことを欲す、是れ深く聖賢の道を崇信し給ふにあらされは、及ふへからざるの御仁心にして、實に感歎するに堪へたり。然共愚老か答へ奉らざる所以は、君侯誠に仁明なりと雖も、乍憚一境の領主

に坐して、天下の大政を奉行し給ふにあらず、且又萬物の價、漸々貴く成りたるに因りて、世上一統の難澁に及ひたるを輓回するの政は、國家に幸として、從來の弊政を改革し、廣財の淵源を開運するにあらされは、爲す可らざるの鴻業なり。故に其規模廣大なるを以て、是迄頗る賢名なりし執政方も、容易に手を出す事能はずして多年を経たり、故に今時の如く、世上一統困窮に困む時態とは成れるなり。然るに草間卑賤の身を以て、宇内を一新するの大經濟を發言すといへとも、諸貴官各深き御思慮あるものにて、容易に御信用あるへきの時勢に非ること、此亦左もあるへき御事なり、世上に信せざるの言を發する時は、啻に世に益の無きのみならず、必ず禍を受くる事前例少なからず、故に黙して止んに如かざるなりと。

侯亦書を賜りて曰く、先生の論する所も、一理なきに非らず、古人も亦先生のごときものあり、然りといへとも、我家にて先生の家學を崇敬する事、一朝一夕の故にあらず、希くは其概略を記して之を傳授せよ、予不敏なりと雖も服膺して時の至るを俟んと、

對て曰く、愚老君侯の至誠懇篤なるに感せり、

因て白河樂翁公の著し賜ひたる物價論を辨難論議して、更に古昔伊尹か万貨を統括して、大に商國を富ませし經濟の奥旨を祖述し、以て四海の大富を官庫に歸する治術を述へ、物價平準の大策を劃

して物價餘論と題し以て之を贈る。

天保十年二月參州田原侯の聘に應じ、封内を巡視して農政を講し、培養耕種の術を傳授す、侯賢明にして、百姓を慈育すると篤く、尤も農政に力を用ひ、田峻官を置いて農民を教育せしめ、將さに大に耕種培養の精細を盡くして、時弊を救はんと欲す。翁初め此地に遊ひし時、鈴木大夫の爲めに農政を講す、大夫翁を尊敬すること嚴師父の如く、又佐藤大夫も極めて農事に懇誠を盡くし、其他川澄大夫、眞木、小川等の諸士、皆民を恤むの志篤く農事を講明するとを好む、世臣小笠原に至りては大に翁の學術を信せり、依て開物論を著はして之を贈れり、今亦華山大夫も好んで田峻の職業を諮詢す、則ち公劉の農政を祖述して、田峻年中行事を著はし、以て之を贈る、後ち交り厚し。華山風に海外の形勢を察し、海防の忽にすべからざるを知り、其友高野長英等と相議して、實學を講し時事を論し以て時弊を救はんとするの大志あり、然るに今や經濟濟民を以て自任し、宇内を一新せんとすとの大策を抱ける好老翁に遇ふ、彼等實に千載の一遇にあらずや、爾來日夜翁を訪ふて、經濟濟民の蘊奥を叩きて往々徹夜に及ぶとありと云ふ。

是より先き、長崎にある阿蘭カヒテンか、同地の鎮臺久世伊賀守に密狀を奉りて曰く、「英國のモルソン、日本漂民七名を護送し、長崎を経ずして直に江戸近海に着岸し、漂民護送を名とし、實は買

易を要求するの風説あり」と、鎮臺其狀を幕府に申訴す、關老水野越前守は文化の初年魯西亞の使節レザノットの例に準し、應接するの意なりしか、更に之を評定所に下して議せしめしに、衆議皆謂らく「英吉利の夷賊等、先年より往々遠海島嶼に上陸して國禁を蔑如せり、其專恣惡むへし、且其國人専ら航海を業とし、我國の大禁なる切支丹を奉せり、是れ固より彼れに近くへきものに非らず、若し貿易を請ふの意あらば、先づ長崎に赴くへきに、今漂民護送を名として、恣に國都の近海に來るは、無狀是より甚しきは無し、漂流の人民は憐むべしと雖も、國家の大利害には換へ難し、小を忍ひされは則ち大謀を亂る、宜く文政年間發布せられたる法令に依り、大砲を以て打ち攘ふ可し」と、意氣激昂。於是乎華山長英等相議して曰く「英吉利は、方今西洋諸邦に於て、尤も強盛なる國なり、神祖の時、貿易の允可を受け、爾人と同じく年々來航したるも、其後彼れ貿易の利なきを以て、來航を絶ちて來らざりしか今更に貿易を請ふは何故なるか。又モルソンといへるは、稀世の豪傑にして、久しく廣東煙媽港に留まり、零々漢學に通し、其著書は既に我國に輸入する者ありて、現に官庫に於て之を秘藏す、此人近時萬國貿易船の總督となりしと聞く、若し果して然らんに、其威權は決してレザノットの比にあらず、而して今日海外の形勢亦昔日と同じからず、今我政府は、鎖國の法令を固守するを以て、當路の人皆外國の事情に通せず、英吉利なる者は、尋常の海

寇なるか如くに思ひ做し、モルソンを以て船名と誤想するを見ても、其迂濶を知るに足れり。モルソンの渡航果して實事ならんには、容易の事にあらず、彼れ苟くも仁義を口にして、漂民を護送し、万里の風濤を凌ぎ、幾多の人員を勞して、我國人を送り來れるに、何等の照會もなさず、又之を慰勞するの禮をも盡さず、直に之を炮撃するか如きあらば、終に怨を強國に構へ、不測の禍を醸すに至らん、今之を處するの方策は、國家治亂の懸る所、實に大事と謂はざる可らず、當時の閣老參政か定見の無きは、止むを得ずと雖も、要路の有司中、此賸易きの事理を解るの人無き乎、此大事を決するに彼の輕卒の法案を以てす、眞に慨歎す可きなり、我黨の平生地理學を修め、万国の事情を考究するは、抑も何の爲めぞや、國家一朝事あるの日に當りて、之か用を爲さんか爲めなり、今は即ち其時なり、宜く國の爲めに、所見を悉して當路の人を訓戒せざる可らず」と。

華山乃ち缺舌小記慎機論等を著せり、然れども容易に其稿を人に示さず。長英も亦夢物語を著し以て要路の人を戒め、國家の大患を未發に防かんとす。翁も亦長英の夢物語に續て、夢の夢物語を著し、泰西諸國の狀態を詳にし、更に時勢の不振を憤慨して、諷刺的に一世を警醒せんことを欲し、姪々數千言を列ぬと云ふ、然れども當時誰か能く此等の書を解する者あらんや。

時に幕府外寇の警備に従事せんと欲し、監察鳥居耀藏に命じて、浦賀の海岸を測量し、砲臺及船艦

を檢査せしむ、代官江川太郎左衛門、其所轄の地なるを以て、幕府に請ふて共に檢査に従事す。鳥居は林大内記衡の次子、大學頭煌の弟にして、儒家出身の人なり、其人と爲りや陰險にして權略に富めり、常に蘭學を唱導する者を惡む。江川は人と爲り慷慨にして大志あり常に時事を慨し、西學の有益なるを信し、翁に従て學び又深く華山と交る、故に意見常に合はず。偶まモルソン渡航の事を言出せし者は皆蘭學者の徒なるを以て、鳥居私かに閣老に陳して曰く、

英人渡航の事は、畢竟荒唐の談にして、近來夷狄の學に心醉せる者の主唱する所なり、彼輩妖言を吐て上、廟堂を蠢惑し下、民心を煽動す、眞に化を亂るの民なり、請ふ夢物語等の書を著す者を捕へて、悉く之を嚴法に處せん、而して夷狄の學は、邪説の根本なり、宜しく之を禁せざる可らず、然らずんば後來國家の大患を生ずるものあらん。

と此時に當り江戸市中に於て、無人島渡航の事を企る者あり、是れ亦蘭學者の提撕により起りたるものなりと雖も華山等の關するものにあらず。此一派は凡十餘の同志ありて、四五年前より新に畑を開墾し、物産を起さんとするの目的を以て相集合し、時々會議を開て相論談し、遂に官に請ふて、渡航の事を果さんと、漸く其準備を爲すに至り、花井某なる者あり大に之を機とし、鳥居の意を迎へ、無人島渡航の事を企つる者は皆蠻學者の徒なりとし之を鳥居に訴ふ、曰く、

近來蠻學大に流行して、天文地理の大より、醫學本草等の末技に至るまで、皆蠻學を以て之を講究し、人々争て其内に入り、益々熾なるの勢ひなり、諸侯にありては島津、三宅の如き、旗下の士にては、松平内記、松平伊豫守、下曾根金三郎、江川太郎左衛門、古賀小太郎、羽倉外記の如き、諸藩臣にありては遠藤勝助、立原住太郎、望月菟毛、庄司郡平、渡邊登、小關三榮の如き、又町醫師高野長英、鈴木春山の如き、浪人佐藤松庵等の如きは皆蠻學を尊信して、或は自ら其書を讀み、或は人に就て其説を聞き、附和唱導之を誇張し、甚しきは夢物語、又は夢の夢物語等の書を著はし、妖言を放つて、廟議を譏刺し外夷を稱賛し、以て人心を煽搖せり、近日彼の蠻學を尊信する者の一派、黨を結ひ、無人島渡航の企あり、是れ全く羽倉外記、江川太郎左衛門等の賛成に出てたる者にして、名は無人島開墾にありと雖も、其實外國に渡航して私に交通を開かんとするものなり。亦風説に依れば彼の蠻學社中には、嚮きに大坂に於て反逆を企てたる大鹽平八郎に親交し、嘗て其逆意に與せしものあり。

と鳥居乃ち其議を益々附會して、閩老水野越前守に具狀す、閩老其告奏を得て大に驚き、頗る其處分に苦みしが、遂に先づ渡邊華山、高野長英、佐藤松庵等を逮捕するの議に決せり、天保十年五月先づ華山を捕へて獄に下す、長英逃る、後ち自首す。是れより先き捕吏翁を探偵すること甚だ嚴な

り、時に鹽谷甲藏徒深夜を犯して、翁の門を叩き、探偵の急なることを告ぐ翁乃ち急に逃れ、竊かに竹口直兄の家に隠匿すること數十日（或云翁も亦獄に繋かると）俯仰感慨に堪へず、古詩二篇を作りて懷を述ぶ、曰く、

幽憤

猗蹉余不淑、嬰累常多虞、辰匪降自天、實是由頑疎、災至神即暗、誰能得觀察、世網一何密、動手輒繫拘、上負生土恩、下愧良友顧、不惜一身死、只悔無美譽、幽阻悠且脩、辛楚交叢驅、松柏凌霜青、然後知操固、厄運有定分、我亦何憂苦。」

宿音壯雄志、蹉跎值頹暮、况乃余薄祐、屯蹇每有餘、恢々天地間、舉臂觸四隅、昔爲泥底龍、今爲押中虎、朋友意皆蔑、親戚亦日疎、糟糠曾不飲、皮褐豈覆軀、寒兒面我泣、餓婦對我訴、人身非金石、神志能不沮、徒懷孤獸念、眷々懷故土。」

何んぞ其の言の豪宕にして其情の悲哀なるや。

抑も鳥居か此獄を起せしは實に江川を中傷するの目的なりしならん。然れども屢々鞫問を経たれども、華山長英等は、全く無人島渡航事件と異にして、唯時務を論したる著書の外、他に捕捉すべきの罪跡なく、且つ其審問中は殊に意を用ひて、事の交友に涉ることを言はず、故に羅織構陷に巧み

なるの奸徒も、其策を施すに由なく遂に江川等に及ばずして、唯二人は終身禁錮の身となれり。嗚呼俊傑時に先んじて世に遇はず往々此奇禍に罹る、實に悲むべきの至りならずや。

天保十一年四月、宇和島藩主伊達宗紀公の薦に因り、丹波綾部の九鬼侯に見ふ、侯天性恭謙にして、能く有識を尊敬し、性理の學を崇ひ、誠意の理を信し、故に嚴しく儉素を勉めて、博く百姓を愛育す、殊に佐藤家學を信すること篤く、常に培養秘録を三唱し、亦執政及び諸官人をして之を熟讀せしめ、以て農政を講究し給ふ。然るに天災地變頻りに起り、江戸の大火に數々其邸宅を類焼し、且つ饑饉の患にかかりて、財用意外に多く、食邑の賦税にて万機を辨するに足らず、亦百姓の困窮を濟はんと欲すれども良策のなきを歎き給ひて、曰く

弊邑偏少、殊に田畑は皆有馬侯の疆裡にて、無地高甚た多く、百姓の困窮を濟はんと欲して、税歛を薄くし、撫育を興へて恩恵を施せども、尙瞻足すること能はず、因て遍く碩學名家に議すれども、其實用の良謨あるとなし、徒に心を勞するのみ、我れ常に先生の著、農政本論、草木六部耕種法、土性辨、培養秘録等を讀んで、心戚々焉たり、希くは先生一度弊邑を行て、審に山澤曠野を踏勘し、百姓を富ますべき良謨あらは明かに我に教へよ、

對へて曰く、僕曾て之れを先人に聞く、元文寛保の頃に當りて、綾部は頗る富饒地なりしと、然る

に今は君侯御心勞の事跡と爲れる者は、凡て是れ澆季の流弊に壓倒せられてなり、蓋し泰平既に二百餘年、知らず識らず風俗奢靡となり、財用費ること年を経るに従て、増し加はるは万国皆同軌なり、若し其領分より出る所の物産及賦税は、別に加はるとなくして只其雜用の費るとのみ、漸々増多するときは、年を経るに従ひて、境内益衰耗すること必然の理なり、故に時務を知るの賢人は、或は山澤を穿鑿し、或は曠野を開發して、土地の耕耨を精細にし、培養の懇到を究極して、種々の物産を出し以て境内を富實す、境内の物産多く出て、百姓富盛なるときは、賦税亦増加するに論なし、故に國用定度を越え多しと雖も、財用の屈するに至らず、有若か曰く、「百姓足焉、君孰與不足、」とは即是なり。今や國君は勿論、卿大夫諸官人に至るまで、皆世祿の富に驕り、心を農事に留むることなし、豈啻に心を農務に留めざるのみならず、其君たるを樂みて、唯言ふまゝにして違ふこと勿らんことを欲するのみ、執政等も亦、權勢強く、國人に畏敬せらるゝとを榮として、其政權の、永く己か手中に在らんことを求むるを以て、其主の愚暗なるを悦び、明察なるを嫌ふか故に、阿諛諂佞なる人物を撰んで、近臣と爲し、骨鯁にして顔を犯し、直言を吐て忠諫する真正の士をば、君邊に侍することを忌み、唯巍然百僚の上に坐し、家老面を振回し、忠義らしき粉穢聲色を遣ふ族のみ多し、斯の如き風俗の頗る流行するを以て、借金之淵に陥らざ

る諸侯は幾んど稀なり。唯君侯の如きは放埒なる國とは大に異なることにて、君子困窮といへる類なり、然れども此儘に捨置き賜ふときは、他の放蕩なる國の貧窮と全く同様なり、必ず經濟せざるべからず。

と於是乎、稜部領内を悉く巡覽し、審に氣候の寒暖を驗し、精しく山河の形勢と天度の度分とを經緯し、明かに土姓の剛柔を辨して、作物の應否を採り、耕種培養の異同を折衷して、一村毎に其土地を經營し、百姓を富盛にすへきの方策を立てり、就中草綿、茶、煙草、桑、菑、莧等の培養法を精細に説き、又漆園を起して漆質より蠟を搾取するの法を懇篤に示し、且つ垂統泉源法を行ひて社會積立講を興し、以て百姓を富ますの良法を施せり。爾來領内の人民皆夢の始めて醒めたるか如く、大に舊來の惡弊を悔み、心竊に天恩國恩の洪大なるを報謝せんと、皆共に勇み進んで産業を勵み、交易を通し、以て國富の計を爲せり、且つ年を経るに従て、泉源法の積立金も、漸次利倍して大に増益するに至れり。是に因て之を觀れば如何に小國なりと雖も其法を用ふれば何んぞ隆盛ならざるの理あらんや、若し王者の起るあらば必ず法を茲に取るべき者あらん歟。

後ち稜部より歸るに及んで、伊達公に責難録（孟子曰、責難於君一謂之恭、陳善閉邪謂之敬、我君不能謂之賊云々の義）を奉らんと欲す、老婦切りに之を止て、曰く、

老爺に大なる失徳なしと雖ども、天稟強悍にして直言を放ち、朋友に疎まれ、同僚の嫉を受け、且世人の愠りに觸るとを畏れざるを以て、生涯を誤るに至り、且數、吾獲陷阱の中に落て、進退維谷の厄窮を受け、妻子に飢寒の困苦を受くるも、皆是己れ一人智ありと思て、親戚の異見を拒み、衆人の怒りをも顧みざるより、禍の起らざるは無し、今年既に七十に餘りて、恒々妻に飯米の無きに困むも、悉く自ら作せる孽なり、尙も其苦痛の酷きに懲りずして、高貴なる御方の御威勢をも惶れず、苦口なる諫言を上つらんと欲す、何んぞ其れ猖狂の甚しきや、且御大家には諫議を司る貴臣も多し、然るに卑賤なる處士の身分を以て、斯の如き唐突を爲さんとを圖る、若夫此書を上るに於ては、越俎の罪を蒙り、其禍必ず祐三に及ぶべし、願くは此上書を已めよ已めよ、と悲涕して沮ると甚切なり。翁之に告て曰く

汝が言ふ所亦理無きに非ず、我も亦我志の世人と同じからざるを以て、我言も我行も、世人と齟齬するよりして、人にも嫉まれ、且危殆なる患難多きとも、夙より自ら知る所なり、然れども汝が知ると能はざる先祖傳統の家訓有て、然せざるとを得ず、今其れ汝が爲に之を説ん、敬みて聞け。抑天命の賦するに従ひて、現世に投生するや、凡て過去に於て、仁義、忠信にして、善を樂て倦まず、能く天意を奉りて人を愛し、人の過を補ひ、人の難を救ひて、其功德の廣大なる者は、

必ず現世に人君と生る、且現在にも徳を脩るときは、未來必ず昇天して神と爲る、周の文王の如きは即是なり。其次は天子及び諸侯、其次は皇族及び卿大夫等の貴人と生る、所謂此天子諸侯卿大夫等、爵祿ある貴人及び權官の外、前世に種々の宿徳宿善有て、上帝の報賞を蒙るべき因縁にて、現世に生るゝ者八ツ有り、一に有徳、二に賢能、三に博學、四に藝材、五に富豪、六に強有力、七に美聲色、八に長壽、之を八眷と云ふ、此も亦前世に功德有て、賞を蒙らずして死したる者の、現世に其宿報を受けて生れたる者なり。世に或は徳操も無く、善行も無く、惡むへく卑むへき人物にて、累りに享福を得て、豊豪顯華なる者あり、或は奸計を行て大利を致し、賄賂等を以て洪福を得る者あり、是れ亦宿善なければ叶ふと能はず。宿徳あれば求ると無しと雖ども、宿報自然に至る、故に自ら求めて僥倖する者は、利福を得ると雖ども其事卑し、故に早く自ら警めずして貪欲の強き者は、現世中にも天罰を蒙ると多し、未來の世には、殊更其罰を受くること酷かるべきと必せり、子思子曰「居易俟命、不求其外」と故に求ると無くして、自ら至るの幸は之を得ると雖ども、後患あると鮮し、唯務めて天意を奉り、善を樂て世人を濟救することを勵むべきのみ。又過去世に於て天の命に率はず、威を逞くし、欲を縱にして、人を苦しめ人を殺し、或は奸計を用ひて、人の物を奪取り、或は暴虐を行ひて、毒を世人に流し、上帝を蔑如して、上下の神

祇を震怒せしめし者は、過去の世に其罰を蒙らざるも、現世に於て必ず其報罰あり、故に善良賢徳の君子なれども、屢々空しく、且不幸短命にして死する者あり、顔回の如きは是なり。或は仁義忠信にして、進退禮を履むと雖も、讒に遇ふて死する者あり、濮陽侯馮參が如きは是なり。或は盡忠報國の勳功を積み、數々勅敵を打破りて、無類の大功を成し、無實の罪にて誅戮せらるゝ者あり、岳飛袁崇煥が如きは是なり。蓋し上帝の勸善懲惡の刑賞は、其世に於て行はずして、或は没後に於てし、或は未來の世に至りて行ふ所以は、哲人たりと雖ども、肉體を脱するにあらざれば、昇天すると能はさればなり。然れども亦現世中に賞罰ある者は、平日常に多し、帝舜禹王湯王文王及び夏桀殷紂隋煬等を觀れば、天意も亦察するに足れり、此等のと鎔造化育論と幽冥律に説たるが如し、故に過去の世の宿善宿惡の有無に拘ると無く、且現世の吉凶生死にも泥むとなく、萬事唯來れるまゝに之を受け、素して行ひ、一圖に天意を奉り、國土を開て、人民を利し、身命を顧ざるは、我家祖先よりの心法なり。曾て不昧軒翁の立明窩翁を警戒したる遺訓に曰「我家は過去の世に、罪惡を作り、天刑を犯すと極て多く、其刑罰を前世に受ずして、死したる惡人の綿綿と繼きて、降誕したる宿劫ありと覺えたり、易曰「積善之家必有余慶、積不善之家必有余殃。」是至當の正論なれども三世を大觀せざるときは疑ふべきもの無きと能はず能く三世を觀通するときは則其差ひ

なきとを知る」と然るに我歎庵翁初て經濟に志し、農政の學を明かにし、事天の業を唱へしより、諸國を遊歴して凶作の患を除き、人の難を救ひ、人の過を補ひ、善を樂み、至誠を盡して、世人を濟度せしと我に至て、三世百有餘年に及ぶ、歎庵翁も元庵翁も、種々の災難に罹り、常に屢餘殃有て、住居を失ひ遂に道路に死せり、皆是宿惡の報應なり。善を積み天に事て、罪科を蒙るは、過去の宿罪を消滅する所以なり、孔仲尼曰「王者之澤五世而盡」と宿惡之罪、亦當然。由是觀之、則我か没する後も、亦尙ほ二世有餘殃、若し危難來ると雖ども、安んじて之を受け、決して追んとを求ると無く、勤めて天意を奉り、我家學を講明し、死に至るまで變ずると勿れ。」と其後不昧軒翁は出羽の阿仁山に卒し、父翁は足尾銅山に卒せり、予も亦汝が知れる如く、本國を富盛するの議を立て、權官に嫉れて罪を蒙り、上總の一揆を鎮めて領主の耻を隠し、且一境の百姓を濟ひ、却て上官に嫉妬せられて亦罪を蒙るに至れり、其他善を行ひ、人を救ふ事に就て、數危殆なる禍を受けたること其數を知らず、是れ朋友舊故の皆知る所なり。生來歩々必ず難あり、少しく身を勵すときは必ず網羅に繋る、誰か云天網恢々ど、愚老が身には、其密なること一に何そ甚しきや、故に畏縮懊惱して唯死の至るを俟つのみ、然れども尙上天の神意を奉ることは、先祖の遺訓を守るなり。今此上書亦一境の國土を富盛して、萬民を安集し、天意を歡喜するの事なり、

若し夫れ之を以て罪科を蒙らば、此も亦宿世の罪惡を滅するの一端なれば、固より甘心する所なり、且又高祖父歎庵翁より、我に至て既に五世、我没する後は、過去の罪惡も亦當に盡くへく、最早祐三に及ぶの餘殃無かるへし、汝之を畏るゝこと勿れ、若又強て沮んとを欲せば、永く訣るべきのみ。

於是乎老婦も家訓の説を用て、泣々上書するを諾せり。嗚呼此家訓あり、翁か毅然として、千百の艱難に遇ふも一步を屈せず、能く時流に卓出して、家學を擴張せんとする宿志の存する所を見るに足る。其上書の略に曰く、

近來の國君、直諫を好むは、甚た稀にして、柔順便佞なる者を寵娖するを以て、諸臣皆其君の好む所に違はざらんことを勤む、故に愚老の如く直言を吐て、阿諛すること能はざる者は、疫病神の如く之を思み畏れて、何れの國も君邊に出すことを禁す、此に就て見るときは天下に諸侯多しと雖も、明公に比すへき君の稀なることを知れり、世子君も亦御少年なれども、有議を愛敬して、令聞日に躋る、兩御所共に賢明にして、士を好むこと極て篤きか故に、顛骨なる信淵か如き者までも、知遇し給ふと甚た篤し、其他御寵遇の士君子俊傑雲の如くなるべし、然れども諸君子は、謙遜辭讓の甚しき者なれば、或は顔を犯して直諫すること無きときは、讒言を聞き給ふこと

能はずして、御仁政日新の慈澤は、百姓に下ること速かならずして徒らに年月を經歷せんとを恐る、愚老年既に七十五、自ら死期の遠からざるを知れり、故に諸俊傑の鏑矢と爲りて、此責難録を上る、是豈啻に御知遇の篤きを謝するのみならんや。

又國家の獨立を論して曰く、

凡國の國たる所以は、士あるか故なり、士の士たる所以は、氣慨あるか故のみ、士に氣慨ありて、而して後に自立するとあり、自立するとありて然して後に、其國以て自立することを得へし、擧國の士自立すること能はざるときは、其國自ら仆れんと必せり、其國の立つと仆るとの機は、唯其士氣の振ふと不振とに在るのみ、故に國は江山城地あるの謂にあらず、士あるの謂ひなり。若し夫れ多士濟々たりと雖も、士氣振はざるときは、木偶人を並列したるか如く、士なきに何そ異ること有らんや、故に國君の患は士氣の振はざるより大なるはなし、昔者皇國の武士勇決にして、武を尙ふこと方國に比なし、故に能く海中に獨立して、外侮を受たるとなし、然るに太平二百餘年、絶て干戈の動きたることなく、外寇の患も亦無かりしを以て、國君及卿大夫、世祿の富に驕り、閑豫極めて多く、皆各邊幅を修飾するを榮とし、風流奢侈相尙ふり貴人は顯華薰灼し、下輩は競奔優遊、全く俳佻に類し、廉節氣概とは何等の事たるを知らざるに至れり、軟弱なると

極めて甚し、故に不意なる遷封の命下るときは、國君卿大夫及群下諸臣に至るまで、震懼股慄、奔趨して唯命之に従ひ、數百年盤踞の舊邦と雖も、疾く其都城及先祖の宗廟を廢して、封城江山を奉り、敬んで換地に退居し、敢て違背する者あるとなし、若し夫れ擧國の士、英氣勃々、強猛勇敢にして國恩を思ひ、身命を顧みざるに至りては、天子の威命を以てすると雖も、數百年盤踞の舊國を、故なきに遷ることを得可んや。然らば太平の世界を以て論するときは、士氣の振はざるも、諸侯を自在に摸著するに宜しく、却て天下の治め易きに似たり、然りと雖も士に氣慨なくして、皆素麵の爛たる如くならんには、万一外寇の來り侵さん時に於て、土崩瓦解の勢ひを爲さんと必せり、故に士氣の振はざるは、國君の大患なりとは是なり、太平永く續くときは、別して士氣を振はしむるの法を修めずんはある可らず。(中略)熱、按するに、御領内の風俗は、物産を興し、需求を豊にするにも、海船を造りて運送を利とするにも、絶て心を留むるものなき所以は擧國の士、皆自ら警めて新なるとを言い出し、萬一仕損し等あるときは、或は俸祿を減せられ、或は家格を下さることも有らん、故に兎に角に默するに如くとなしと信し假令行々國家衰微して、君侯は何様に困迫に及ぶと雖も、わか家さへ無難なれば、先づ己れ一代は相濟むことと心得て、國家の御爲などをは考ふるとなく、或は考へ得たりと雖も、敢て言上する者の無かりしか故のみ、擧

國の士皆己れか家と、己か身の危からざらんことをのみ慎み思て、國家の盛衰と、國君の貧富等には絶て心を留むるものなきに至りては、士氣の振はさると最も甚しきなり。夫れ忠を盡くし國に報するの氣慨なきこと斯の如し、万一不慮の警めあらは、土崩瓦解の勢ひとなるべし、御領内の人氣、まさか愚老か憂ふる程には有まじけれとも、頗る皆竊なる事跡に思はるゝを以て論茲に及へり、明公務めて鯁直倜儻の士を愛し、犯顔諫諍する者を賞して、士氣を振ひ起し、柔佞を退け、諂諛を斥けて、風俗を忠烈にすべし、君子之徳風也、小人之徳草也、明公君たるの威靈を憤發して、直言忠諫の士を勵獎し給はし、群下悉く偃し靡きて、盡忠報國の俊人雲の如く集るべし、故に愚老老耄せりと雖も、犯顔者の先登を勤め、自ら以て郭隗に比す。

と蹇々騁々の言を以て忌憚を避けず、權貴を恐れず、邪を退け、正を進め、經世濟民の術を講し、農政の本原を明にし、進んで海外の形勢を論して、大に弊政の改革せざるべからざること述ぶ、侯大に之を嘉す、後ち大に改革する所のもの多しと云。

其後又侯の爲めに種樹園法を著せり、其序に曰く、

人者天命を稟て出生し、國恩に頼りて成長す、故に志ある者は、天下の人民を濟ひ、國家の洪恩を報して、上天の大徳に答んことを欲せざるはなし、是れ人の恒の性なり、然りと雖も卑賤の家に

生れたる者は、此を奈んともすることなし、古人曰雖有_レ志士仁人而不_レ幸_レ於百里之地則不能_レ行_レ其志也、と信に然り、予弱冠より物産經濟の學を好み、四海に遊歴して、足跡幾んど天下に遍し、然れども只徒らに數多の星霜を経たるのみにて、人世に寸功あることなし、今年八十に迫れり、其死に瀕するに及んで、多年怠りて素養せしを悔痛みて、些少なりとも善事を行ひ、聊か其失を補んことを欲するも、亦晩暮の至りなり、然れども朝聞道夕死可也、と云ふ聖警あり故に晩暮を顧みずして、此法を工夫せり。其發端は田舎の風俗を熟視するに、貧乏百姓、父母を養ふ衣食不足に困み、其妻懷妊すると雖も、密に墮胎隠殺して、小兒を育ふと能はざる者多し、人性誰か己れか子を愛せざる者あらん乎、然るに斯酷虐に至ることは、饑寒の窘急に堪へざるか故なり、愚老此を悲み、濟救せんことを欲すと雖も、卑賤の身に於て奈んともすること能はず、因て熟按するに、予の家世々農政物産の學を講明するを以て、草木耕種の法に老練せり、若蓄積ある人を勸めて、荒野を開發し、種殖培養の妙を盡くして、潤澤の最も多き物産を興し、先づ催主を富ましめ、其餘慶を以て、貧乏百姓等の衣服を足らし、非命に殺さるべき小兒を救ひて、此を養育し、一人たりと雖も、生民を滋息するとあらは、國家の洪恩を報し、上天の大徳に答ふるの一端ならんことを察して、此種樹園法を編成せり。若し夫れ此法を行ふときは、本書會計帳に精く記した

る如く、初年資本金二千兩仕入るときは、第四年に至りて悉く其資本を取返し、尙千金以上の作徳を餘すべし、其後年々作徳金を積立るときは、第十七年に五萬三千餘金の富を致すに至る、是の以後毎年七千餘兩宛の作徳金は、催主の子孫永久の素封なり、又其餘處にて園中の貧乏百姓、百三十餘家の衣食を贍し、各其父母伯叔妻子兄弟等七八百人乃至千有餘人の饑寒の患を免れて、無難に春秋を渡り、兒孫益々蕃息すべく、其他の出入りする日雇人夫までを潤澤するに足れり。」抑も予か種樹園法は、致富の業なれども、世上の富を圖る者とは、其趣き大に異にして、人の産業を兼併し、或は土人所持の田畑を買ひ受け譲り受け、或は土地を典當として、花利の金等を貸す等の仕方は、嚴しく之を禁す、何となれば從來土人耕作の土地を買ひ取り、此に種殖して利を興すか如きは、即豪商豪農等の、小民の家産を併呑し、其利を奪取るの便計にして、必ず郷里の百姓を凋瘵して、終には流散せしむるに至ると必せり、此豈人民を利するの仕方ならんや。故に予か法は古來未だ曾て開さる荒廢の曠野を見立て官に願ひて、新地開發の免許を蒙り、草茅を開き種樹園を興すか故に、艱難甚しと雖も、眉急の貧民を衣食し、横殺の小兒を救はんと欲するの老婆心にて、竊に草木を作り試みるに、本書に論したるか如く、一段の成熟を以て百町千町も概見するに足れり、故に其仕入の資本金と、種植の産物價金の總高とを暗算して、審かに會計帳に

記せり、熟讀して杜撰に非らざることを察せよ、就て思ふに知行高と稱する者は、何れも其采地の租税を用ひて、年々交代參勤し、江戸國許居館造營及家士の俸祿、並に領内堤防溝洫の修理と、道を作り橋を架して行旅に便にする等を悉く賄ふ、且勤もすれば大勢の軍卒を出して、敵兵と戦ひ、雌雄を争ふ大事あるを以て武備精銳を究めずんばならず、此等諸雜用を引き除くときは、其餘り幾許そや、由是觀之ときは、有土の主は、極めて尊貴と雖も、亦甚た多事なる者なり。又予か此業を創むる者は、既に其成就するに及ては、唯謹んで公儀の御制度を守り、孝弟忠信を行ひて、九族を親睦し、嚴肅慈惠を施して、部下を撫御し、稼穡を勵み、草木を植へ、奢侈を警て、怠惰すること無きときは、其慥かにして安穩なると、同日の論に非るなり、故に儲蓄する者は勇み進んで、此法を行ひ、貧民を救濟することを懋めよや。且又所謂此鉅萬の富盛は、能く農事に老煉し、耕種培養の精妙を究めて、地力を盡すの功勞より出ると雖も、其功の成れる所以を、尋るときは悉く皆太平の餘徳に非ることなし、故に素封の業既に成るの上は、園中作物の豐稔と、凶荒とを計算して、時々數千金を定度なく献上して、國家の洪恩を報し奉るべし、尙も如斯心掛るときは、其家永く繁昌すると疑なき者なり。且夫れ予か法を信用するときは、僅か百五十町の荒野と雖も、年々万金の産物を出して、數多の困窮なる人民を救ふに足れり、况んや大國に於て

あや、故に有土の君は、予か草木六部耕種法を熟談して、國家第一の政事は、農業なるを察せよ。

後ち友人の需に應し、種樹園法の開拓地は、百五十町の地を一塲と言めたれども、資本多からざる者は、従事すると能はず、故に其六分一なる二十五町の荒野を開拓し、草木を種殖して、致富の業を創るとを講明し、能く之を新墾し、之を糞培し、心を盡くして、之を耕種するに至りては、十五年を経るの間に、年々千金以上の富を興すに足れり、是れ亦子孫永久の業なり、と致富小記を著せり其略に曰く、

凡新田塲を願ひ受けて、致富の産業を創むるには、土地を撰ふこと専要なり、何となれば種々の物産を興すと雖も、江戸の大都會に運送すると便利ならざれば、此を賣捌くと自由ならずして、勞して功なき者なり、争か致富の業を爲すとを得んや、故に草木種樹の園を起すには、江戸近邊の地にて、大河か海かの船着能き處を撰ふ可し故に武藏上總下總安房相模の五ヶ國を第一とし、伊豆常陸之に次ぎ、駿河遠江奥州等亦之に次ぐ、遠國は愈々損なり。

抑も致富の業を開基するには、僅か二十五町の地と雖も、最初に百兩の金を擲て、先づ其荒野を受領し、次に三百五十八金を以て、支配人及二十四人の百姓を抱へ、又三百七十四兩を費して、

奉行公人等の居宅と、數多の小屋を作り、種々の器物牛馬等を買入れて、新畑開發及農業を勤むべきの用意を爲す、是まで既に前後金七百三十二兩の仕入金なり。且又是より開發に従事し、初年は極めて事多きに因て、二十四人の手入のみにて、存分に事の成就すべきに非るなり、故に數年の間手傳人足を雇はざるを得ず、其上桐蒲桃等の植物は、悉く其苗を買入れ、又蒔く物は其種子を買ざると能はず、又蒲桃を植付くるときは、其柵を造るべきことにて普請金頗る多し、故に其手當なければ叶はざるとなり、然れば豫め千金の用意するは勿論なり。然れども先づ最初の普請金及び雜費四百七十四兩を元仕入とし、又御年貢五兩、並に祭禮の入用十兩、給金三百五十八兩、年々の糞代百兩、其他小作料諸費金二十七兩、都合五百兩を定式とす、其餘は不時金とすべし、而して初年は、定式の五百兩を以て開作事業を爲せば、十七年目には、作徳金千六百十三兩、而して積金は一千九百八十九兩、都合一万餘兩は純益なり。

世上の田畑等は、地勢に屈曲長短ありて四方五町平面なる土地は稀なる者なり、然るに下總六本野、相模玉鶴間野の如きは、數里の間廣平なる野原にて、百町の受所を願ふ者には、六百間四方野原を渡し給ひ、二十五町を願ふときは三百間四方を給り、少しも屈曲出沒あるとなし、故に開發すること甚だ無造作なり、凡そ荒野を新墾するは、一人十坪の役といふと雖も、撫御に妙法を

行ひ、平人二十四人、且手傳人足六人も加へ、皆心力を一齊にし、牛四匹、馬二匹に、銳利なる大犁を負はしめ、鋒矢の法を用ひて、此を開くときは、一日千坪以上も開くべし、然れば晴天二十日の間には、二万坪以上も開發し、五月下旬は二十町に及ぶべく、七月の半迄には、新畑大抵成就すべし。天保十亥年予が門人中西素六なる者、上總國望陀久保田村に於て、七段餘の松山を伐り拂て、松の根迄を除き去り、悉く之を新畑と爲せり、然るに二十人にて十日間にて成就せり、我家の法を用ふるときは、材木森々たる山と雖も無造作に之を拓くことを得、况んや笹原荆棘等の荒野に於ておや、此を開發すると甚た易し、既に新畑の出來たる所には、何物にても利潤の多き草木を作るべし、先づ木數には桐、楮、結香^{ミツマ}、漆、其他梅、桃、林檎、梨、栗、柿、葡萄、榧、瞿子、橘子、柑子等は、利の起ること速なるものなり、之を作るの良法は予が草木六部耕種法に詳かなり、又草類は麥、蕎麥、藎麥、藎麥を始めとして、草綿、藍葉、江花、麻桌、茜草、紫根、煙草、又は茄、蒟蒻、瓜類、生姜、其他尙多し、又諸良材大竹等も植ゆべきなれども、年數を累るにあらざれば、利益の興らざるを以て、此園中には植へしむるとなし、先づ桐を第一とし、蒲桃を第二とし、其樹下には、藎麥、麥、蕎麥を轉くを肝要とす、外に薪料を栽んと欲せば、是亦耕種法薪山の法を合考すべし。

と何んそ其言の周到綿密なるや、然り而して此等の新見は、皆多年精究せる實驗より湧れ出たるものにして、精細に之を講ずるときは、其論する所鑿々として泰西經濟學理の原則に符合し、又之を我國の實地に徴して誤らざるものなり、世の經濟に志し、開拓の業に従事する者豈注意せざる可けんや。

天保十二年十月竹口喜氏の請ひに依り、鳥羽經緯記を著はし、富國の五策を立て、之を贈る、其他紀藩經緯記、日向經緯記等皆翁の到る所能く其領内を經緯して各其土に適當の經緯を立て、以て富國強兵の道を講し、而して皆實効あり、豈徒らに放言大語以て一世を徒過する者ならんや。

天保十二年冬、奥州南部藩大夫横澤兵庫守、夙に翁の家學を信すること深く、且つ翁が世に遇はずして窮厄に苦しむを憫み、翁に勸むるに祿仕せんことを以てす、翁乃ち老衰に托して之を辭し、子信昭昇庵をして奉仕せしむ。翁經世濟民の大策を抱き、世道人心の萎靡振はざるを慨して、憂心耿耿々々熄む能はず、豈俸祿に腰を屈し、小藩に身を委して、徒らに餘命を樂まんと欲する者ならんや。當時家齊公の末世に當り、奢侈文弱の弊風益々甚しく、財政日に窘蹙を極む、公先きに松平定信を擧げて、弊政を改革せんとするや、吉宗の遺法を興して節儉を修め、文武の道を講して、俊才雲の如く起り、文化燦然として寛文の治を爲せしと雖も、年を経るに従ひて國政漸く弛み、上下安佚に

耽り、士民小康に甘するに及んで華美を競ひ、豪遊を争ひ、小祿の大名と雖も、日夜宴樂を事とし、實に徳川時代の全盛を極む。然れども歡樂極まりて哀情多し、徳川氏衰頽の兆候既に此時に胚胎す、春江水暖にして鴨先つ知る、况んや宇内の大勢を洞破するの卓見家たる者豈之を知らざらんや。後ち閑老水野越前守釣命を奉りて、世の所謂天保の改革をなさんとするや、翁謂らく是れ眞藥瞑眩の機會なり、此時亦得易すからんやと、物價餘論簽書を上る、其緒言に曰く

天保九年秋某侯の侯に因て、物價餘論を著せり、蓋し其意に謂らく物價の輕重を通移し、貨弊の決塞を開闢するは經濟の奥旨にして、天下治安の要道なりと、我家世々經濟の學を修め、通移開闢の法を講し、高祖父歎庵、曾祖父元庵、祖父不味軒、父立明窩より愚老に至るまで、五世殆んど二百有餘年此道を精究するを以て事となす、而して常に一事の便宜を見、一事の否塞を聞に付き、何卒國家の爲めに、廣財の淵源を開て、偏に太平の御洪恩を報謝し奉らんことを念とすと雖も、未だ其便を得ずして、徒に献芹の意を儲蓄すること亦既に久し、近來某侯、物價の意外に貴く、且又融通も甚だ厄塞して、世上一統難澁なるを憂ひ、之を濟ふの良法を問ひ給ふと雖も、物價を平準し、時難を救濟すへき制度は、一境の君の能くすへき業に非らざるを以て、固辭せり、然れども某侯頗る請ふて止まず、故に松平越中守定信君の述へ給ひたる、物價論を主とし、其餘

數條を演敷し、之か餘論を綴りて以て其責を塞けり、然れども時其時に非らず、人其職にあらざるを以て、言はんと欲する所をも、口を鉗めること多し、然るに即今の上様は、英果絶倫に御坐して、事を言ふの人に御賞詞を賜はりたるもあり、卑賊愚老か如き者迄も、其有難き事心魂に銘し、欣戴の餘り、高曾祖父以來御國恩を報謝し奉らんと、多年工夫を凝せし御國益の事件を、申上くへき時至れるを察し、右物價餘論に十餘條の愚按を簽書し、以て之を奉呈す、越俎狂愚の罪、其逃れましきを知る、伏して願くは憐察を垂給へ。

寛政の初め、松平越中守定信君、世上の風俗奢侈に沈み、物價騰貴し、世間一統難澁するを憂ひ給ひ、始めて江戸町中家持町人共に仰付られ、地代町入用等の中より、七分つゝを積金として、糶を貯へ、凶年の備と爲し、(其大金と成りたるに及んては、其金を以て天下の財用逼迫なるを融通し、万物の價を平準し給ふへきの御内志なるよし)且又嚴しく質素儉約を行ひ給て、花費を省約し、諸士を撫御し、廉直の氣を振すとを專要とせられ、其他相州浦賀港、及同國觀音崎、三崎港、房州野島崎、洲崎、上總國百首等に大砲臺を築立て、海寇の武備を嚴重に成されたり、是時に當て天下皆定信君の賢明を稱せり。又万物の直段のとを工夫せられて、物價論を著し給ひたるを見れば、全く其時宜に従て、其物の價を差略し給ひたるに論なし、然れども其後四五十年を経る

の間に、財用の融通は益々厄塞して、万物の直段は愈々高く、商人は主となり、外士農工の三民は自ら客となりたる形勢に至りて、一統困窮するに及へり、彼定信君は、世に稀なる賢相にて、能く御政務に心を盡し給ひけれども、當時の事跡に至れる者は、未だ其御見込に至極せざる處あればならん、恐なから彼物價論を熟覽するに、「物價の高る仔細、様々ある中に、先づ第一に金銀錢の位を失ひたると、造る者足らず、費者の多きと、人氣の馴ぬるとの三ツなり、其三ツを推究するときは、奢侈の一ツに歸す」と説れたり。御尤なる論なれども、御思召にては、譬は是は月よと指したる其指を、月と見て未だ眞の月までには至らざるか如し、靜に此を索るに、天下の貨財の窒塞して、時價の騰貴する禍を來せるには、別に一箇の本原あり、其本を抜き、其原を塞かざる中は、假令厳しく奢侈を禁し、儉素を行ひ、法令を酷厲にして、下民を懲御すと雖も、府庫を滿溢して、万民を救済するの行政を施すこと能はざる者なり、故に年を経るに従ひて、上下共に困窮するに至れること、夫れ此の如きか、定信君此制度に御心の届き給ふには、未だ暇あらざりしなるべし。我家高祖父以來財貨衰頹の本原を除き去るに至極の良法あり、爰を以て愚老衰弱多病にして、死期亦遠からざるを以て、國恩報謝の万一に供せんことを思ひて、此を書に筆して御覽に入れ奉り、而して後に死せんことを欲す、是亦高祖父以來の志にして越祖の刑を顧みずして

謹んで上言す。

と娓娓數千万言を列ねて、古昔伊尹か万貨を統括し、輕重を轉移し、決塞を開闔して、大に商國を富ませしか如く、悉く天下の富財を府庫に統括せしむるの策を立て、精密に之を論究し、以て四海を經緯し、万民を救済するの經綸を説き、更に弊政を改革して新政を施すの箇條を列ねて、滿腔の精神を傾盡せり。此策にして若し行はれしめば、啻に天保時代の弊政を一掃するのみならず、封建の制度を破りて、天下一統の政治となし、以て宇内を一新せしめんと難きにあらざ、然れど其後ち暫時にして閑老水野越前守其職を免せられ、次て其言用られずして止む、翁が衷情果して如何そや。

弘化元年十一月、偶々木村子虚なる者、翁を鹿手袋の草廬に訪ひて、經國濟民の策を問ふ、子虚は性質直にして膽略あり、夙に經濟の學術に志し、尤も意を北邊の防禦に用ふ。翁乃ち經濟の蘊奥を開發して復古の大策を述べ、例を和漢の事實に執り、證を經典の本義に徴し、以て答ふ、子虚大に悦んで去る。

後ち首相濱松公、其經濟問答を御覽んじ、復古法の義を聞き給はんことを思召され、近臣秋元宰介を使者として、鹿手袋村の草廬に遣はし、御書を以て諮詢す、其御書に曰く

經濟問答の天福正大にして至極せり然るに是を行はんとすれば靴を隔て、痒きを搔くの憾あるに

似たりいかにとなれば貧民に衣食をあたへ飢寒の患なからしむるは元來望む處なれども差當り倉稟空虚にしては其事をいかにしてなすべきや復古の法を行ふときは五十年には金銀米錢滿溢して置處なきに至るといへり其復古の法といへども餘り嚴敷改革すると下民の欲する所に逆はさるとの二つとみゆれど此二つを行ふに矢張差當り倉稟空虚にしては手を下す事難し此處いかにそやもし難苦の中に生長し厄究に老練したる人を擧用ふるにありといはれ世に伊尹太公望のこととき者あるをきかすよしみつから其氣位の者はありとも其器を見抜かされは應忽に擧用ふべき譯にもあらずしかれば只豪富共をしてしらす覺へず其積蓄の貨財を漸く官庫に歸し入る妙策の詳なるをきかまほしけれ云々

抑も濱松公（水野越前守）は天下の首相なり、天下の首相にして、富國安民の大計を、草莽の野夫に問ひ給ふ、是れ實に翁か父祖以來、赤心報國の宿志を達するの好時機なり、翁何んそ一世の經綸を述べ、滿腔の精神を竭くして、富國安民の大策を建てざる可けんや。翁乃ち三代聖經の精神を咀嚼して、禹舜禹湯の經濟道を尋ね、伊尹管仲か理財法を明にし、商賈を筭して貨物の輕重を通移し、金銀の決塞を開闢し、万貨統括の大計を劃して弘濟の仁政を施すの方針を立て、四海の困窮を救ふの理を極め、復古法慨言と題してこれへ奉らんと欲す、封事既に成る。後ち暫時にして相公亦其職

を免せられ、遂に用ひられずして止む。嗚呼翁先きに公か閣老となりて天保の改革を行はんとするや物價餘論簽書を奉りて素志を達せんとす、書既に奉るや、公職を免せられて用られず、後ち亦其職に復して大に國家財政の衰頹を挽回せんと欲するや、翁に諮ふに富國安民の計を以てす、翁大に答ふる所ありしか、後ち亦其功を果さずして職を免せらる、是れ實に翁の不幸のみならず、實に天下蒼生の爲に悲むべきなり、翁か經綸の長策、若し能く行はれしめば、國家を富盛にし、宇内を一新するの仁政を施せること豈言を待たんや。然れども此法にして充分に行はんとすれば、封建割據の制を破らざる可からず、何となれば天下統一の制にあらざれば、万貨統括の大策を施すこと能はざるを以てなり。况んや當時既に封建の分子漸々減して天下統一統の世とならんとするの際に於てや、實に翁か万貨統括策は實に當時の財政を挽回するのみならんや。

是より先き嘗て秋田藩の財政を挽回せんとするや、十利の策を立て、其經劃略、成る、偶々權臣某の猜忌に觸れて、遂に果さず、後ち大豆谷に退居するや、轉々故國迎慕の情に堪へず、且つ天下の大勢を觀察するに大に痛哭すへき者、大に悲歎すへき者あり、而して今や賢者の機を見て未萌に察し、以て其國本を堅め、其孫謀を立つへきの機會なるを以て、文化九年十二月佐竹侯の寵臣匹田大夫に封事を上る。其言蹇々諤々として權貴を避けず、忌憚を恐れず、慷慨淋漓として熱血を滿紙に

濺き、一命を犠牲に供して經世濟民の大策を進む、何んぞ其志氣の壯豪なるや、然れども又言々悲哀に咽ひ、俯仰感慨に堪へざるものあり、其略に曰く、

一、先づ第一柔佞多智にて、諂諛に煉磨致候人の、君の側に盤據致罷在候に付、諸役人先づ彼が鼻息を伺ひ其上に諸事決斷致候故、彼之所欲者大抵達兼候由に御坐候、右に付無益の華費年々超過に相成、御本國の衰耗漸々甚敷相成申候。第二政事の大躰にも不通、國家の利害をも不辨候て、只眼前の小利のみを貪り候輩の、要職を相勤め候に付、其専務と心得罷在候事件、悉皆鄙陋鎖碎の儀に御坐候、而出精仕相勤候程、却而本國困窮之基根と相成候事共、數多有之候次第に御坐候。第三御役人中各黨を相樹罷在候様子相見候に付、諸事調和致候儀は相成兼候、總而先役之取捨候儀は、何程國家利益に相成候事に御坐候ても、只に打壞踏潰候を以て、己か手柄と心得罷在候に付、時々善事を考出候族も有之様子に御坐候得共、悉皆同僚に被踏倒候而、大抵者成就致候義者無之由に御坐候、元來人類と申候者、其意志之所向者各不同候は、誠に其面之如き者に御坐候得共、其天授之靈の躰中に具足致罷在候に至る者、世界中異同無之者に御坐候に付、古之聖人爲めに法教を作り、學校を設けて、其民を教導罷成、共に大道の所在を知らしめ、以て其衆を調和候義と承及候、秋田表も亦御學館御建被成、盛に人材を御教育被成候

由に御座候得共、御國の諸士は大半我慢驕傲に候て、人之善言を聞候而も、絶て敬信の念無之、只賤劣鄙陋の舉動のみ被成、國家の衰敗を不省候様之人物而已多く出來致候は、御國の學館にては、何様の誼を道學之大趣意として、御教諭被成候哉、大藩の功業固より小人數にて成就可致は無御座候得共、右の如くに學者の立志卑劣、且又人に不調和に御座候ては、表向濟々多士にも見候得共、畢竟は無人同様之次第に奉存候、以上三件は何れも根本の崩壞致候事に候て、可痛哭者に御座候。

一、彼魯西亞之一件、世上の風説承候處、今度和親取結び、交易相通候様に議定相濟候杯と、人々一般に相唱申候、一と通りは安穩なる様に相聞候得共、事の成否未可知者に御座候、但首尾能く和睦相濟候へし、蝦夷地の場所請負之町人共より、年々與羽米十萬石つゝ、彼國へ交易致可被遣など、専ら之風評に御坐候、都而舟に積物致候者、定限の有之ものに御坐候、十萬石之米を運送致候に者、何れ千石積程之大船百艘以上無御坐候而は、運送相辨申間敷候、魯西亞と雖も、別に別方の可致様無之候、是迄日本之様子相考へ候處、僅か壹貳艘之船、國外より來候而、到處の國々雲ひ恐れて、大騒動に相及事に御坐候、然るに今一度に魯西亞船の七八十も入津致候は、如何致候而鎮護致可申哉、殊に何れの地を以て津港と相定可申哉、且又彼國にては君

臣共に我日本を併呑致度心掛候に付、我國の間隙を相窺罷在候者、既に久敷事に御坐候。是迄大患無之相濟來候子細は、彼國の我日本に近き邊境、カムサッカ、オホッカ等之諸州、悉く極寒荒蕪之地に候而、穀類を産候處は一向に無之候に付、在番の軍卒常に食物に困窮致し、本國より蝦夷地に大衆を集置て、日本と雌雄を争候事に相成兼候か故に御坐候、彼賊に食物困窮爲致候者、我日本之勝算に御坐候に付、彼國にては甚以難澁致候事に御坐候、依之年々我北海に出沒致し、我邊境を紛擾して、我國に多事を厭はしめんと相考へ候義も、皆は何如に致候而、日本之米を交易致候而、右之カムサッカ等蝦夷之諸地に大衆を遣し置度内心故之事に御坐候、然るに彼の賊に米を遣し候者、則ち彼の奸計に陥り候次第に御坐候間、實に巨難を養育成長して、己か家に大難を起さしむると申者に御坐候、爾後數十年之中に必無窮之大患と相成は、鏡に掛けて見るか如くに御坐候、故に和親交易を議候者、誠に亡國之策に御坐候、若又痛く打拂候は、年々濱海諸州に小警は可有之候得共、後之大患は有之間敷候、若此事打拂に相決し候は、御家之人數可出候者是非共通れざる事に御坐候。然るに秋田表には海船甚少し、况んや軍船等に至り候而は絶て無之、且又是迄水戰之御操練被成候事も無御坐候得者、賈人之廻船等借用可被成候得共、仲々物之用に相立申間敷候に付、只々陸地備有之候様より、外に致方有之間敷候、

右等の事に付候而も、領内に海船の多々有之候は、國家永世の利益に御坐候、但右様の時節に相臨候は、佐竹家の兵を軍船に不習候由を申立、一時遁れ其の場は相濟み可申哉に御坐候共、只無用の陸地に而已相備、せめて一年も水中に苦戰致候者無之候は、其崇りに候者大成御手傳、其外種々耻辱に相成災害來るべし、此一段は何れに相成候ても可大懼者に御坐候。

一、本藩士大夫の風習を觀察致候に、大半者鄙俚なる事に心力を盡し、無益の處に財用を費候惡僻御坐候、是皆天理の當然を不知と、政治の大躰に不通とに出候儀に御坐候得共、其所由來を相考候得者、一つの可憐者有之候、其仔細と申候は、人々何れも御家者格別之御名家と心得罷在候に付、第一江戸御屋敷の御造營表御殿は申も不及、役室離宮之末に至る迄、皆結構を極め盡度思ひ、且は公儀役人並に御出入有之者共、進物等遣候にも他家よりは夥多豊穰に遣し度欲し、附而者各自の衣服に至りても、兎に角に他よりは華麗に相成、人々其分限より者遙に超過致候次第にて、御上にも又御家格を尊貴に致度欲し、或は大川附之離宮を別段に買添度など議す、是皆名家之爲臣僕者之素心にて、可憐事なり。然共右様の諸件は悉皆婦人女中の所爲に御坐候て、甚鄙俚且無盡之心配と申者に御坐候、御家の爲め御名家者從來世人の所知に御坐候得者、今更新に御取替被成候にも及不候儀、特に今之時代にては賄賂の致様にて、家格の外に

變し候族も有之、或は盜賊の子孫にて少將に昇進致候輩も相見申候、乍然右様の趣にて一時尊貴の様に者候得共、名家と申筋合にも有之間敷候得者、彼銅臭之高位高官等を、御名家にては却て所可耻に御坐候、且又江戸の屋敷と申候者、其實は假りの陣小屋同様の義にて、畢竟は他國の領内に御坐候得者、何程廣大壯麗に御造營被成候共、我物共難定事に御坐候、近くは柳原御中屋敷にて、其例も分明なる次第に御坐候、右様無益之驕奢之筋に、莫大の財用を費し、御本國之困窮を相招候儀、さりとて目之附け處之違候次第に御坐候、秋田表を無雙之富貴隆盛之國と被成候てこそ、御名家たるの甲斐ありと可申に候。小生竊かに御領國之土地を測量致候に、南北三度に近く東西二度に餘れり、山水秀麗、膏腴にして多くの銅鉛金銀を産し、且穀類を出すに於ては夥しき事にて世に名あり、其他絹糸、桑麻、煙草、藍葉、紅花、紫根、硝磺、硫黃、明礬、土油、漆、牛馬、犬鷹諸種之禽獸、又數多の諸材木及諸魚干魚等を出す。凡日本全國之諸侯其封境、誰か本藩より土地の廣大肥沃なる者有之候哉、如此之江山御領被成候て、悲哉他國の君に屈伏奔走被成候者は、御領内之土地不開、人民甚少候て國勢之衰弱なるか故に御座候、小生熟々秋田表の形様を觀察致候處、御分國の内にては百姓甚貧に候て、其父母の表に困窮致候に付、婦人子を産み候ても、其父母には不被替候事故、泣々出産の赤子を殺害致候者、

毎年數方に相及候次第に御座候、御領内の人民寡少に候ては、土地の開き兼候儀は、悉皆士大夫の天理之當然を不知、政事の大幹に不通候て、鄙俚なることに心力を盡くし、無益なる處に財用を費候の所致に御座候、夫れ人は上天之愛子、國家の根本に御座候、人君は天に代りて天の愛子を養育致者に御座候、然るに士大夫其君を誘導被成候て、驕慢奢傲を逞ふし、年々數方之赤子を虐殺被成候事は、何如の道理に御座候や、御本藩學校之教、返すくも可疑之次第に御座候、足下も御存知可被成候通り、國と申者は人民繁盛充實し、英傑官に在りて其政教を治め、上下輯睦して各其事を營み、法令嚴肅に、武備精強に候得者、何程謙遜卑下被成候ても、他より却て長服尊敬致候者に御座候、然るに右様自ら己か國を墮落衰弱被成候て、他國之君に屈伏し、其耻辱を悔其過失を改むるの念も無之、却て財用を費候て、世人之尊敬を得度などと希望被成候事は、何とて矛盾之甚敷候哉、且又天災無常方一大火起りて江戸之御屋敷、悉御類焼相成候事など出來致候は、益々六ヶ敷事件に相成可申候、足下若し急に此等の弊政を御改め不被成候は、秋田は次第に衰頽に相成可申候、此亦可大懼者に御坐候。

一、小生曾て御本藩士大夫の評判を承候處、足下之令聞赫灼として先大夫柳塘君より、遙に上に御出被成候に付、竊かに賀し、自ら謂らく本國を隆盛に可相成者は、必ず斯主なる可しと、其

後熟々秋田表之模様相察候得は、法令煩瑣、境内衰耗し、一つも徳政可觀者なし、而足下一國之大柄を握りて、万機を專斷被成候事、一朝一夕の事にあらず、然るに功業絶て可稱者無之候義は、如何の次第に候哉、或は諸士の評判記なる者も不得其眞乎、若くは足下は小事に而已明察にして、大事には却て愚昧に候者乎、抑又高官に居候を榮と被思召、只安逸に年月を渡り候者乎、何れにしても必ず一つなるべし。然共小生初見の砌より、足下之容貌と辭義とに就て、審かに其爲人を觀察致候に、固より只安閑として高位に有るを樂む者に非るは必矣、然則其功業之不興者、夙夜不怠國事に御苦勞可被成候得共、世既に澆季に相成無奈、時勢に壓倒せらるゝものなるを知る、小生竊かに世界の形勢を觀察致しに、世既に澆季に迫り、時運一變の徴あるを知る。然共澆季之時勢に壓例されて、順俗流而不能卓爾者、庸愚之事にて、英傑は所可耻に候、希くは足下憤發被成候て、其事を新にせよ、詩云「周雖舊邦其命維新」易云「君子彪變」すと、今之世に當りて善變者其後必有餘慶、不善變者は必災害並臻、夫先者制人、後者所制於人は必然の理なり、其吉凶響の如くに應じて、駟馬不可追者、唯今之時を爲然、足下其勉哉々々、足下既に如此の機會に御會致成候て、秋田不能一新、則避賢路而可也、碌々として座なから國家を衰微せしむ可んや。

百祐處士之身を以て、右様之言を吐出候者、極めて越俎にして罪不免を知ると雖、然處女猶愛宗國、况て丈夫有壯心者哉、苟も國家に補益に相成候は、此身は塵粉に相成候とも、本より所願に御坐候、且又小生承及候、當秋足下大坂へ御登の時に、其從騎の盛なる殆んど邦君之如くなりしと、是等は定めて大坂在番の役人中、大坂にて西國大名之領主町人を、各藏屋敷の御殿に徵招し、敬拜諂諛して錢金を借り出し候様子を見、羨敷事と思ひて、足下を強て呼寄候事なるべし、足下大藩の執政たる身を以て、國家百年の病に七年の艾を蓄るを不務、右様之鄙俚賤劣の計策を取用被候は、次第に超過に相成、後には大坂の長人共を江戸御屋敷迄、敬迎被成候て、國君迄に拜伏諂笑せしむるに至るべし。國の柱石として國家心腹の腐朽を不救、只其皮毛を潤色する而已に従事し、俗吏の鄙策に敬從被成候て、氣格を墮落し、以て國體を損傷被成、實地を不履して、虚空を馳聘被成候義は、小生竊に謂らく誤矣、昔大雀尊、下民の貧窮を御憐被遊三ヶ年の間天下の貢税を御免被成下、宮殿破漏りて雨降り候節、御笠を召して御政事御勤ありといふ、國家に長たる者、御帝の御行狀を以て手本と被成候は、争か國用の窮乏を困しみて、給を他國の買人に仰き候事可有之乎、况て當代之御屋形（天樹院様）は、近世無雙の仁君に御入被遊候上は、唯公正無私御相佐被成候、足下既に如此易爲の時に御遇被成候て、